

平成 22 年

## 第 3 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 22 年 9 月 9 日

閉 会 平成 22 年 9 月 21 日

大 津 町 議 会

## 平成 22 年第 3 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 9 日	木	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
9 月 10 日	金	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9 月 11 日	土		休 会	議 案 等 検 討	
9 月 12 日	日		休 会	議 案 等 検 討	
9 月 13 日	月	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9 月 14 日	火	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9 月 15 日	水	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9 月 16 日	木	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
9 月 17 日	金	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
9 月 18 日	土		休 会	議 案 等 整 理	
9 月 19 日	日		休 会	議 案 等 整 理	
9 月 20 日	月		休 会	議 案 等 整 理	敬老の日
9 月 21 日	火	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				13 日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成22年6月例月出納検査の結果について
- 平成22年7月例月出納検査の結果について
- 平成22年8月例月出納検査の結果について

# 平成22年第3回大津町議会定例会会議録

平成22年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成22年9月9日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二      2番 府内隆博      3番 吉永弘則 4番 源川貞夫      5番 鈴木ムツヨ      6番 大塚龍一郎 7番 新開則明      8番 月尾純一朗      9番 坂本典光 10番 石原大成      11番 手嶋靖隆      12番 永田和彦 13番 松永幸久      14番 宇野光廣      15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典      企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則      総務部総務課行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠      企画部企画課財政係長兼ねて地域づくり推進係長 白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 福祉部長 岩尾 昭徳      教育長 那須 雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也      教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二      農業委員会事務局長 服部 次子 子育て支援課長 松永 高春

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第45号	大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第46号	大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について
議案第47号	平成22年度大津町一般会計補正予算（第2号）について
議案第48号	平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第49号	平成22年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
議案第50号	平成22年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について
議案第51号	平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
議案第52号	平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第53号	平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
議案第54号	平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
認定第1号	平成21年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成21年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成21年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成21年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成21年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号	平成21年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号	平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号	平成21年度大津町工業用水道事業会計決算の認定について
認定第10号	熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定について

## 平成22年第3回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成22年 8月13日 陳 情 第 3 号	大津町へ土地購入のお願いに関する 陳情	大津町大字森729番地36 大津町引水東区 区長 西島 洋一	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 2 年 9 月 9 日 (木) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 4 5 号 大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 6 号 大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度大津町一般会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度大津町老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 5 認定第 1 号 平成 2 1 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 2 号 平成 2 1 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 3 号 平成 2 1 年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 4 号 平成 2 1 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 5 号 平成 2 1 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第20 認定第6号 平成21年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第7号 平成21年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第8号 平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第9号 平成21年度大津町工業用水道事業会計決算の認定について

日程第24 認定第10号 熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定について

日程第25 議案質疑

議案第45号 質 疑

議案第46号 質 疑

議案第47号 質 疑

議案第48号及び議案第49号まで 一括質疑

議案第50号及び議案第51号まで 一括質疑

議案第52号及び議案第54号まで 一括質疑

認定第1号 質 疑

認定第2号及び認定第3号まで 一括質疑

認定第4号及び認定第10号まで 一括質疑

日程第26 委員会付託

議案第45号から議案54号まで

認定第1号から認定第10号まで

陳情第3号

午前9時59分 開会

開議

○議長（大田黒英生君） ただいまから、平成22年第3回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、大塚龍一郎君、新開則明君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、9月1日午前8時30分から委員会A室において議会運営委員全員、また大田黒議長に出席を願い、平成22年第3回大津町定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案の20件について、施行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議をいたしました。

なお、認定第1号、平成21年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、熊本中央広域市町村協議会に係る平成21年度歳入歳出の決算の認定についてまでの10件の決算関係については、本日の会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の詳細説明は省略することにいたしました。

なお、一般質問については8名ですので、一般質問の1日目に通告書の1番から4番まで、2日目が5番から8番までの順で行うことになりました。

委員会については、今定例会は決算認定がありますので4日間行うことになりました。

したがって、会期日程については議席に配付のとおり本日から9月21日までの13日間と決定いたしました。また最終日に人事案件が追加提案される予定です。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長の報告を終わります。議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月21日までの13日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの13日間に決定しました。

## 日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） ただいまから、議会運営委員会研修報告をいたします。

委員会は、去る7月20日、21日に全員出席と事務局の計9名で福岡県の新宮町と川崎町の2カ所を研修いたしました。

まず新宮町は、福岡県の北西部、北九州市と福岡市の間にあり、博多駅から約30分のところに位置し、面積は18.91キロ平方メートル、人口は約2万4千600人で、原生林の北限として国の特別記念物に指定されたクスが樹勢しているとのことでした。

研修テーマの議会活性化については、県内31町村へ議員定数についてアンケート調査を依頼、回収し、それを調査分析をし、また区長会、農区長会からの意見書を受け、議会で審議の結果、次の選挙から現在の16名を12名にするというふうに決定したとのことでした。

なお、委員会構成はそのままの委員会構成とし、重複して所属するとのこと。また、議会改革の一環として基本条例は現在ではありませんが、議員全員が3班に分かれて各地区10会場において、3月議会における平成22年度審議の当初予算、各常任委員会の所管業務の報告を行い、その後、質問を受けたとのこと。参加人数は約延べ220人、参加した人の意見要望では、議会報告会を定例化してほしい、町民の声を直接聞いてもらってよかった、議会活動の内容が理解できたし、専門用語を極力わかりやすい表現で説明してほしい、との意見要望が寄せられたとのことでした。また、日曜議会を3回ほど行ったが、周知が足りなかったこともあるが、傍聴者が少なかったとのことでした。また、政治倫理条例の改正では、議会活性化委員会で議論をし、町長や議員等に毎年町税の滞納がないことの証明書の提出を義務づけるよう改正したとのこと。

以上で新宮町の研修を終わり、次に福岡県田川郡の川崎町を研修いたしました。

川崎町は、面積36.12キロ平方メートルで、人口が1万9千600人、昭和30年代までは石炭産業で栄え、その後、農業と観光に力を入れているとのことでした。今回の研修テーマで、議会基本条例について川崎町議会は、条例制定に向けて調査研究を行うために、平成20年の6月議会に改革特別委員会を設置し、次の諮問を行った。

1、議会報告の実施に関する事。2、議会住民団体懇談会の実施に関する事。3、議員定数及び議員報酬に関する事。4、議員改革推進事項の洗い出し実施に関する事。5、議会基本条例の原案作成に関する事等が諮問され、委員会において審議を重ねながら、議員定数の削減、住民アンケート、閉会中の議員研修、議会住民団体懇談会、日曜議会の開催及びインターネットにより議会放映システムの導入、議会ホームページの開設、最終目標とされていた議会基本条例は6月議会で可決をされ、7月1日から施行とのこと。基本条例の第1条に、目的、地方分権化と地方自治の時代に合った町民の身近な議会及び議会活動の活性化と充実のため基本事項を定める。第3条で、第1条の目

的を達成するため、議会の会期を通念とする。会期を1年とすることにより、議会の多様な運営や緊急時の対応など必要なときにいつでも議会活動が行えるため専決処分が少なくなるのではとのことでした。また、議会報告会は試行錯誤の状況とのことでありましたが、いずれの議会も議会活性化のため積極的な取り組みがなされておりました。

以上をもちまして、議会運営委員会委員長報告といたします。

○議 長（大田黒英生君） これで、議会運営委員長の報告を終わります。

#### 日程第5 承認第2号から日程第8 承認第6号まで

##### 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、議案第45号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてから、日程第24、認定第10号、熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定についてまでの20件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第45号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてですが、幼稚園就園奨励金補助金交付要綱の改正に伴い条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第46号、大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についてですが、事務の委託について菊池市と協議をするものであり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第47号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千852万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9千926万円とし、第2表で継続費を、第3表で債務負担行為を、第4表で地方債を補正するものです。

歳入では、地方特例交付金1千562万1千円、使用料及び手数料は5万1千円、国庫支出金712万7千円、県支出金1千460万5千円、繰入金8千44万8千円、繰越金2億8千412万1千円、諸収入101万9千円、町債5億3千776万4千円をそれぞれ増額し、地方交付税を9億1千222万7千円減額するものです。

歳出では、総務費1億3千563万2千円、民生費483万1千円、衛生費477万5千円、農林水産費669万9千円、商工費447万5千円、消防費160万円、災害復旧費100万円、予備費89万3千円をそれぞれ増額し、議会費40万6千円、土木費1千979万5千円、教育費1億1千117万5千円を減額するものです。

議案第48号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千674万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ26億7千293万7千円としたものです。

歳入では、療養給付金等の交付金が1千388万1千円、繰入金5千982万5千円、繰越金6千157万1千円のそれぞれの増額及び国民健康保険税6千820万円、前期高齢者交付金2千935万9千円のそれぞれの減額が主なものです。

歳出では、保険給付費1千225万円、介護給付金885万1千円、諸支出金1千931万1千円、それぞれの増額及び後期高齢者支援金などの2千713万9千円、共同事業拠出金972万9千円のそれぞれの減額が主なものです。

議案第49号、平成22年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ472万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ810万7千円としたものです。

歳入では、繰越金472万2千円増額し、歳出では諸支出金を472万2千円増額するものです。

議案第50号、平成22年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251万円としたものです。

歳入では、繰越金を7万8千円増額し、歳出では総務費を11万5千円増額し、予備費を3万7千円減額するものです。

議案第51号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千881万5千円としたものです。

歳入では、繰入金を2千80万2千円減額し、繰越金を2千110万2千円増額するものです。

歳出では、事業費を30万円増額するものです。

議案第52号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千653万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2千290万2千円としたものです。

歳入では、繰入金1千40万4千円減額し、繰越金7千694万円増額するものです。

歳出では、支出金は2千617万6千円、予備費4千036万円をそれぞれ増額するものです。

議案第53号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千148万7千円としたものです。

歳入では、国庫支出金275万円、繰入金158万7千円、町債120万円をそれぞれ減額し、繰越金を553万7千円増額するものです。

議案第54号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万1千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ2億4千448万7千円としたものです。

歳入では、繰越金を63万1千円増額し、歳出では予備費を63万1千円増額するものです。

議案第47号から議案第54号までの8議案につきましては、平成22年度一般会計及び各特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第1号から認定第10号までの案件は、平成21年度一般会計、各特別会計及び事業会計並びに平成22年3月31日に解散しました熊本中央広域市町村圏協議会に係る歳入歳出決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。一般会計では、歳入総額122億2千625万1千円、歳出総額117万6千583万5千円、翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額7千629万5千円を差し引きまして、実質収支額3億8千412万1千円となっております。大津町国民健康保険特別会計ほか各特別会計におきましては、歳入総額68億8千630万8千円、歳出総額66億4千145万4千円でございます。また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額5千494万1千円、支出済額3千766万円、熊本中央広域市町村圏協議会の決算では、歳入278万3千円、歳出48万4千円となっております。決算の認定につきましては、認定第1号から認定第9号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定第10号は熊本中央広域市町村圏協議会規則第27条第2項の規定により議会の認定を求めるものでございます。

また、監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の昨年度の決算状況について簡単にご説明を申し上げます。

大津町の収入の約33%は、町民の皆さんや企業が納められた町税によるものです。町税総額は約41億2千700万円で、昨年より11億8千300万円の減額となっております。法人町民税が長引く経済不況を反映して、11億7千700万円減額となったのが大きく影響しています。また、町債の残高につきましては、平成16年度をピークに減少しており、平成21年度は約98億8千200万円と前年度比2億1千100万円の減額となりました。平成17年度から4年連続普通交付税の不交付団体となりましたが、平成21年度は世界的な経済不況の影響を受け法人税が多く減収となり、5年ぶりに普通交付税の交付団体となりました。一般的にいう財政力指数は3年間の平均で表します。平成21年度も1.025と1を超える指数となり、数字だけ見ますと財政力が豊かな自治体となります。基金につきましては、平成21年度末の総額は36億円で、前年度比より約15億円の減額となっております。これは、法人町民税の減額に伴う財源の不足を補うために財政調整基金を繰り入れたことや、まちづくり交付金事業、工場等の振興奨励金、奨励補助金、学校建設事業にそれぞれの目的基金を繰り入れたことによるものであります。

このように、大津町は法人町民税に依存する財政構造となっておりますので、兼ねてから可能な限り財政調整基金への積み立てを行い、健全な財政運営に努めなければならないと考えています。地方公共団体の財政の健全化、法に基づく財政指標につきましても、早期健全化基準を下回り健全な数値と

なっております。また、全国の類似団体と比較しても、健全財政を堅持しておりますが、今後とも行財政改革大綱集中改革プランを着実に実行し、住民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、行財政改革のさらなる推進に努めてまいりたいと考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況のご説明とともに、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決、ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、各会計の決算認定以外の案件につきましては、所管部長をして詳細説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） おはようございます。

議案第45号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の1ページをお願いします。

今回の条例改正は、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い条例の一部を改正するものです。

説明資料の1ページをお願いします。別表1の補助限度額の同一世帯から3人以上を就園している場合の第3子以降が7万7千円から7万8千円に引き上げられます。

説明資料の2と3ページをお願いします。次に、別表2の補助限度額の小学校1年生から3年生の兄、姉を一人有しており、就園している場合の第2子が2万6千円から3万5千円に、また小学校1年生から3年生の兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の第3子以降及び同じく兄、姉を2人以上有している第3子以降が7万7千円から7万8千円に引き上げられます。

戻りまして、議案集の2ページをお願いします。附則で、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の規定は、平成22年4月1日から適用するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。

議案第46号です。大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についてです。

議案集の3ページと説明資料の4ページをお願いいたします。議案第46号、大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についてをご説明申し上げます。本議案につきましては、現在、菊池市に事務の委託を行っていますが、竜門ダムから送水されています農業用水利施設に係る維持管理関係でございますので、規約の一部の変更を行おうとするものでございます。

説明資料の5ページをお願いします。アンダーラインの中で、規約の第6条第1項、決算の場合の措置の中の「第233条第5項」を「第233条第6項」に改めるものでございます。規約の変更に

つきましては、関係5市町、菊池市、合志市、山鹿市、熊本市で同文議決を行い、お願いするもの  
でございます。

附則で、この規約は平成22年10月1日から施行しようとするものです。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第50号です。特別会計の補正予算資料をお願いします。平成22年度大津町外  
4ヶ市町村共有財産管理处事務受託特別会計補正予算書（第1号）について説明します。

議案集は8ページになります。補正予算の概要は、12ページとなります。

歳入で、款2、項1、目1の繰越金でございます。7万8千円の増額補正は、平成21年度の歳入  
歳出予算の確定に伴うものでございます。

歳出です。8ページになります。補正額の11万5千円の増額は、節11負担金補助及び負担金の  
交付金で、熊本県水源林造林協議会負担金の11万5千円であります。この負担金は、21年度に実  
施した森林農地整備センター分収林の石団地、古城団地の水源整備事業に対する負担金で、翌年度に  
納付するものであります。款2、項1、目1の予備費です。補正額3万7千円の減額につきましては、  
目2一般管理費の熊本県水源林造林協議会負担金の増額補正に伴うものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長木村誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。

議案第47号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要を参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に2千852万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億9千  
926万円とするものです。

第2条で、継続費の追加を第2表継続費補正のとおりといたしております。

第3条で、債務負担行為の追加及び変更を第3表債務負担行為補正のとおりといたしております。

第4条で、地方債の変更を第4表地方債補正のとおりといたしております。今回の補正の主な内容  
といたしましては、歳入面では普通交付税が交付額の確定により10億6千631万3千円となり、  
当初予算に比較しまして9億1千222万7千円の減額となりました。一方、交付税の財源不足を補  
う臨時財政対策債は6億2千446万4千円の増額で9億7千46万4千円となりました。大津町の  
普通交付税の今年度当初予算見積もりにおきましては、過去3年間の法人町民税の精算や予定納税に  
伴う還付などの精算を見込んで積算をいたしております。今回の交付税の算定について、2つの点に  
ついて国から説明がっております。まず1つは、地方交付税と臨時財政対策債の関係であります。  
国は、地方交付税については普通交付税と臨時財政対策債を合算した額を実質的な地方交付税と考  
えており、今回は特に財政力の弱い地方公共団体に配慮して算出方法の見直しをしたといたして  
おります。つまり、財政力によって臨時財政対策債と交付税の配分の割合に差を付けたという  
ものであります。大津町のように財政力の強い自治体には臨時財政対策債の割合を大きくして  
配分したというものであります。もう少し具体的に申し上げますと、国は財政力の弱い団体  
には普通交付税として交付い

たしますが、財政力の強い市町村には臨時財政対策債という形で自治体に借金をさせて、交付税の総額だけを合わせるというものであります。借り入れ後、臨時財政対策債の元利償還に要する費用を交付税の算定に用いる基準財政需要額に参入するという、いわば分割払いの形で交付していくという国の考え方であります。その結果、交付されました普通交付税と臨時財政対策債を合わせたところでの予算額と今回の交付額を比較いたしますと、総額で2億8千776万3千円の不足となっております。2つ目が、この不足額に対する計算の仕方についての国の説明であります。交付税の算定に用いられます法人町民税の推計税額と実績による基準税額の差額であります過年度分の精算につきましては、本来翌年度以降、3年間に分けて精算されるものであります。今年度の当初予算におきましても、それらを見込んで計上いたしておりました。しかし、今回の交付税の国の算定式では、平成22年度の推計税額で調整できないマイナスの精算額につきましては、その精算額をさらに翌年度以降に繰り延べるといふものであります。それによりまして、大津町は今年度2億9千万円の不足となったものであります。これにつきましては、平成23年度以降の交付税において精算し、交付されることになっております。先の総務省のとりまとめによりますと、平成21年度の法人町民税や事業所税の歳出還付だけでも全国で総額7千億円になる見込みであります。それに、過去の推計税額と実績との差額の精算を加えますと、多額の財源が必要になります。今年度は、そのように大津町と同様に交付税で精算が繰り延べになった自治体が全国で267団体にも上っているということであります。大津町では、今年度の不足額の2億8千776万3千円は、繰り越しによる財源と財政調整基金からの繰り入れで対応させていただくことにしています。しかし、このような国の見込みを超える分についての繰り延べによる交付の算定方法は、自治体の財政を非常に圧迫するものであります。これらの精算額につきましては、

速やかに単年度で処置いただくよう、同じように精算ができていない自治体と連携を取り国に強く要望しているところであります。併せて、普通交付税と臨時財政対策債の割合についても、他の自治体との均衡ある配分を求めているところであります。

ほかの補正の主な内容は、平成21年度繰越額の確定による2億8千412万1千円の増額補正です。歳出面では、繰越額の確定に伴う財政調整基金の積み立てが1億4千300万円の増額、大津小学校分離校造成工事で1億1千202万6千円の減額であります。

8ページをお開き願います。第2表、継続費補正です。款8、項3町道本田技研325号線交差点道路改良工事につきましては、平成23年度までの継続事業として追加の補正をお願いするものです。町道本田技研325号線交差点道路改良事業は、当初予算において単年度事業として計上いたしておりましたが、この事業と併せて行われます県による信号機設置工事が一部平成23年度の秋にずれ込む見込みとなり、今回継続事業として実施することにしたものです。事業費の総額は1億2千400万円で、年割額は平成22年度が3千万円、平成23年度が9千400万円といたしております。

9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。追加で、総合行政システム利用料を期間は平成23年度から平成27年度までで、限度額は9千168万6千円です。大津小学校分離校建設現場仮囲い設置借上料は、期間は平成23年度から平成24年度までで、限度額は722万円で

す。変更は、電子計算機器保守委託の限度額を2千188万8千円から118万円に、電子計算機器借上を1億1千367万円から1千583万2千円にそれぞれ変更するものです。追加の総合行政システム利用料及び変更の2件につきましては、電子計算機器総合行政システム関係で、当初予算は大津町役場の電算室に電子計算機を設置して業務を行う自町方式で計上いたしておりましたが、熊本県内で総合行政システムの実績がある7つの業者を対象にプロポーザルによる提案を募集しましたところ、1事業所から応募があり、業務を請け負う事業所が所有する電算機器を利用しサービスを提供するクラウド方式の提案がありました。審査会による審査の結果、その事業所を優先交渉権者と決定し、それに伴い電子計算機器保守委託及び電子計算機借上をそれぞれ減額補正し、新たに総合行政システム利用料を追加補正するものです。なお、今回新しいシステムの稼働を来年3月と予定いたしておりますので、変更前の月数は54カ月でしたが、変更後及び追加につきましては59カ月分を計上いたしております。総合行政システムに関する5年間の総額で比較いたしますと、当初予算の自町方式では2億8千565万3千円で、補正後のクラウド方式では2億3千439万5千円であります。金額では5千125万8千円、率にして18%の減となっております。追加補正の大津小学校分離校建設現場仮囲い設置借上料は、分離校の建設が住宅内での複数年間にわたる工事のため、安全の確保とほこり等への環境配慮から設置するものであります。

10ページをお願いいたします。第4表、地方債補正です。変更で、臨時財政対策債を9億7千46万4千円に増額し、一般単独事業債を3千700万円に減額するものです。臨時財政対策債は額の確定によるもので、普通交付税の算定に際し、財政力の強い自治体には臨時財政対策債の割合を増やし、交付税の額を減額したことによるものです。一般単独事業債は、大津小学校分離校用地造成工事を当初計画では今年度で終える予定でありましたが、校舎建設部分以外の造成工事につきましては、平成24年度の緑化工事や外構工事と併せて別工事として発注することにしたものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

それでは、歳出からご説明をさせていただきます。説明書の19ページをお開きをお願いいたします。

款1、項1、目1議会費、節3職員手当等の減額及び款2、項1、目1一般管理費、節3職員手当等の増額は、職員の申請などに伴う補正です。節4共済費の増額は、緊急雇用対策相談員配置事業に伴う社会保険の事業主負担であります。目5財産管理費、節15工事請負費は、庁舎の漏水補修工事ほかであります。目7電子計算機は、先ほど債務負担行為の補正でご説明申し上げました総合行政システムに関するものです。町でリースしましたコンピュータを大津町役場において電算業務を行う方法から、データを処理する業者のコンピュータを利用して電算業務を行う方法に変更することによるものです。当初は10月から自町方式で変更する予算で計上いたしておりましたが、今回のクラウド方式は3月からの更新といたしましたので、現在のシステムの5カ月分の延長に伴うものです。リースが切れることなどにより減額の補正と3月からのクラウド方式に伴うシステム利用料の増額補正であります。

20ページをお願いいたします。目13財政調整等基金費は、平成21年度繰越額の確定に伴い繰越金の2分の1を下回らない金額を財政調整基金に積み立てるものです。

款2、項2、目1 税務総務費、節2 3 償還金利子及び割引料は、町民税の過年度還付に要するものです。

2 1 ページをお願いいたします。款2、項5、目2 各種統計調査費は、人口や世帯数の増加に伴い、国勢調査の調査区数と調査員が増えたことによるものです。

2 2 ページをお願いいたします。款3、項1、目1 社会福祉総務費、節2 給料は、職員の退職によるものです。節2 3 償還金利子及び割引料は、地域福祉等推進特別支援事業の実績に伴う平成1 1 年度補助金の返還であります。目2 障害者福祉費の節2 3 も同様に負担金の返還実績に伴う負担金の返還であります。目4 老人福祉費、節7 賃金は、包括支援センターに緊急雇用創出事業により地域相談員を雇用するものであります。

2 3 ページをお願いいたします。目7 老人ホーム費は、短期宿泊に対応するものです。項2、目1 児童福祉総務費は、国の安心子ども基金による地域子育て創生事業として遊具等を購入するものです。目3 大津保育園費は、園舎の雨漏りのための屋根防水シートの補修工事であります。

2 4 ページをお願いいたします。款4、項1、目1 保健衛生総務費から、目4 健康増進費の節2 3 償還金利子及び割引料は、それぞれの平成2 1 年度事業の確定に伴う平成2 1 年度補助金の返還金です。

2 5 ページをお願いいたします。款6、項1、目1 農業委員会費、節1 3 委託料は、農地法の改正に伴う農地基本台帳整備のための電算システム委託です。目4 農業振興費、節1 9 負担金補助及び交付金は、いずれもイノシシ等の有害獣の駆除及び被害を防ぐための電気柵購入の補助であります。目4 畜産業費、節1 9 の口蹄疫支援金は、今回宮崎で発生しました口蹄疫により、家畜市場が閉鎖となり、市場に出荷できなかった子牛の飼養を余儀なくされました農家の対し支援金を援助し、経営の安定化を図るもので、出荷遅延の影響を受けた子牛1 頭当たり1 万円を援助するものであります。目5 農業構造改善事業費、節1 1 修繕料は、去る7 月1 7 日の落雷により故障しました岩戸の里の集中管理用時計を修理するものです。修理に要する費用は、後刻共済保険により補てんされるものであります。目6 農地費の節1 5 工事請負費は、岩坂南地区の水路を一部改修するものです。目7 圃場整備費ですが主なものは節1 3 委託料で、迫井手地区圃場整備事業の一時利用指定地が確定したことによる換地業務委託料の増額です。

2 6 ページをお願いいたします。目8 農地管理費は、緊急雇用創出事業により農振地域の見直しに伴う事務補助の臨時職員賃金です。

2 7 ページをお願いいたします。款6、項2、目2 林業振興費は、町有林保育事業等委託契約により入札算を減額するものです。

款7、項1、目2 商工業振興費の節1 3 委託料で、交流センター運営組織設立準備業務委託は、交流センターのオープンに向けて運営方法や施設の内容を整理するために専門のスタッフを雇用するものです。観光施設づくりのための調査業務委託は、空き店舗の実態調査などを行ない、観光施設拠点づくりのデータベース化を進めるもので、いずれも県の緊急雇用創出事業による業務委託です。目3 観光費の節1 2 役務費及び節1 3 委託料は、岩戸溪谷周辺整備事業に伴う組み替えであります。節1

9道の駅整備補助金は、道の駅大津のトイレ等の改修を行うものです。

28ページをお願いいたします。款8、項2、目2道路維持費、節13委託料の護岸雑草処理業務委託は、新たに鳥子川地区に白川護岸雑草処理を委託するものです。境界測量等業務委託は、法務局前線ほかの道路改良に伴うものです。節14の使用料及び賃借料、節15工事請負費、節16の原材料費は、緊急に補修が必要な町道の改修に対応するものであります。

29ページをお願いいたします。款8、項3、目3公園緑地費、節11需用費は、平成21年度実施しました公園遊具の点検の結果、急を要するものについての修繕などであり、節13委託料は、入札残です。

款9、項1、目1常備消防費は、子ども手当に伴う菊池広域連合消防負担金の増です。

30ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費、節1教育指導補助員の報酬は、町内小中学校教職員の指導、教育研究推進、学校間の連絡調整等の補助を行い、児童生徒の基礎学力の向上を目指すものです。節7賃金の学校ICT管理補助員賃金は、昨年度導入いたしました教職員用パソコンや電子黒板等のより一層の利用充実を図るものであります。款10、項2、目2教育振興費、節18の美化教育用備品は、補助金の増額により不足する備品を購入するものです。

31ページの項3中学校費、理科教育備品も同様です。目3学校建設費は、冒頭ご説明いたしました大津小学校分離校の建設に係るものです。開発協議変更申請負担金は、昨年用地取得時に行いました変更申請後、基本設計等の実施、検討をする中で新たな事項が発生したことによるものでございます。

32ページをお願いいたします。款10、項5、目1社会教育総務費です。節1及び節9旅費は、社会教育委員の九州ブロック社会教育研究大会参加に伴うものです。節19の地域生涯学習施設等改修補助金は、岩坂共同利用施設の公共下水道接続のための排水設備工事助成です。工事費の3分の1を補助するものであります。目4文化振興費は、迫井手地区埋蔵文化財調査に係る入札残ほかです。

33ページをお願いいたします。目5町民交流施設運営費は、ガラス等の修繕をするものです。目8矢護川コミュニティセンター費及び目9野外活動等研修センター費の遊具等撤去業務委託は、老朽化により危険な遊具等を撤去するものです。

34ページをお願いいたします。目2体育施設費の修繕料は、町民グラウンドのナイターの修理です。

款11、項1、目2林業用施設災害復旧費は、緑資源基幹林道の路肩崩壊に伴う復旧費用です。

35ページをお願いいたします。款13予備費で、財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入をご説明いたします。

14ページをお願いいたします。款9、項1、目1地方特例交付金の増額は、交付額の確定によるものです。

款10、項1、目1地方交付税の減額は、冒頭ご説明しましたとおり、当初予算では普通交付税を20億5千854万円見込んでおりましたが、交付決定が10億4千631万3千円となり、9億1千222万7千円の大幅な減額となっております。

款13、項2、目2民生手数料は、老人ホームの短期宿泊手数料であります。

15ページをお願いいたします。款14、項2、目1民生費国庫補助金は、社会福祉協議会に委託して行っております地域福祉等特別支援事業の補助が確定したことによるものです。目5教育費国庫補助金は、理科振興備品の購入補助です。

款15、項2、目2民生費県補助金の地域子育て応援事業は、子育て用遊具等の購入の100%補助です。目4農林水産業費県補助金の農地制度実施円滑化事業費補助金は、農地法の改正に伴う農地台帳のシステム改修補助であります。目5商工費県補助金は、緊急雇用創出事業交付金で、4名の雇用を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。款15、項3、目1、節2統計調査費委託金は、国勢調査を行う委託金の確定です。目4農林水産業費委託金は、迫井手圃場整備の一時利用面積の増に伴う委託金です。目5土木費委託金は、鳥子川地区の白川護岸の雑草処理業務委託の委託金です。

款18、項1特別会計繰入金は、平成21年度決算に伴う老人保健、介護保険の各特別会計からの繰入金です。

17ページをお願いいたします。款18、項2、目5財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として繰り入れるものです。

款19、項1繰越金は、平成21年度決算に伴う繰り越しでございます。

款20、項4、目2、節1雑入の熊本中央広域市町村圏協議会返還金は、この協議会が平成21年度末に解散したことによる決算剰余金の返還です。道の駅整備助成金は、道の駅大津のトイレ等の改修に対する財団法人九州建設弘済会からの助成です。

18ページをお願いします。款21、項1、目1総務債をお願いいたします。臨時財政対策債であります。国が地方交付税等の配分方法を変更したことによる増額となっております。目6教育債は、大津小学校分離校用地造成工事の変更によるものであります。人件費関係の補正の内容につきましては、給与費明細で説明させていただきます。

36ページをお開きをお願いいたします。1、特別職の表で、その他の特別職11人の増加は、国勢調査の調査員の増であります。報酬額は、国勢調査費の報酬と教育委員さんの研修に伴う報酬の増であります。

37、38ページをお願いします。2、一般職では、人員は教育指導補助員の1名の増です。職員手当の増減につきましては、記載のとおりであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。

議案第48号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正の主なもの、平成21年度の特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金及び後期高齢者支援金等の平成22年度保険者負担金の額の決定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千674万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7千293万7千円とするものでございます。

歳入について、説明書の9ページと、併せて別冊補正予算の概要、9ページから12ページをご参照をお願いします。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は、全体的な課税所得の減少により、節1医療給付費分、現年課税分5千600万円、節3後期高齢者支援金分、現年課税分が1千400万円、節5介護納付金分現年課税分610万円、計7千610万円の減額補正を行うものです。款1、項1、目2退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者の人数増による790万円の増額補正を行うものです。

10ページをお願いします。款3、項1、目1療養給付費等負担金は、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金、介護納付金の平成22年度額の確定に伴う国庫負担金の34%分の減額補正です。目2共同事業負担金は、本年度の額の確定による減額補正です。目3特定健診審査等負担金は、本年度の額の確定による増額補正です。款3、項2、目1財政調整交付金は、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金、介護納付金の平成22年度額の決定に伴い、国庫補助金9%分の減額補正です。目3出産育児一時金補助金は、平成21年10月1日以降の出産に対し4万円が増額されたことに伴う国の補助金で、本年度交付決定による増額補正です。

11ページをお願いします。款4、項1、目1共同事業負担金は、今年度の額の確定により国と同額の減額補正を計上しています。目2特定健康診査等負担金は、本年度の額の確定により国と同額の増額補正を計上しております。款4、項2、目1普通調整交付金は、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金、介護納付金の平成22年度額の決定に伴う県負担金の6%分の減額補正です。

款5、項1、目1療養給付費等交付金の節1現年度分は、社会保険支払い基金の平成22年度交付額の決定による減額補正です。節2過年度分は、平成21年度退職療養給付費等に係る交付金で、退職被保険者の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、平成21年度の精査に伴う増額補正です。

12ページをお願いします。款6、項1、目1前期高齢者交付金は、平成22年度交付額の決定による減額補正です。

款7、項1、目1共同事業交付金は、医療費が1件につき80万円を超える分に対して交付される高額療養費共同事業の平成22年度交付額の決定による減額補正です。目2保健財政共同安定化事業交付金は、医療費が1件につき30万円から80万円の分に対して交付される高額療養費共同事業の平成22年度交付額の決定による減額補正です。

13ページをお願いします。款9、項1、目1一般会計繰入金は、歳出で事務費を同額減額するこ

とによる繰入金の減額補正です。款9、項2、目1国民健康保険基金繰入金は、税収減に伴う財源を確保するため、基金の繰り入れによる増額補正です。

款10、項1、目2その他繰越金は、平成21年度特別会計への歳入歳出の額の確定に伴う繰越金を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。14ページをお願いします。款1、項1、目1、節14使用料及び賃借料は、国保連合会からの共同電算リース期間の終了に伴い減額補正するものです。

款2、項1、目1、一般被保険者療養給付費等、目2退職被保険者等療養給付費は、交付金等の確定に伴い財源の組み替えを行うものです。

15ページをお願いします。款2、項2、目2退職被保険者等高額療養費は、4月から8月までの高額療養費が前年と比較し2倍以上となっており、今後の療養費支出に伴う増額補正を計上しております。

款2、項4、目1出産育児一時金は、補助金の交付決定に伴う財源の組み替えを行うものです。

款3、項1後期高齢者支援金等と、16ページ、款4、項1前期高齢者支援金等、17ページ、款5、項1老人保健拠出金、款6、項1介護納付金、18ページ、款7、項1共同事業拠出金までは、平成22年度のそれぞれの負担額の確定に伴う補正です。

款8、項1、目1特定健康診査等事業費は、国・県負担金の額の確定に伴う財源の組み替えを行うものです。

19ページをお願いします。款11、項1、目3償還金は、平成21年度の一般被保険者に係る医療費の額の確定に伴う国への療養給付費等負担金の償還金及び平成21年度特定健康診査精算分で、国・県への償還金の増額補正を計上しております。

款12、項1、目1予備費で、補正に伴う財源調整を行っております。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第49号、平成22年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成21年度大津町老人保健特別会計歳入歳出の額の確定に伴う繰越金の増額に伴う補正を行っております。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ472万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ810万7千円とするものでございます。

歳入について、予算に関する説明書の7ページと併せて補正予算の概要12ページをご参照お願いいたします。款5、項1、目1繰越金は、平成21年度大津町老人保健特別会計歳入歳出の額の確定に伴う繰越金を計上しております。

次に、歳出について8ページをお願いします。款2、項1、目1償還金は、平成21年度老人保健医療給付費等事業実績に伴う支払基金交付金、国庫負担金、県負担金精算に伴う増額補正を計上しております。款2、項2、目1一般会計繰出金は、償還分を差し引いた分を一般会計に繰出金として歳出処理するものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第52号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成21年度大津町介護保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千653万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2千290万2千円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。予算に関する説明書の8ページと併せて別冊補正予算の概要13ページをご参照お願ひいたします。款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金は、平成21年度の繰越額の確定により財源確保できる見込みのため、介護給付費準備基金繰入金を減額するものです。

款8、項1、目1繰越金は、平成21年度大津町介護保険特別会計歳入歳出の額の確定に伴う繰越額を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをお願ひいたします。款5、項1、目2償還金は、平成21年度介護給付費の額の確定に伴う国庫負担金、県負担金及び支払基金交付金、地域支援事業費国庫交付金、県交付金、介護保険事業補助金の確定による返還金を計上しております。款5、項2、目1一般会計繰出金は、平成21年度介護給付費と事務費の精算確定に伴う補正です。

款6、項1、目1予備費で財源調整を行っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第54号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成21年度の大津町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願ひいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4千448万7千円とするものでございます。

歳入について、説明書の7ページをお願いします。併せて、別冊補正予算の概要、14ページをご参照お願ひいたします。款5、項1、目1繰越金は、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定に伴う繰越金を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いします。款5、項1、目1予備費は、繰越金を平成21年度の精算に備えるため予備費に計上するものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議案第51号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願ひいたします。補正予算の概要につきましては、12、13ページになります。今回の補正は、前年度事業の確定に伴う繰越額の補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億6千881万5千円とするものです。

第2条の債務負担行為の追加につきましては、4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の補正ですが、平成20年度から3年間の期間で実施してきました大津町浄化センター等包括的民間委託及びマンホールポンプ管理包括的民間委託が本年度で最終年度を迎えるため、新たに平成23年度から3年間で民間委託を行うために、今回それぞれの限度額の設定をお願いします。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。8ページをお願いします。歳入から説明いたします。款4、項1、目1一般会計繰入金は、繰越額が確定し増額になることに伴い減額するものです。

款5、項1、目1繰越金は、前年度事業の確定により増額するものです。

次に、9ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、下水道負担金を一括納入される受益者が多くなったことに伴い、報償費を増額するものです。款1、項1、目2事業費及び款2項1、目1元金は、一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い財源を組み替えるものです。

続きまして、議案第53号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要は、13ページ、14ページになります。今回の補正は、前年度の事業確定に伴う繰越額及び補助金の変更による補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ4億5千148万7千円とするものです。

第2条の地方債の変更につきましては、4ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正ですが、表のとおり補正前から120万円減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じになります。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。7ページの歳入から説明いたします。款3、項1、目1農林水産業費国庫補助金は、工事実施に伴う事務費等の工事雑費が補助対象から除外されたため減額するものです。

款5、項1、目1一般会計繰入金は、繰越額が確定し増額になるため減額するものです。

款6、項1、目1繰越金は、前年度事業の確定により増額するものです。

款8、項1、目1農業集落排水事業費は、補助金の確定に伴い減額するものです。

次に、8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目2農業集落排水事業費及び款2、項1、目1元金は、一般会計繰入金、繰越金、補助金等の変更に伴う財源の組み替えになります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

## 日程第25 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第25、議案質疑を行います。

まず、議案第45号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第47号に対し質疑を行います。

まず初めに、口蹄疫のことですけれども、25ページ、ここで畜産業費として補助金が口蹄疫支援金550万円、1頭につき1万円という説明を受けましたけれども、この1万円の根拠。例えば、近郊町村や九州内、いろんなところはこういった形でこういった補助、支援を行っているのか。それに並んだものなのかということであります。

次に、27ページの商工費の中の観光費ですけれども、道の駅の整備補助金として74万円、トイレ等の改修、そういった形で説明されました。この74万円というのが、例えば一般企業で言うところの償却期間が過ぎたので新しいものと取り替えるというものなのか、または何者かによって壊されたとか、そういったものが考えられる。こういった形の修理、整備なのかという形ですね。もしも、第三者のイタズラによって壊されたとかいうことであるならば、管理体制まで疑わなくてはならないということになりますので、そのところの、こういった流れなのかというのを質疑したいと思います。

あと1点がですね、職員の給与についてであります。38ページの中で、職員手当の中に時間外勤務手当が11万7千円の増額となっております。この時間外勤務手当については、最近では、昨日の新聞だったですかね、市民病院あたりの時間外を支払われていなかったとか、何かいろんなことが書いてありましたけれども、今のですね、一般企業の流れからすると、この時間外をするのであるならば企業人として失格だよという流れの風潮の企業はたくさん出てきております。時間内にきちんと終わる。しかしながら、私も長く議員をさせていただいておるので、例えば時間外でしかできない業務、徴収業務と色々なものありますのでそれはわかります。しかしながら、このふくらみ方、補正予算までして増額するということは、そのこういった増額をしないための努力というものがされているのかなという疑いが生じますので、この11万7千円の理由もお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の口蹄疫の中身でございますが、まずどうした積算根拠かということでございます。1万円についてでございますけれども、1万円につきましては、大体2カ月間の出荷停止関係になっておりますので、1日当たりの飼料が大体400円だということで、1万2千円から3千円ぐらいの月に飼料がかかります。それに合わせて、上限を合わせて、指摘のとおり各郡内、

菊陽町、菊池市、合志市でございますけれども、歩調を合わせてぶち切りにしようと、1万2千円いくらかかるんだけど、1万円に統一しようじゃないかということで金額を計上させていただいたところでございます。だから大津町ということじゃなくて、隣合わせた、菊池管内の歩調を合わせたところの計上になっております。

それから、27ページの文化の森の修理代を含めたところのお話でございますが、トイレ等のこれは改修でございます、壊されたとかそういうことではなくて、一つの修繕が必要ではないかなということでございます。それから、車いすとかいろいろトイレばかりでなくて、もう一ついろいろ上がっておりますのがいすですね、そういうのも含めたところでトイレを中心としたところでいろいろ寄附等が入ったということになります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村誠君。

○企画部長（木村 誠君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

お尋ねがありました時間外勤務手当の1万7千円の増額につきましては、一般会計の統計調査の中でご説明申し上げました国勢調査が調査区が18調査区増加いたしまして、それに伴いまして事務量の増加等々によりまして委託金の方も増加いたしております。それに伴う時間外ということで、やむを得ず時間外の増加をさせていただいております。申しわけございませんけれども、統計調査に伴う、国勢調査に伴う時間外というところで、調査員の方々は時間外に私どもの方の窓口、企画課にお見えになりますので、その対応とか、そういう形で時間外で対応させていただくことによりまして時間外の増加でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

最後の時間外勤務手当のことではありますが、この統計調査、これは年度途中で出てきたものだったんですか。当初から計画がわかっていたら、その分というのは当然、予算の中に含んだ計算が成り立つでしょうし、この場合は、その業務が先ほど言いましたようにスムーズにいかなかったという形で膨らんだのか。それともそういった積算自体が甘かったといえるものなのか。そういったところがちょっとわかりませんので、そういったところも含めて、再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村誠君。

○企画部長（木村 誠君） お答えいたします。

当初予算の要求に際しましては、前年度の国勢調査に関しまして前回の調査を基本に予算要求、また国の方の配分等がございまして、実際に調査区設定等を行う中で新たな調査区、今回美咲野等の調査区の増が出てまいりまして、調査区委託金の方も増加となっております。またそれに伴う調査員の増、それに対応するための時間外等がやむを得ず増えたところでございます、ご指摘のとおり当初から極力時間外等につきましては精査するように今後していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。金田俊二君。

○1番(金田俊二君) 歳入の方で、14ページ、地方交付税、それから18ページ、臨時財政対策債、詳しい説明があったので、制度的には大体わかったんですけども、つまり実績に交付税の代替え財源として臨時財政対策債があると。そもそもこの制度は、平成13年度にできたものだというふうに思いますけれども、国がこの制度化で交付税関連で国債残高50兆円という膨大な、その残高の中でこういう制度ができたというふうに理解しています。その国債ないしは起債の立て代わりということでも市町村にこう振り替えているという、そういう制度ではないかというふうに一般的に思われると思うんですが、そもそもこの平成13年度でできた臨時対策債は、もう臨時的なこの1年で終わるのかなと思ったら、未だに続いているという、そういうことで、この交付税、今回も予算の中で9億1千227万円減っていると、交付税が。そして、臨時対策債が6億2千446万4千円増えているということで、最終的にはもう交付税が減った分、丸々その臨時対策債で対応しているというような状況ではないかと思います。あくまでも借金ということで、交付税で後で手だてされると言えども、あくまでも借金だというふうに考えられると思いますけれども、これをずっと続ければ財政的な逼迫にもつながる可能性があるんじゃないかと危惧しております。満額、恐らく制度としては町はその交付税が減った分、満額臨時財政対策債を充当しなさいというような、そういう制度ではないかと思います。選択、市町村の選択ではないかと思えますけれども、今後こういったことでずっと続くかどうかわかりませんが、交付税も毎年見直されている状況の中で、いつ手だてされるかどうかというのも不安な状況ではないかと思えます。今後もこういった交付税が減った分、臨時財政対策債を満額利用しているのか、それとも市町村の選択によって減らしていくのか、努力するのか、そういったことが方向性としてあるならば、ちょっとお伺いしたいなと思えます。

○議長(大田黒英生君) 企画部長木村 誠君。

○企画部長(木村 誠君) 金田議員のご質疑にお答えいたします。

ご質疑のありましたとおり、交付税の財源不足を補うというところで、国の方の措置として臨時財政対策債の発行が認められております。認められておるということは、満額借りる必要はないというようなところだというふうに私どもも理解しておりますし、臨時財政対策債、元利償還につきましては交付税で措置されるというものの、総額としては大きくなる一方であります。現在、約3割を臨時財政対策債等の交付税措置のある赤字地方債というのが大津町では占めておるところでございます。今後の発行につきましては、やはり財政状況に応じて必要最小限度の借り入れと、過去にも可能額いっぱい借りることなく措置した経緯もございます。今後、財政状況に応じて満額借りる必要がなければ借りなくて対応できるものについては対応していきたいというふうに考えております。

○議長(大田黒英生君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大田黒英生君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号及び議案第49号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大田黒英生君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号及び議案第51号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号から議案第54号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。午後は1時00分から始めます。

午前11時45分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 認定第1号、平成21年度の一般会計決算についてお尋ねをいたします。

まず第1番目に、行政が各種の施策を繰り広げてきたその結果を審査するのが決算の意義だと言われておりますが、以前の質問の中で、町民の暮らしが果たして良くなっているのか、悪くなっているのか、その実態をつかまないで行政の施策はあり得ないということで、確か答弁の中でそういう統計を町民の暮らしの実態をきちんと把握をしますというふうに答弁をもらっているはずですが、今回の主要な施策の成果を一通り見させていただきましたが、そうした町民の暮らしの実態についての資料は何ら見当たらないと思われま。

そこで、例えば町民の世帯別の所得の推移、あるいは特別会計でありますけど国保税から加入者の所得の実態などが推計がすることができるとは思いますが、その点についてなされているのかどうか、お尋ねをいたします。

9月7日の熊日の社説で、所得の格差が過去最大となったというふうに報道がなされております。当然、町の行政としても一番大事な仕事ではなかろうかと思ひまして、決算にあたりお尋ねをいたしたいと思ひます。

次に、個別の施策についてお尋ねをしますが、決算書の128ページの保育園についてお尋ねをします。併せて、82ページに主要な施策の成果が掲載がなされております。この主要な施策の成果を見る中で、定員が630人に対して756人を目標値として、ところが平成21年の実績では802人となっております。保育行政を行うにあたって、本来、子どもたちが詰め込んで保育がなされることのないように、本来定員が決められているかと思ひますけれども、大幅に定員増加であります。その行政がきちんと認識をして対策がなされているのかについて聞きたいわけですが、この成果表の子育て支援課のところでは、現在の園児数は書かれておりますが、併せて本来各園、例えば町立保育園は定員がいくらで、何人の子どもたちが預けられているか、定員オーバーが一体どういう状況になっているかというのを明らかにして、その改善を図るのが行政の仕事ではなかろうか。そういう

意味で、詰め込み保育の認識が足りないのではないか、あるいは来年に向けてどう改善をするのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

また、初めて成果表の中で待機児童数が45人と明記されました。このことについては、大いに評価できることではありますが、この待機児童に対してどう認識、対処をするのかについてお尋ねをします。

次に、120ページです。決算書の120ページ、人権推進課関係であります。特にこの人権推進の名の下に、これまで施策がなされてまいりました。先般、余談ではありますが、先輩議員であります松永勉議員が亡くなりましたが、過去においては大変な貢献をなされてきたと尊敬をしているところでありますが、同和対策の特別事業も既に終了して大分経ちます。それなのに、相変わらず同和という名前を付けて、とりわけ国や県の補助金がなくなって、町単独でずっと続けられている事業がございます。そういうものは、そろそろ改めるときではなかろうかと思ってお尋ねをするわけです。120ページの人権教育支援事業講師謝礼98万4千円となっておりますが、予算に対して33万6000円が不用額となっております。この率は、不用額は大分率が高いですね、3割ほど不用となっております。なぜその不用額が出たのか。また、この事業の中で子どもたちに対する課外授業が続けられているのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、122ページの児童館事業であります。施策表の31ページですが、児童館というのは改めて認識したわけですが、児童館そのものの設置条例はなく人権啓発センターの中の一事業として取り組まれてまいりました。この児童館という名前は付いておりますが、一般的な児童福祉法に基づく児童館とは全く別物であります。しかしその目的、内容については、どうも、いわゆる一般的な児童館と同じようなことがなされているのではないかと。ですから、この人権啓発福祉センターの中の児童館としてこのまま存続する意義があるのかどうかですね。また、この地域は近くに工業団地、あるいはつつじ台団地、あるいは桜丘団地、今、先ほど質問した町内には保育園が足りないということで、この児童館については、本来、児童福祉法に基づく児童館なのか、あるいは保育所が足りない状況の中で保育所として再機能を果たすような措置が、改善が必要なのではなかろうかと、提案も含めてお尋ねをしたいと思います。

次に、198ページの学校人権教育研究会補助金です、これは団体への補助金ですね。成果表の209ページですかね。これは、学校の先生、教職員が確か会員となって研究会がつけられて、そこに、その団体に対して補助金が出されるかと思いますが、本来、教職員は県の職員ですね。町が直接雇用しているわけではありません。また教職員というのは人権を守るのが前提条件ですね。職責ではなかろうかと。そういう意味でですね、教師の職責、真っ当な職責であるにも関わらず、相変わらずこの研究会に町単独で補助金を出し続けるのはいかがなものかということです。その点についてお尋ねをします。

また、研修会開催が23回とされておりますが、どんな研修会かということをお尋ねします。

また、この会には教職員が何名入っているかとは書いてありませんけど、多分以前聞いたときは教職員が全員参加していると聞いたことがあります。じゃ実質何名この研修会に、延べではないです

よ、何人の方が参加をされたのか。

また、教師は非常に多忙を極めている。心の病、ノイローゼになる人もいる。私の子どもも中学校に通っておりますが、確かに多忙極まるのは端から見てもわかります。その多忙を極まる教職員が本来の業務外にこうした研究会、研修会に参加して、さらに拍車を掛けているのではなかろうかと思うのですが、この研究会に対する補助金が今後も必要なかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それからもう1点は、同和教育推進協議会、就学前同和教育補助金と、46万円と33万円ほどの補助金が支出なされております。相変わらず同和という看板が付けられておりますが、もう本当に人権を守るというのであれば、全般的な、一般的な人権に切り替えるときではなかろうかと思っておりますので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 非常に多岐に渡っておりますので、ちょっと忘れたところがあるなら、また指摘していただきたいと思っております。

まず、全般的な決算に対するご質疑だろうと思っております。一般会計の中で財政上の問題も含んでおりますけれども、町民の生活実態の把握をして、その施策を生かしているかということですが、まず私の方の所管の方の税務課での資料から見ますと、平成21年度の納税義務者数というのが約1万4千人におられます。平成22年、今度になりまして約1800人の方の納税義務者が減っているという状況でございます。この中で、納税義務者の約86%が大津町では給与所得者関係になっております。給与所得者という形で控除前の額になりますけれども、一応収入という形で、いつも荒木議員がおっしゃっています200万円以下の世帯という形で答弁させていただきたいと思っておりますけれども、これは今年度、今の現状でございますけれども、平成22年度で納税義務者数200万円以下の方が2千80人、段階別としまして約21.8%を占める割合になっております。平成22年度の全体から見たときの21.8%が200万円以下となっております。一番階層の多い所得階層につきましては、300万円から500万円以下というのが約3千人ほどいらっしゃるという形で、私の方としては認識しております。町民の暮らしの状況という形ですけれども、議員ご指摘のとおり、昨今の経済状況、ましてリーマンショック以来からいろんな為替変動、それに円高という形で、外需の方が思うようにいきませんで内需拡大がならないという形で、雇い切りという形の労働者の不安というのはかなりあっていると思っております。施策では、雇用対策という形で臨時雇用、それに緊急対策の経済対策を国と同様に町の方でも予算計上して行っておりますけれども、先ほども財政部の方からお話がありましたように、ここ2、3年、4、5年先にはですね、やはりその財政状況も非常に厳しい状況が否めない事実であるということを確認しております。その中で、施策としても後期の振興計画を今年度策定することになっておりますので、十分その辺の意向はですね、委員さんからもいただきながら政策の方に展開させていただきたいという形で全体的なことを思っております。

それから、人権教育交流支援事業の件でございます。子どもたちの課外授業の件でございます。それと33万円の不用額の件でございます。議員おっしゃいますように、以前は文部科学省の事業としまして人権教育市町村事業という形で国・県の補助をいただきながら行っておりましたけれども、

現在としては町単独事業と実施をしております。内訳としましては、小学生、中学生、それに高校生の授業等を隣保館、児童館、それに源場地区の集会所で行っているというような状況でございます。この学習会の目的といたしましては、差別をなくす力を付ける、人を大切にし、仲間としてつながり合う力を付ける、それから差別を見抜き乗り越える力を付ける教育。そのため、自らを強くする強化学習を行うなどしている状況でございます。一般的に学習会という言葉によって強化学習を行う塾的なものを思われる方もいらっしゃると思いますが、学習会については差別やいじめに気付き、無くしていくための行動する力を付ける学習の場となっております。今後も、子どもたちが成長する過程において、部落差別と出会ったとき、差別に負けない力を付けること、また人を大切にし、思いやる心を育てるため人権教育交流支援事業は実施させていただきたいと思っております。

次に、33万円余りの不用額についてでございますけれども、まず学習会の参加者が一定でなく、月により大きく変動いたしております。見込み人数との差額で講師謝金としての差額分でございます。その辺で補正をしなくてそのまま残ったという形で大変申しわけなく思っております。講師謝金という形で大体一人単価で2千300円ということを想定しております。

それから、児童館関係の事業の関係です。先ほど議員が言われましたように、今現在、児童館というのは条例上は啓発福祉センターの中に一緒に包含されているような状況でございます。その中で、隣保館と児童館という位置づけになっております。児童館の目的、現況なんですけれども、当初から申しますと隣保館が設置されたのが今年でも30年になります。昭和55年当時になります。それで、その当時から地域住民の方、要するに部落差別により苦しい生活を強いられた源場地域の現状を訴えられまして、同和対策事業として児童館を設立・設置させていただいております。その際、近接に杉水保育所の、今は杉水保育園ですね、の新設計画がありましたので、町としては児童厚生関係の施設として児童館という設置を図った運びでございます。児童館というのは、ご存じのように地域の子どもの遊び場、それに下校した子どもたちの受け入れの場所を提供するという形で地域との交流の拠点づくりをやるというような状況でございます。今現在、児童館、源場地区の地元のみならず、つつじ台、桜丘、町内全域という形で施策の中に人数等も入れておりますけれども、多くの母親と子どもたちが来館しているような状況でございます。今後も異世代交流と地域コミュニティという形で貴重な場所であるということを考えておりますので、このまま続行して児童館を運営させていただきなればと思っております。

なお、菊池郡内の児童館の状況にしましては、合志市が3館あります。菊池市が1館、菊陽町が1館という形で子どもの成長を支援する拠点施設として活用・活躍をされておるような状況でございます。

それから、もう1つ、保育所の機能という形の設置でございますけれども、先ほど言いましたように、杉水保育園の方の設置等がありましたので、当時のままとしては設置していないという形でございます。町当局としても、常日ごろ町長も言っておりますけれども、町立保育園1園ありますけれども、一応私立の経営状況等も勘案しながら、人口動態、そういうことも勘案しながら、一応町としては設置する予定はないという形で思っております。

それから、大津町人権同和教育推進協議会補助金、それに大津町就学前人権同和教育研究会補助金の件でございますけれども、これにつきましては、いつも申しておりますけれども、特別措置事業から一般施策という形の変更になっております。町の方でも、大津町人権教育啓発基本計画という形で、国連10年の行動計画の下に新しい計画をつくって現在人権教育啓発に取り組んでいるところでございます。名称の変更という形で、常日ごろおっしゃっていますけれども、私どもとしては名称を変えたからといって事業の展開をうち切るということではできませんので、その名称については、現在、関係団体と協議をさせていただいております。ちなみに、全国同和教育研究会は、全人権という形で名称を変更されておまして、県の同和教育研究協議会も同和教育の同和という関係を削っていらっしゃいますけれども、今までの実践、取り組みというのはですね、長年培っておりますので、私どもとしても振興計画に則る以上、その施策の展開については十分やっていきたいと思っております。今言いましたように、管内でもこの文字の変更についても協議をしているというところもあるそうでございます。私たちとしても、新年度に向けてこの辺については検討をしていきたいということで答弁に代えさせていただきたいと思っております。

以上でしたかね。以上で答弁いたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑の中で、保育園関係と学人研のお尋ねについてお答えしたいと思えます。

最初に、決算書の128ページ、主要な成果の82ページでございます。就学前児童数については、平成15年度において次世代育成支援計画の段階において減少の傾向にあると見込みをしておりました。町の子育て支援の充実と美咲野団地や企業の進出などにより児童数は年々増加をしてきております。平成19年度から出生数も増加し、確実に増加しています。増加に対しまして、保育所定員を平成18年度に60名の定員増を行いました。平成19年度からは保育所整備を順次行い、平成20年度に30名の定員増、平成21年度には保育所の新設により90名の定員確保に努めてまいりました。待機児童につきましては、国の要項によりまして毎年10月を基準にしております。平成18年度は6名、平成19年度は20名、平成20年度は26名、平成21年度は、議員先ほどおっしゃったとおり45名となっております。その45名は10月現在でございますので、その後、平成22年の4月1日現在では15名まで減少しております。今年に入りまして7月1日現在は、若干増えまして23人でございます。23人の方に対しましては、保育所の一時預かり、ファミリーサポート事業、祖父母等の支援、産後復帰される場合の期日の延長等をお願いしております。今後につきましては、平成23年度から杉水保育所に20名の定員増を計画しております、お願いをしております。さらに、改築した2つの保育園に対して定員の増を検討いただいているところでございます。定員に対しての入所児童数と面積等を考慮した上で、保育所と協議の上、入所手続きを行っており、最低基準の面積、保育士数の最低基準については、ぎりぎりのところですが確保できている状況にあります。定員については、町全体の定員に対して入所児童数を示しているところです。

続きまして、決算書の198ページ、成果表の209でございます。教職員の人権の大切さ、内容

を学習するのは、教師としての職責ではないかと。教師は多忙を極めている中、必要なかというような趣旨であったかと思えます。結論から申し上げますと、荒木議員の質問の趣旨である人権教育の学習は教師としての職責ではないかの考えのとおり、職責を全うできるように研修の機会を与えているところです。その根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、見出し研修の第45条第1項で、県費負担教職員の研修は、市町村委員会も行うことができる。第2項で、市町村委員会は都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならないとなっております。21世紀は人権の世紀と言われてスタートしております。1997年国連は人権教育のための国連10年に関する国内行動計画を採択いたしました。その決議分の中で、「人権教育は単なる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々がほかの他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な課題である。人権教育は、一部の人を対象とした限られた機会になされるものではなく、あらゆる人々があらゆる機会に生涯を通して学ぶ必要があること、人権教育は単なる知識の学習に終わるようなものでなく、すべての人々の尊厳が尊重された社会を確立するための手法と手段を学ぶためのものであること」としております。確かに以前に比べれば人権問題への関心は高まり、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、ハンセン病回復者、外国人等など、人権問題は広がってきました。しかし、現状を見れば人権問題は根深く、まだまだ解決への道は険しいものがあります。これらの問題解決には、国民一人一人が人権問題を自分にもかかわる問題とし認識し、自分の人権だけでなく他人の人権も尊重する考えと行動とが必要です。そのことを実現するためには、教育と啓発が欠かせません。これからも大津町人権教育啓発基本計画に基づいて、教育の場における人権教育、啓発の推進充実のためには、現場の教職員があらゆる人権問題についての基本的認識を深めるとともに、子どもの心に響く指導ができるようにするための研修が必要であると考え、補助金を交付しています。大津町学校人権教育研究会は、昭和50年大津町における学校人権教育の研究と推進を図ることを目的に、大津町小中学校にかかわるすべての職員を会員として発足して、平成21年度は226人が会員となっています。会の運営は、会員からの会費年1000円のほか、町からの運営補助金、当初予算は250万円、決算額は今回212万6千円になっておりますけれども、を持って行い、主催事業として熊本県人権子ども集会の輸送費や会報誌の作成、県及び各種団体の研修参加のための旅費や参加費として充てられています。主催事業については、全員参加として行う小中学校各2回ずつの授業研究会のほか、各学校の人権主任による会が10回、人権啓発福祉センターでの実践交流会が4回等、計23回です。実人数は、会員226名のうち、すべての方が参加されております。延べ1200人となっております。主要な施策の成果の209ページに記載しておりますが、成果といたしまして、事業研究会を重ねてきた結果、指導方法等の工夫改善が図られ、学校全体としての組織力や事業力が向上したこと、支部との実践交流会や県内外の研修会に参加することにより、実践的指導力が高まってきたこと、そして成果物として人権教育実践集、人権学習指導案集、学習後に書いた子どもたちの人権作文集が作成され、子どもの豊かな感性や実践力が現れるようになったことなど、1年間の取り組みを振り返り成果と課題を次年度に引き継ぐ大事な資料として現場で活用されています。議員ご指

摘のように、たしかに教師は多忙を極めています。しかし、そのような状況下でも多忙な教育的ニーズに応えるためには、研修をして教師としての資質を高めなければならないと考えますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再質疑いたしますが、一つは保育園の定員増であります。私が質問した中で、本来定員の中で子どもたちを保育するのが、いわゆる先ほどから人権の問題が言われております、幼児、子どもたちの人権を守るという観点からすれば、要するに同じ面積の中に今まで以上の子どもたちを詰め込んでいくわけですね。一応、基準値、厚労省の基準値をクリアしているからいいじゃないかで済ませる、今後ともそういうことで済ませていくのか。要するに、詰め込みを知っていても見ても見ぬ振りを続けていくのかどうかという、どうやって改善をするのかという方向性が出されているのかどうかですね。この点が一番の問題ではなからうかと思っておりますので、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、人権教育交流支援事業ですね、これは相変わらず町の事業として行われております。その指導をしている、先ほど謝礼ですね、これは、そこに教職員が夜ですね、動員をされて指導員として行っているわけですね。給料を払わんわけいかんもんですから、謝礼ということでごまかされていると思いますけれども、じゃこの、いわゆる私から言わせれば課外授業であります、特別なところの特別な人々に対する特別な課外授業に多忙な教師が動員をされて、じゃ全体の子どもたちに対する責任は一体どうするんだと。そんなに教師が暇なんですかと言われかねないんですね。何人の方がですね、教師が参加、講師としてですね、参加されたか、再度お尋ねをします。

それから、学校人権教育研究会ですが、学人研ですね、教職員は県の職員です。しかし、この県の職員に対して市町村も研修会に協力することができる、それは当然です。しかし、これは町が主催する研修に町が段取りをして参加していただくということではないわけですね。この成果表でも、人権問題は教育の根幹であると、根っこである、幹である、欠かせないもんです、根っこもなければ、幹もなければ、葉っぱは育たんわけです。それほど大切な資質、私も大切だと思いますが、それほど大切なものであるならば、市町村の補助金に頼るのではなくて、熊本県が雇い主ですから、県がきちんと金をかけて研修に参加をさせると、これが本来のお金の出所じゃないですか。市町村が補助金としていつまでも出しとるもんですから、県はじゃ甘えているんですかと。財政の支出の問題。それから、教職員が人権を守るのは職責であるというのであれば、町が任意の団体への補助金を出すのはおかしいと思われま。

それから、成果表を見て下さい。町の補助金が212万7千円に対して、その他の会費が19万円となっております。答弁では226名の教職員が全員参加、1000円の年会費を払えば22万6千円あるはずで。誰か未納があるんですかね、19万円というのは。再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 再度の質問にお答えしたいと思っております。

保育園関係でございますけれども、保育所の施設整備をですね、大津町は国・県の補助を活用いた

しまして毎年やってきております。このような整備をやっているところはですね、県下でも大津町だけだと聞いております。郡内では、菊陽町とか大津町とか合志市はですね、子どもの数が非常に増えていると。ほとんどの町村では、少子化対策を行わなければいけないという状況の中ですね、うれしい限りでございます。これもいろいろなご意見もあると思いますけれども、大津町はですね、それなりの子育て支援をやってきたと。よく若いお母さん方からですね、大津町は非常に子育てがしやすい町だといううれしい声も聞いております。そのようなことがですね、口コミで広がってですね、団地、美咲野団地ですかね、特に若い方々をご購入していただいていると。今もですね、ここ2、3カ月で学校建設が予定されているところの前につきましてもですね、議員ご存じのようにですね、たくさん契約がなされているようでございます。

そのような中でですね、ずっと努力をいたしまして定員増をやってきたわけでございますけれども、それでもまだ増えてきたというようなことでございます。国といたしましても、これは大津町のような状況のところもあるということですね、定員の弾力化ということですね、その指針に基づいて最低基準、面積を遵守してですね、今まで子どもさんたちには窮屈な思いをさせたところもあるかと思っております。ただですね、これがどこまで続くのかという問題もございます。大津町は公立の保育園も持っておりますし、昨年、一昨年と一字保育園と、それからいちご保育園ですか、これについても新しく整備がなされております。ある程度の余裕のある教室もございますのでですね、今、定員を少し増やしていただけないかというようなご相談をしているところでございます。杉水保育園も今着々と工事が進められておりまして、来年はですね、また定員増をしていただけるということで、今現在の待機児童数23名につきましてもはですね、クリアできるのではないかとこのように考えております。新しくですね、保育園をつくるということも、これ以上どんどん増えていけば考えなければいけない時期が来るかと思っておりますけれども、これまたつくればつくってもいいという問題じゃございませんしですね、ひょっとしたらある程度落ち着いてきてですね、子どもの数も安定してくる時期がくると思っておりますので、そのときは大津、公立の保育園の方で調整をさせていただきながらですね、やっていきたいというふうに考えております。

それから、学人研のことだったと思うんですけども、確かに県費負担の職員、県職員でございますけれども、ちょっと法的なことになると思いますが、市町村立が町立の学校なんですけれども、そこに勤めている職員は地方公務員であると。県の学校は県の職員、町に来ていらっしゃる職員は県費負担職員という表現をするようでございます。身分は、町の職員であるというような回答もいただいております。ただ、荒木議員がおっしゃるように県の県費職員でございますので、当然県としてもですね、そういった教育に関してはですね、積極的にやっていただいておりますけれども、すべての先生が県が計画している研修会に参加することはできませんのでですね、大津町としては独自にですね、先ほども申したように補助金を交付してですね、先生方も年々異動がございますので、勉強していただいているということでございます。

それから、負担金が1千円でちょっと計算が合わないということでございます、ちょっとその辺については後で調べさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員の再質疑にお答えさせていただきます。

人権教育交流支援事業に先生が何人参加されたかということです。護川小学校の先生が登録として17名、大津北中学校の先生が36名、県立高校2名でございます。なお、事業について主要な成果に載せていませんでしたので、それについてはお断り申し上げます。以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号及び認定第3号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 認定第2号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計決算について質疑を行います。先ほど来、町民の暮らし、あるいは格差が拡大をしているのは実態だと思いますが、特に国保の場合、決算で国保税の滞納が問題になる。それ自体は確かに問題であります、じゃ滞納せざるを得ない世帯の実態はどうかということについて、行政としてですね、把握をして、決算議会についてはですね、その内容を議会にも報告をしていただきたい。単に何%しか、あるいは何%が滞納をしているという報告だけではですね、町民の暮らしの実態は伝わってこないと思うので。滞納世帯の実態。それから、滞納しますと資格証を発行、いわゆる保険証ではない、病院にかかれば10割負担をしなければならないという、資格証発行の実態はどうなっているか。それから、国民健康保険税自体が給料・賃金が国保の加入者は被正規労働者や農業、自営業者が圧倒的であります、収入は減る、一方で国保税が払えない。この国保税がですね、近隣の自治体と比較をしてどういう位置にあるのかについてお尋ねをします。一般会計から財源を補てんしている。これは義務づけられた財源ではなくて、純粋にその自治体から国保の財源に補てんをされている自治体もあるはずであります、そういう実態について把握はなされているかどうか、お尋ねをします。

それから、国民健康保険法第44条によって町民が、加入者が医療機関にかかって医療費、今3割負担ですが、の減免をすることができると。町も条例をつくりましたが、この医療費減免制度による実績はどうなっているか。

それから、人間ドックですね、人間ドックは1泊がなくなりましたが、成果表にも出ておりますが、そもそもこの人間ドックの目標人数ですね、それは一体加入者の何%を根拠としているのか、お尋ねをします。そして、成果表ではその目標値に達していないと、どうやって増やしていくのか、改善の方向があると考えているのかですね、お尋ねをしたいと思います。

また、これまた近隣自治体では自治体財政から援助を増やして自己負担を減らすと。そういう中で人間ドックの受診者を増やしたと、そういう事例も聞いておりますが、そういう実態はないのかということですか。

それから、特定健診ですね、目標が未達成となっているようです。この特定健診は当初からかなり難しいのではなかろうかと言われておりますが、未達成の原因、あるいは改善方法が考えられているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。数が多いものですから、順番にご説明させていただきたいと思います。

まず、国保の税の滞納が問題となっておりますけれども、滞納世帯の実態はどうかということについてでございますけれども、現在、国保の加入者の方につきましては、税務課とそれから保健医療課の方で個別に対象者の方にはご訪問させていただいております。また、連絡等も取りまして、その方々の状況に応じた形で相談等で対応しているところでございます。

まず、滞納の分の徴収率関係につきましては、平成21年度が7.02%、平成20年度が9.56%ということで、2.54%の減少という形になっております。やはり世帯の状況につきましては、昨年の世界的経済不況に伴います国内経済におけます景気、それから雇用の悪化等によりまして、離職者等の増加、それから自営業関係者等への影響ということで収入の減というようなことで国保加入者の方への影響ということで、そういった滞納世帯の実情が考えられるところでございます。

それから、滞納額等につきましては、平成20年、平成21年という比較で申し上げますと、一般被保険者では調定額38万4千453円の増加と、収入額で申しますと361万3千422円の減少となっているところでございます。退職被保険者では調定額2万4千141円、収入額で53万7千911円ということで、どちらも増加となっているところでございます。世帯の状況につきましては、それぞれ、やはり所得のそれぞれ方でやはりこう所得状況も昨年と比較して、やはりこう減っているような状況もございますので、それぞれの戸別に応じた形で相談に乗ってまいりたいと思います。

それから、世帯の状況につきまして、またあとここに資料ございますので、調べて報告させていただければと思います。パーセンテージでよろしいでしょうか、はい。

それから、資格者証発行の中身はどうかということでございますけれども、資格者証につきましては、以前被保険者資格者証明書と短期保険者証ということで、平成21年の4月から被保険者資格証明書が交付された世帯であっても、子どもさんが中学生以下の世帯であれば、やはり子どもさんが安心してかかけれるようにということで、以前3カ月でございましたけれども6カ月有効の短期被保険者証を交付してから、一部負担で受診できるようになっております。それから、今年の7月からにつきましては、さらに高校生以下という形で改正されまして、やはりこのこれも6カ月有効の短期保険者証を交付することができまして、受診できるように対象拡大をしているところでございます。

件数につきましては、資格者証が平成21年が年間累計交付件数が72件、その前年度が72件、同じく、前々年度が98件となっております。以前からすると交付件数も減ってきておるといような状況であります。

それから、宿泊者交付状況で18歳未満の方につきましては、平成22年度がお1人でございました。それから、平成21年度が7人、その前年度、平成20年度が2人いらっしゃったという状況でございます。今後、そういった状況の中です、今後いろんな面でお困りにならないように対応していきたいと思います。

それから、国保税額の近隣自治体の比較はどうかということでございますけれども、まず国保税に

つきましてはご存じのとおり、均等割、平等割、所得割の3方式で課税をしております。近隣の町村で申しますと、まず均等割で最高が菊池市が3万5千800円、最低が菊陽町の2万9千円となっております。それから、平等割は最高が菊池市3万2千500円、最低が菊陽町の2万7千円、それから所得割が最高が菊池市10.5%、最低は菊陽町の8.3%となっております。大津町は、それぞれ均等割3万円、平等割3万円、所得割10%となっているところでございます。

それから、法定外繰り入れということで、一般会計から財源補てんしている自治体につきましては、平成21年度調べましたところ、菊池管内では法定外繰り入れ等を行っている自治体はございません。それ以前の平成20年度で調べましたところ、県内での主な自治体で、保険料の緩和を図るために行われる、繰り入れられた市町村が城南町とあさぎり町の2町でございます。それから、単年度決算補てんということで繰り入れられた市町が熊本市と天草市の2市、それから累積赤字補てんにつきましが熊本市と宇土市となっております。計5市町がそういった状況でございます。

それから、国保の第44条によります医療費の減免の実績はということでございますが、国民健康保険法及び大津町国民健康保険一部負担金の減額、減免、徴収猶予の取り扱いに関します要項の減免等の実績につきましては、実績につきましてはゼロ件というふうになっております。

人間ドックの目標人数は対象者の何%かということ、また根拠についてはということでございますけれども、人間ドックの実施につきましては、国民健康保険の被保険者を対象に疾病の早期発見、早期治療を図り、住民の健康管理に寄与するとともに医療費の抑制を図るということで取り組みをしております。目標人数等につきましては、平成22年度予算で700人、目標値で670人となっております。平成21年度につきましては、成果表にも載せておりますけれども599人、目標値が660人、それ以前の平成20年度が648人で目標値が650人という実績になっております。目標人数については、特に根拠法令等ございませんけれども、前年の実績等を踏まえながら前年の目標値を基準として人数で予算の範囲内で設定をしておるところでございます。申し込みにあたりましては、やはり増減ございますので、その年度当初に予算の範囲内のできる形で、そういった形で設定をしておるところでございます。

人間ドックの目標値に達していない面でどう増やすかということでございますけれども、年度当初に被保険者証を交付するときに、そういった中でも一緒にご通知、お知らせを差し上げております。今後さらに広報、それからホームページでのお知らせでの充実や被保険者への通知等で周知を図りますとともに、健診説明会を行っておりますので、そういった中で健康維持等に関する意識を高めていただくなどの取り組みを強化してまいりたいというふうに思っております。

それから、町の財政から援助して自己負担を減らせば受診者も増えるんじゃないかなということでございますけれども、現在人間ドックにつきましては日帰りから一泊二日までのメニューがございますが、町の補助は定額の2万5千円ということで、自己負担につきましては受診医療機関が4施設ございますけれども、その中でそれぞれ自己負担が1万710円から4万8千500円と幅がございます。特定健診につきましては、町が5千840円で自己負担額が1千500円となっております。その中で財源といたしましては、国・県の財政措置ということで1千920円がございますが、財政措

置という面でもその金額でございますので、残り全額国保会計で賄っている状況でございますので、保険税の影響もでございますので、今後さらに住民の方の意識、健康意識に関する取り組みなどを総合的に進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、特定健診につきましてでございますけれども、目標未達成とまた原因・改善というようなことでございますけれども、今後どう増やすかということにつきましては、平成20年度から40歳から74歳までということでの被保険者の方に特定健診、特定保健指導ということで医療保険者に義務づけられておりますけれども、現在各地域で健診結果説明会の開催を行っております。時間等などの、今、工夫を行いながら特定健診、受診の必要性を説明しているところでございます。今後さらに特定健診の実施日を土曜日、日曜日の設定を含めた形で受診しやすいような形ですね、スケジュールを設定いたしまして、住民の方々が受診しやすいように取り組み、それから受診率アップに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国保についてお尋ねをしましたが、特にですね、この国保法第44条による医療費の減免ですね、実績はゼロ件だそうではありますが、相談も全くなかったのか。あるいは、この方はこれに該当するのではなからうかという相談もなかったのか。せっかくこういう要項をつくっているわけですけど、縦割行政ですね、例えば生活保護の相談なんか来るのは別のところ、こっちは税は別ということと、こういう制度があるというのが周知がなされていない結果なんではなからうかということは考えられませんか。再度、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の再質疑にお答えします。

国民健康保険法の44条によります医療費の減免実績ということでございますけれども、実績件数はゼロ件でございますけれども、相談につきましては1件だけあっております。実績としてゼロ件ということにつきましては内容でございますけれども、これにつきましては要項の中の徴収猶予と、それから減額または免除という形のそれぞれの規定がございます。その中で、今回はなされた、申請された方につきましては、基準値がそれぞれ徴収猶予につきましては基準値1.3以下、それから減額または免除につきましては基準値1.2以下のそれぞれに該当しなければ対象になりませんので、一応この基準値以上の方、審査内容につきまして基準値以上だったということで該当しなかったということでございます。今後、内容につきまして、いろんな形でこうお知らせあたりをしてまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号から認定第10号までの7件を一括して議題とします。質疑ありませんか。手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 認定第5号の下水道関係でお尋ねしたいと思います。今回の決算で不納欠損

額が出ておりますけれども、本来なら独立採算制というのが原則かと思いますが、これは今後一般会計を繰り出していくことになるわけですけれども、受益者の不平等といいますかね、そういうことが発生しやすいかなということでございます。この発生の件数と、それからどのような理由というか、状況であるか、不納の状況であるかですね。それから、どういうふうに対処されてきたのか、そこら辺をお願いいたします。

それから、もう1点ですけれども、認定の第6号の介護保険ですけれども、これも滞納の繰越分が出てまいっておりますけれども、これもどういうふうに対処されているのかですね、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

公共下水道関係の不納欠損の関係です。まず、款1、項1、目1負担金関係ですが、不納欠損につきましては10名になっております。理由は、所在不明が1名、それから競売関係が7、会社なし1、死亡1です。

それから、次に款2、項1、目1使用料関係になります。不納欠損は19名になります。原因は死亡2、所在不明が17ということになっております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

介護保険の滞納状況ということでございますけれども、滞納繰越分につきましては177万3千597円に対しまして未納額が329万3千561円、そのうち不納欠損が211万8千700円、滞納繰り越し件数が399件ということでございまして、そのうち不納欠損が247件というふうになっております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 一応、件数の状況はわかりましたけれども、この滞納繰越分に対してのですね、取り組みといいますか、どのように対応されてきたのか。そこら辺をちょっと聞きたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 質疑にお答えいたします。

滞納の方につきましては、それぞれ対象者の方にご連絡等を申し上げまして、毎月定められた月、また随時それぞれに家庭を訪問したりとかしながら、また連絡を取りながら滞納徴収という形の対応をさせていただいているところでございます。できるだけ状況もいろいろな形で、経済状況も厳しい状況もございますので、できるだけご相談に応じながら、できるだけ納入をしていただくような形で今取り組みを進めているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 繰越という形からですね、不平等でありますので、この点を一応改善してい

ただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 介護保険特別会計についてお尋ねをいたします。

介護保険事業の中で住宅改修事業がなされているかと思えます。いわゆる手すりを付けるとか、床の段差をなくすとか、いわゆる介護予防のためになされている事業ですが、この事業の件数が平成21年度何件で、総額でいくらの改修事業の実績があったのか。限度額が確か1件20万円となっておりますが、この限度額に対して実際使われたのは何%にあたるのか、お尋ねをします。できれば、主要な施策の成果表に書いてあればわざわざ聞くこともないんですけども、お尋ねをしたいと思えます。

それから、介護保険料も、こちらもまた減免規定がございます。介護保険の減免取り扱い要項ということで、こちら平成21年度何世帯あったのか。それから、これはわかればいいですけど、この減免適用になった世帯がですね、例えば一昨年から比べて増えているのか、減っているのか、そこら辺がわかればお尋ねをしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まずはじめに、住宅改修事業の件数、金額等につきましてでございますけれども、介護保険法に基づきまして、ケアマネージャーとか各事業所の方から主に窓口になって申請をしていただきますけれども、手すり等、一定の住宅改修が必要なときというようなことで申請をしていただいております。まず平成21年度の住宅改修の申請件数でございますけれども、件数にして150件ございました。金額にいたしまして1千90万8千120円となっております。限度額が20万円でございますので、割合から申しますと36%というふうになっております。

それから2つ目のお尋ねでございますけれども、介護保険料減免規定につきましてでございますけれども、介護保険料の減免取り扱い要項に基づきまして対応しておりますけれども、平成21年度介護保険料の減免につきましては、該当者が7世帯で9名というふうになっております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 住宅改修事業についてですけど、なぜ聞いたかといいますと、私も仕事で以前やったことがあります。住宅改修ですね、最近はやっておりませんが、ある業者の方からお聞きしたんですが、大津町は非常にこの改修事業について厳しいと。なるべく手すりが3本必要だといっても、これは2本にしるかというご指導とかですね、要するになるべく使わせないという指導がなされているんじゃないかと。本来、20万円ですからね、あっちこっちやれば本来すぐ20万円ぐらいなるはずなんですけれども、今聞いた限りでは3割しか使われていないと。それから、もちろんこれは本人のために付けなくちゃいけないわけですけど、それをやる業者にとっても、例えば手すりが3本必要だと。しかし1本しかだめだということであれば、手すり1本付けて、業者もそれはとても割に合わないわけですね。そういう実態、ほかの自治体に比べてかなり厳しく制限がなされて

いるのではなからうかという声がありますが、そういうことは把握はなされていないかどうかですね。

それから、介護保険料の減免規定です。平成21年度は7世帯だったそうですが、65歳以上ですね、私の知り合いがやっぱり減免規定、減免を受けておりますが、毎年更新しなくちゃいけないんです。確かにありがたい制度ではあるんですが、年寄りにはこれはわからんわけですね。書類が来ました、一体何のことかと。毎年連絡取って、今年は減免のあれを出しましたかと私が確認せんとわからんと。以前担当者がですね、わざわざ去年出されておりますけど今年は出されておられませんというような話も聞いたこともあって、せっかくなつくた減免要項ですね、どうも魂が入ってないではなからうかと。だから、去年受けられた方については、年が変わればですね、申請が出ていなければ電話で対応をするとか、そこまで、そのくらいやっぱり親切にしてやらないと、例えばもう後期高齢者ぐらいになられますと、今年も減免が受けられますよともし書類が来たとしても、何の書類かさっぱりわからないという実態が実際にあるんです。窓口でですね、そこまで徹底がなされているのか、どうも疑問ですので、この際ですね、ちょっと課長がそのところの実態を聞いておられるかどうかですね、担当課で。お尋ねしておきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、介護保険法に基づきます住宅改修のそういった工事内容の件でございますけれども、手すり等につきましては本数当たりにつきましては、具体的にそういった状況というのは私は聞いておりませんので、ちょっと調査、状況あたりを確認をさせていただければと思います。

それから、介護保険料の減免規定についてでございますけれども、更新等につきましては、またそういった方の利用者につきましてはご不便がないようにですね、今後そういったことの周知なり、また対象の方にはですね、そういったこう機関での変更とか手続きとかお困りにならないような対応をですね、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

## 日程第26 委員会付託

○議長（大田黒英生君） 日程第26 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第45号から議案第54号までの認定第1号から認定第10号まで、議案委員会付託表案または会議規則第92条第1項の規定により、陳情第3号を請願・陳情委員会付託表案のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時22分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成22年第3回大津町議会定例会会議録

平成22年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成22年9月16日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二      2番 府内隆博      3番 吉永弘則 4番 源川貞夫      5番 鈴木ムツヨ      6番 大塚龍一郎 7番 新開則明      8番 月尾純一朗      9番 坂本典光 10番 石原大成      11番 手嶋靖隆      12番 永田和彦 13番 松永幸久      14番 宇野光廣      15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      総務部総務課長 桐原則雄 副町長 上田英典      企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則      総務部行政係長 藤本聖二 企画部長 木村 誠      企画部企画課財政係長兼 兼ねて会計課長 西村和正      地域づくり推進係長 白石浩範 福祉部長 岩尾昭徳      教育長 那須雪子 土木部長 中山誠也      教育部長 松永高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 服部次子 経済部長 西本昇二 子育て支援課長 松永高春

## 一 般 質 問

12番 永田和彦君

p54～p64

### 1. 指名業者の選定について

(1) 国および地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によらなければならないと会計法で定められているが、町は条例により指名競争入札を多用している。

最も信頼でき有利な条件を示す者と契約を締結する為と解されるが、指名業者選定を確実に公平な方法で行う為の経営事項審査などのチェックは万全か。

### 2. 降格人事の必要性

(1) なぜ降格人事が必要か、町長任期は4年であるのに対し評価部分は4年で終わらず差分が定年まで続き職員の総所得に大きく影響する。任用の根本基準と、町長の評価による上乘せ部分をきちんと分けて説明できる仕組みが必要だ。

今の制度のままでは町民負担は増えさえすれ減りはしないということだ。任命権者である町長の能力評価の危険性を回避するには、町長が代われば就業年数による職階制にリセットできる制度が必要と考えられる。

7番 新開則明君

p64～p75

### 1. 駅前楽善線を問う

(1) 計画路線の用地確保の難題と進捗状況はどう行われているか伺う。

(2) 通学路の安全性と信号機の取り付け箇所は考慮されているのか伺う。

(3) 湧水（東側から）があると思われるが湧水を利用した公園や雨水対策はどう考えられているのか伺う。

### 2. 高齢者対策を問う

(1) 高齢者の安否や連絡事項の伝達は。民生委員との連携はどう図られているのか伺う。

(2) 町営住宅の入居保証人の生存の確認と70歳以上の保証人は何人いるのか伺う。

(3) 高齢者に対する健康維持面に対する指導はどうか伺う。

### 3. 児童虐待と登校拒否を問う

(1) 児童虐待と登校拒否の町の現状を伺う。

(2) 児童虐待による登校拒否への影響はどう考えられるか伺う。

(3) 今後、児童虐待防止と登校拒否防止対策として考えられる取り組みはどう進めてい

くのか伺う。

1 番 金 田 俊 二 君

p 76～ p 86

1. まちづくりに大学の力を！！

(1)町では平成20年3月3日、熊本県立大学と連携協力に関する包括協定を締結し、主に環境共生活動のための連携を中心に行ってきた。

その後の取り組みの状況を問う。

(2)県立大学の包括協定制度では包括協定で体制づくり、そして、様々な連携事項については、個別協議等により活動を実施していくとあるが個別協定を結んだ活動は行われているのか。

(3)他大学との連携は考えているか。

2. 教育現場の実情について

(1)文科省は公立小中学校の中長期的な教員配置の指針となる第8次教職員定数改善計画案の中で、退職者や少子化による自然減を踏まえた上で来年度から8年間で約2万人の純増により、1学級当たり現行40人を30人～35人に、さらに、障がい児教育にも別枠で4万人の純増を行うという方針である。

これは、平成18年度に行われた教員実態調査などを受けた措置だと考えられるが、大津町において、教員の勤務実態をどのように把握されているか。

(2)少人数化の背景には、新学習指導要領で「ゆとり教育」を転換し、授業数や指導内容、生活指導面への対応が増えることがあげられている。生活指導とは、どんな内容があげられるのか。

(3)現在、熊本県では歯及び口腔の健康づくり推進条例（仮称）の計画があり、8月16日から30日までパブリックコメントの募集があった。その中で、フッ化物洗口の普及が謳われている。フッ化物の応用については専門家でもまだその功罪について議論されている段階であるが、条例に対する所見を伺いたい。

1 5 番 荒 木 俊 彦 君

p 86～ p 93

1. 県道北外輪山大津線通称ミルクロードの改良

(1)ミルクロードが阿蘇方面から新小屋の集落にさしかかるカーブは、相当に危険な状況であり、早急な安全対策が必要だ。

2. 子ども医療費無料化の拡大を

(1) 近隣の自治体では中学生まで無料化が進んでいる。子育て応援なら先駆け実施するべきではないか。

3. 児童扶養手当の矛盾解決を

(1) 父子家庭にも児童扶養手当が適用となった。両親がいなくて年金暮らしの祖父母には手当が支給されない。町独自で支援が必要だと考える。

8 番 月 尾 純一郎 君 p 99～ p 108

1. 「梅の花造花」の技術を町指定の重要文化財に

(1) 大津町に古くから伝わる伝統工芸「梅の花造花」。その見事な技術は、大津町の宝。しっかりと受け継ぎ、後世に残していかなければならない。  
町指定の重要文化財として人材を育て、技術を継承していく考えはないか。

2. 子宮頸がんのワクチン接種に全額助成を

(1) わが国では年間 1 万 5 千 0 0 0 人が罹患し、3 千 5 0 0 人が死亡していると推計され、近年若い女性の罹患が急増していると言われる子宮頸がん。  
原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染と解明されている。  
この子宮頸がんは、ワクチンの接種と定期健診により「予防できる唯一のがん」と言われている。  
12 歳以上の女性へのワクチンの接種と定期健診を全額助成する考えはないか。

3. 人工内耳の修理、買い替えに助成を

(1) 人工内耳とは、音を聞く機能に障害があり、補聴器を使っても十分に聞えない重度難聴の人に聞き方を支援するシステム。  
大津町として、全額助成の考えはないか。

9 番 坂 本 典 光 君 p 109～ p 117

1. 平成 21 年度決算について

(1) 財政状況全般  
特に起債と基金（現状と問題点）

2. 財政の今後の見通し

(1) 歳入、歳出、起債、基金など

(日本の経済状況から見ての町の財政の見通し)

3. JRの線路とそれに隣接する道路及び私有地の除草について

(1) 線路に接する道路

(2) 線路に接する私有地

町としてどのようなかわりを持つか？

(3) 安全上、美化上

(4) 美しい町づくり条例の使い方

4. 迫井手圃場整備による非農地の使い方

(1) どのような使い方を考えているか？

11 番 手 嶋 靖 隆 君

p 117～p 122

1. 農業経営の法人化促進の現状を問う

(1) 本町においては、既に集落営農組織が17団体ありますが、平成11年7月に成立した「食料、農業、農村基本法」のなかに農業経営の法人化の推進が明記され、効率的、安定的、農業経営を実現するため、自らが、加工、流通、販売など経営の多角化が重要視されている。よって、法人化に向かっての行政指導推進はどのようにされているのか所見を伺います。

2. 道路整備推進の実態について

(1) 町振興総合計画。平成20年～22年の3ヶ年計画の中で整備が実施されているところですが、履行場所の表示が散見され統一性をもって事業内容の表示を適正にしていきたい。

よって、まちづくり交付金活用の事業実施計画道路どおり年度内に実施できるのか。

また、都市計画道路、西鶴中井迫線の場合、一般的に用地の取得は完了し、直に工事着工ができるものと思われたが、いまだに未解決箇所があれば、県に積極的に働きかけ、1年でも早く供用開始が急務と思うが所見を伺います。

3. 子宮頸がんワクチン接種並びに治療の補助について

(1) 最近社会問題となっている、発がん性ヒトパピローマウイルスが原因で若い女性に比較的多く発病していると聞く。母胎や子どもの命を守るためにもワクチン接種を希望する、小学高学年～中学3年女子を対象に接種費用並びに治療の全額助成を

行い、少子化対策の一助として取り組む考えはないか伺います。

5 番 鈴木 ムツヨ さん

p 122～ p 134

1. 改正労働安全衛生法に基づき労働者の職場環境は万全か

- (1) 町が事業主である学校・役場・給食センター等
- (2) 衛生委員会や安全委員会の設置
- (3) 産業医の選任
- (4) 勤務時間の把握

2. 九州新幹線の全線開業を機に九州の横軸観光について

- (1) 天草御所浦と阿蘇のジオパークの連携について議論がなされている。  
大津の地域おこしや活性化にどうつなげるか。
- (2) 伝統の祭りが今年は中止になる。元気大津はどこえ。  
子ども達に夢や希望は語れるか。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 2 年 9 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、明日の 1 7 日が 5 番から 8 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○ 1 2 番 (永田和彦君) 通告書に従いまして、一般質問を行います。一般質問を今回は 2 点行いたいと思います。指名業者の選定についてと降格人事の必要性、降格人事につきましては、前回提出しましたが時間切れで満了することができませんでしたので、改めて質問させていただきます。一般質問を始めるにあたりまして、私がこの質問をなぜするのか、意図するところを申し述べておきたいと思います。平成 2 1 年度の決算の認定が今議会に上程されておりますが、各常任委員会ではどのような審議がなされたのか、またどのような今後の方向性がそれにより見いだされたのか、期待するところではありますが、非常に厳しい状況に立たされているというのは明白でありまして、これは国も地方自治体も一緒だと思います。数日前の新聞に、佐賀県のことをちらっと書いてありましてですね、そこに載っておった記事をちょっと紹介しますれば、今後 5 年以内に社会保障費関係の伸びなどによって、県の財政調整基金が枯渇してしまうと、そういう試算結果が載っておりました。高齢社会到来によりまする社会保障関係の自然増は、佐賀県の場合 1. 3 兆円だそうであります。これは、全国どこでもそういった自然増、我が大津町とても一緒でありまして、今回の決算の認定、そういったものを審議する上で、民生費あたりに目を向けてみますれば、平成 2 0 年度から平成 2 1 年度になって 1 0 % あまり増えております。一般会計の民生費が占める割合が 2 3 % ほどとなりまして、非常に町の自由度と申しますが、町長の投資的経費による町長の政策というものがなかなか進めにくい状況になってきておるのではないかなと考えられます。この経常経費比率あたりは 7 0 % から 8 0 % あたりが標準とされておりますけれども、既に平成 2 1 年度は 9 7 % というところで、もう経常経費以外の投資的経費は、非常に使えないといっても過言ではないでしょうか。今後の自然増がどれだけなっていくかは、皆様のお察しするとおりでと思います。これからの自治体運営は、そういったものにより非常に窮屈で自由度が制限されるという形になると考えられます。そこで、もちろん今後の取り組みといたしま

しては、まちづくりの推進協議会あたりの意見書なども提出されておりましたが、そういったことを踏まえながら後期の振興総合計画、そういったものをきちんと組み立てていかねばならない。計画と戦略、そういったものをきちんと出して今後に備えなくてはならないと考えられます。そういった窮屈な場面では、根本的な改善・改良が必要になる政策がたくさん出てくると思います。今までのいろいろなものをゼロベースで見直したりすることが求められてくると思います。もちろん、今後の改革にあたりましては、既成概念にとらわれないということ。そして、変化を求めるときに生ずる抵抗や反対、そういったものに負けないという毅然とした態度を持つこと、そして町長はもちろん、議会対策というのもしなければ、ここにおられる議員の皆様方が首を縦に振るような説得力のある、そういった政策を出さなければ、議会ではねられてしまう、税金がそれだけ、議会は税金のそういったものを決める、使い道を決めるところでありますから、我々議員も気合いを入れて町長と対峙しなければならないということが考えられます。

そのようなことを考えますれば、今回の一般質問の内容は、総じて賢くとすきや無駄のない行政の確立というものを私は目指しまして、この質問をするものであります。

まず最初に、指名業者の選定についてであります。この質問の要旨に書いてありますように、我が町では一般競争入札よりも、やはり業者を選定して指名競争入札というものを対応しております。これは、業者が信頼のおける業者というものをまず選定して、それから競争をしていただくという方法であります。その指名業者の選定が確実に公平な方法で行われているかなということを問題視するものでありまして、建設あたり関係を見て考えますれば、経営事項審査というものがその業者を選定するにあたって前段できちんとそれを受けてもらい、その中から選定業者を選んでいくという方法かと思っておりますが、このですね、この経営事項審査、これについて私が最近の一つの経済関係の本ですけれども、その経審自体をですね、偽装してしまう。経審の虚偽申請がまかり通っておるという記事を目にしました。実際、この経営事項審査というものは、自己申告ということでありまして、借金があってもそこを空欄にして、借金はありませんよということを出したり、それこそ全くの、例えば流動負債や固定負債を全くの虚偽の数字を書き込む、そのいろんな手口がありまして、わざと法人税を多く払って、こんなに売上高がありますよとか、いろんなことを偽装するそうであります。ですから、この経審あたりの審査を目を通すときに、やはりそれでも疑ってかからなくてはならないのではないかなと。今、景気が非常に悪い状態でありますから、特にそういった町がする審査ではない、前段の審査あたりもきちんと、石橋を叩いて渡るではありませんが、疑ってかからなければ町がだまされて、そのそういった実力もない業者に委託して、途中で破産して何もかも税金がペアになってしまうということ避けなければならないと私は思います。実際、今日朝、熊日の新聞を読んでおりましたけれども、この中で御船町のことが書いてありました。これは町長もお読みになったと思います。竹バイオマス事業のことでありますが、このことをずっと読んでみますれば、3億円というお金がですね、何の担保もなくその業者に渡っていると。その渡し方に問題はなかったのかというような町長と議会の今対立があっているということが書いてありますが、3億円ですよ。ちょっと我々では想像もしにくいような高額なお金をぼんとその成功するか、しないかわからないような業者に渡してしまっ

ているということがこれに書いてあるんですね。我が町、ほかの町だからといってうちには関係ないということでは、これはありません。もちろん、我々是我々のこの大津町という自治体できちんと審査して、1円たりとも税金を無駄に使わせないというような毅然とした態度で行政も運営していかなければならないと、そういうふうには私は考えます。ですから、今回の質問はそういった意味を多く含みまして、この指名業者の選定について、まず1問目の質問としたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。永田議員の指名業者の選定についてのご質問でございますけれども、町の工事及び業務委託をしての住民の安心安全、あるいは生命・財産を守る政策を実施していかねばなりません、その業務の中での契約業務の一環としての入札業務がございます。会計法では、国及び地方公共団体は、請負等の契約を締結する場合、一般競争入札を原則としていますが、契約の質または目的により、指名競争に付するとされております。また、地方自治法第234条で、売買あるいは賃貸、諸請負、その他の契約は一般競争入札あるいは指名競争入札、随意契約などでの契約をするとされておりますが、その根拠に準じて実施しているところでもあります。その場合の業者等の経営状況が現時点でどうなっているのかという点は、議員おっしゃるとおり大変大切なことだと思っております。町では、入札参加者の経営基準調査で、公共工事等の入札に参加する業者の経営規模、あるいは経営状況、あるいは技術力などの職員能力など、企業の総合力を客観的な基準で審査したものを活用して実施しています。入札においてもっとも信頼できる有利な条件を示すものの解釈として、町民の皆さんの税金を使うことを考えれば、よりよい品質の下、最後まで責任をもって創り上げ、なおかつ1円でも安価であることが有利な条件と考えております。また、多額の支出を伴うため、それを地場産業の育成や地元経済の活性化にもつなげるものと、必要であるとも考えております。町では、3年前より総合評価方式、価格プラス品質を一部取り入れて入札を行っております。総合評価方式のメリットというのは、優良な社会資本整備を行うことができる。また、談合防止に一定の効果が期待できる、あるいは、高い技術的能力を持つ優良企業が成長している環境が整うとともに、技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成貢献が考えられる。今後についても、できる限りの情報を収集するなどの業務改善をしていきたいというふうに考えております。現在の入札関連等の状況につきまして、総務部長の方よりご説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の一般質問の中で、今、町長が申しましたように町の現在の状況等について答弁させていただきたいと思っております。

まず、一般競争入札の件ですけれども、一定の審査資格はあるものの、誰でも参加でき、最も公正な方法で不特定多数のものによって競争させるという点では、経済性は発揮できるものと思っております。反面、入札手続きが複雑かつ公告等の時間的な負担や経費、また価格だけで競争させるため、信用のない無資力な参加者が参加される恐れがある点などの問題があるとされております。町では、一般競争入札の欠点を補完する条件付き一般競争入札を導入しているところであります。また、指名競争入札については、競争入札参加希望者の資格を審査し、その中から資力・信用・事案の発注等級

適性・地理的条件等の基準を満たしている多数の者を指名し、競争をさせ、最も有利な条件を提示したものと契約することになっております。公共工事等の入札に際しましては、大津町財務規則入札心得その他関係規定等により、その業務を実施させていただいているところでございます。その中で、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領第2条で、対象となる工事を予定価格が5千万円以上の建設工事、共同企業体への発注工事としておりまして、その他の入札は指名競争入札を主としているところでございます。平成21年度の入札の実績といたしまして、条件付き一般競争入札事前審査型が3件、指名競争入札は258件、うち総合評価方式が1件となっております。総合の落札金額は税込みで総計約11億9千万円となっております。落札率でございますけれども、最高で98.2%、最低で70%となっております。

一方で、公共工事を受注しようとするものは、建設業法で言われる、議員がおっしゃいました経営事項審査を受ける必要があります。これは、熊本県知事の許可があるという形になっております。業者の資格については2年に一度、一般競争入札の参加資格申請書を町に提出していただいております。現在は、平成21、22年度の2年間の有効期間で、工事、業務委託、物品等で約1千500社を超えている状況でございます。土木については、地元27業者でございます。経営事項審査の評定値については、申請業種ごとに定められた計算式で算出されますけれども、完成工事高評点自己資本額及び平均利益額、技術職員数、経営状況と、それから雇用保険の有無等や公認会計士の数など、極めて多岐に渡っております。例えば、土木・建築・電気といった業種の指名を希望される業者を指名競争入札に付する場合は、工事の業種ごとに指名を行っている状況でございます。なお、500万円以上の指名競争入札については、副町長を会長とします建設業指名審査会で審議され、各業者の総合年間平均工事高自己資本、営業年数等の経営事項の内容についても資料といたしております。

議員ご質問の企業の経営状況等の把握でございますけれども、言われるように厳しい経済状況の中で申請時の資料が申請受付時と現在においてどれだけ信頼性があるかなどと考えております。町では、インターネットによる財団法人建設業情報管理センターの最新の経営事項審査の結果の公表状況を活用しております。また、比較的情報の入りにくい町外の業者におきましては、インターネットで公共工事の実績を業者側が登録し、工事発注者側が閲覧できる財団法人日本建設情報総合センターのシステムに用いましたコリンズを用いて同様な実績、施工をした場所、業者の所在等の最新データを調査しているような状況でございます。300万円以上の請負工事等については、契約不履行の場合の違約金といたしまして、契約額の10分の1を金融機関や保証協会等の契約保証を付することにしております。しかし、万一契約不履行などの事態が生じた場合、事業の遅れによる町や町民に対する迷惑なども懸念されるため、やはり契約前の段階で信頼できる業者を選定することが入札契約事務で最も大切であるということを考えております。

これまで、入札と言えば最も安い価格を示したものと契約しておりましたが、先ほど町長が申しました平成19年度より町では総合評価方式も取り入れているところでございます。いずれにいたしましても、町民の方々が納税された大切な税金を使わせていただく公共投資でございます。議員が言われる業者の経営状況等の確認については、慎重かつ的確に対応していかなければならないと考えてお

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ごもっともな答えが返ってきたところでありますが、条例等を見てもみすれば、要領・要綱という形で審査の方法なり何なりというものが記されております。これも多岐にわたっておりまして、それをやっていると言われたらと思うかもしれませんが、私の記憶するところによりますと、津町がそういう気を付けているけれどもだまされたというようなことはなかったのかなど。例えば、工事で言いますれば、生涯学習センター文化ホールの駐車場だったですかね、あそこの整備のときに契約して、その後に工事に入った後だったですかね、業者が破綻してしまったということもありました。これはいかなるものでしょう。やっぱりその審査自体をすり抜けるような虚偽の申請だったのか。それとも審査の方法が甘かったのか。事務手続きのそういった問題というものが出てくると思います。そしてまた、そういった工事の請負業者の選定は、先ほども申されたように副町長をその中の選定委員長として、総務部長をはじめずらとこう条例に要領という形で書いてあります。これがですね、うまく機能していなかったということではないでしょうか。例えばですよ、最近では南部工業団地、新しく別の企業がですね、一つの企業が破綻されて、そのときに津町にそういった企業が来ていただくなれば、優遇税制もいたしまししょう、そういった補助金も渡しまししょうという形で渡したお金がうまく生きなかったということは最近では事件がありましたけれども、これも多大な損害を被りました。ですから、結局そういった審査の方法がきちんと明記されてはいるけれども、これが生かされていないならば、そういったことになるということに私は危惧するわけでありまして、そういった要領をきちんとやることと、またそのここで選定委員さんたちの、それこそ今度は能力あたりを疑わなければならない、そういうふうになってしまうわけですね。実際、リーマンブラザーズの破綻以降、非常に世界的に厳しい状況というのも、このリーマンブラザーズさえも虚偽の報告、例えば日本でバブル崩壊後にライブドア事件とかありましたけれども、粉飾決算ですね、結局そういったものを見抜けるのは、なかなかプロでも難しいんじゃないでしょうか、これは。粉飾決算を見抜くというのは。しかしながら、我々はその見抜かなければならないというですね、使命を町民の方々からは受けているということです。ですから、そういったルールはきちんとつくりました。しかしながら、これを行ったからそれを防げましたということにはつながらないということです。ということ、そこを問題視しなければならないのは、そういった審査会がもう秘密裏に行われるのか、きちんと議事録を取って議員あたりが検閲するのか、そういったものまで踏み込んでいかななくてはならないような状況になりはしないかなど思ってしまうわけでありまして。実際、その経審の偽装事件、そういったものを考えますれば、今非常に景気が悪いですから、そういったことも今までは信用があったAクラスの業者でもですね、実は内情は火の車で、もう去年と、半年前と事態は変わったんだよというようなところもあるかもしれません。ですから、半年前はよかった、1年前はよかった。しかしながら、やはり石橋を叩いて、今はどうだということですね、不信の目を向けなければならない。不信という言い方はちょっと適切ではないかもし

れませんが、確実に町民から負託された、そして町の運営といたしますところの公共工事あたりをきちんと履行するためには、そういった目が必要だと私は言うわけであります。そこですね、経費をもう無駄をなくすということですね、一言で言うならば。ですから、前段で申したところの、もう賢くて無駄のない、スキのない行政を創り上げるためには、職員各位、各部署においては部長さんあたりが強いリーダーシップをもってそういったことにあたらなくてはならない。しかし、それを統括するのはもちろん町長でありますから、町長が強い意志を示さないと下には届きません。実際、そういった町でも事件があっている。だったら1つのことでいいですから、生涯学習センターのその駐車場の件ですけれども、そういったものは前払い金あたりはきちんともう渡していたんじゃないですか。別に使われていたということも考えられます。報告によりますと、あの当時、きちんとバトンタッチができてうまくできましたという報告は受けましたけれども、やはり前払い金の制度あたりがあつてやっかいなんですね。まだできてもしないところに、前払い金を何%ですか、それも払わんといかんということですから、もうそういったことも前払い金なしでできるような業者、できてからしか払わんぞというような資金調達ができる業者を選定するような時代になっているのかもしれない。ですから、そういったところは自己防衛として、町も何らかの方策を出さなくてはならないと私は考えるわけであります。ですから、この自己防衛に対しまして、今のこの要綱・要領で万全かと申しますれば、実際にこれができた後にそういった事件が起きているということを私は指摘したいと思います。この件について、町長に再度質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、半年も変わると景気の状態が変わってまいりますので、その辺の把握ができておるかというようなものと、とても難しい状況であるかと思っておりますけれども、それにどのように対応しておるかというようなことで、前払い金の問題、あるいはそれに対する、前は同じ企業の人が保証人になっていただいたりしておりましたけれども、それはちょっと同じ業者であればまずいということで、2、3年前から金融機関の保証とか、保険関連のことでそういうような体系を今取らせていただいております。そういう意味におきまして、我々も職員にはしっかりとその辺の把握をしていただくようなことをやらせていただいておりますけれども、その企業だけでなくして、やっぱりその人が保証人になったりいろいろしておるのがなかなか見えてこない場合もございますので、そういう折りに倒産した場合は、さっき言ったような保険・金融、その辺の機関関係の保証で補っていくというような状況でございますけれども、ある大津町の業者の、先ほど言われました駐車場の整備問題でございますけれども、その辺につきましても再度設計見直しとか、あるいは出来高払いとかいうような形をやりながらやらせていただいております。詳しい内容については、また担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度立たせてもらいましたが、町長、もうそのところはですね、これと人と人の関係でありまして、非常に難しいのはそれはわかっております。前回の教育関係の質問を教育長にやった後にも、教職員の不祥事はほかのところではまた起こったりとかしておりますので、ルー

ルを決めたからといって守るのも破るのも人だということですね。ですから、非常に難しいことではあります、それだけのきちんとした我々はルールに従ってやっておりますと毅然とした態度がやっぱり町長には求められると思いますので、今後ともきっちり締めて町長にはそういったところの、だまされないようにですね、頑張っていたきたいと思います。

次の問題に移ります。前回、時間切れでこの質問はとぎれてしまったところですが、降格人事の必要性はないかという質問であります。私がなぜこういった質問をするかと、えらく公務員に対して敵対心があるのではないかなというふうに思われるかもしれませんが、全く違いまして、町長も選挙で選ばれて4年間の任期というものがあります。その4年間の中で、職員を、こいつはなかなか仕事ができるぞというものに対してからは、やはりそういったポストを上ポストにして、こっちでお前頑張って見ると、階級もそういったところで上がっていくのですが、その職員の職階制あたりをですね、考えましたところ、町長が、今、2期目ですけども、8年間をされたとします。その後ですね、次の町長が来たとしたときにですよ、前任者の町長がやたらその自分がこの人はできると思えないなと、年齢によるその下級と申しますか、かさ上げでいいんじゃないかなというふうに判断したとすれば、前任者のその誤差が生じるということです、私が言いたいのは。ですから、町長が代わった場合には、その町長がその人の実力をもって上がったポジション、こういったものを一回リセットするようですね、ルールがなければ、ずっと上がったままなんです。ですから、前回申しましたのが、A君、B君同期に入って、A君が非常に優れた仕事をこなすし、できると。自分の意をきちんとすぐ理解して行動に移すというような素晴らしい人材だったとします。それはそういうふうに認めたのは町長で、町長がA君、B君同時期だけれどもA君を上げてしまったと。B君は、その長年職に就いて年齢的なもの、そういった個年で少しずつ上がっていくことをたどったとします。そしたらですね、町長のときにその人を認めて1階級上がったと。そのときに、これというのはずっと退職するまでそのA君、B君の差というのがずっと残ってしまうということです、私が言いたいのは。そこが、仮にですよ、私が次期町長になったとして、A君は優れていると私は思わないと。A君、B君とするならば、私はあんまり、ほとんど一緒じゃないかい、もう一度降りなさいと私は言いたくなるかもしれません。そしたならば、その一時期に町長が認めたその人の優位性というのがずっとその後まで続くということを断ち切ることができるということです、私が言いたいのは。そういった形でそのやはり同時期に入った人というのは、やっぱりライバルでもあるし、友達でもあるし、給料もですね、やっぱり同じ、人よりも、それはもちろん誰でも多くもらいたいと思うんですが、そういった差が町長、トップの決断によってその4年間の間なり、8年間の間に決められてしまうということが、そういった差を生じる。生涯の所得にかなり差が出てきてしまうということと、その差というものを負担するのは町民だということです。町民のそういった税負担を少しでも明確に人件費として使わせていただくのならば、そういったことも手を付けなくてはならないのかなと。実際、公務員はいろんな法律、地方公務員法なり何なりでかなりの保護がこの読んでみますればあります。しかしながら、上がるばかりじゃなくて下がるということもやはり、もうシステムの中に、こういったシステムの中に入れ込まなくてはならないのではないかなと私は考えますので、この点について町長に質問いたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の職員の処遇の関係でございますけれども、おっしゃるとおりに大変職員、一緒に入った仲間とか、あるいは年齢が同じであるとか、特にうちの場合は、課長級がもう同じ同期で19人もおまして、職責がないというような状況でございます、大変一人外すとその人はむくれて仕事をしない、税金泥棒ということになりはしないかと。しかし、やっぱり仕事の意欲をつくっていかなくちゃならない。そして、今まで我々としましては、人事評価を課長さんたちがやっておられまして、5階級の段階で、ただちょっとした評価方式ではございましたもんですから、大抵出てくるときは課長さんは全部自分の部下は全部5なら5、4なら4というような評価のそれが全然見えてこない。そして、また今後につきましても人事院制度がもうなくなるんじゃないかなとここ2、3年で、そういうふうに関国の方も考えておられるようでございますので、我々としては人材育成プラスその辺の給与の対象というようなことで考えていかなくちゃならないということで、人事評価制度については平成18年度から新たな人事評価制度の確立に向けて試行を今行ってきております。平成18年、19年の2カ年において実施した第1試行の結果については、修正・分析したものを徹底的に検証しながら、見直しや修正を今行っておりまして、第2次の施行の段階に入ってきておるところでございます。もちろん人事評価については、部長、課長、課長補佐といった職階ごとに評価項目を定め、それぞれの職階に応じた評価を行うこととしておりまして、現在試行中の人事評価の中身でございますが、大きく分けまして業務内容評価と能力意識姿勢評価の2つに分けて実施しております。業務内容評価につきましてはすべての職階を対象に行っているものであり、おのおのの業務内容を量的な側面と質的な側面から、その難易度や達成度などから評価を行うこととしております。この業務内容評価の部分については、今後評価基準や内容精査拡大・拡充していきながら、将来的には業績評価という評価区分にまで高めていきたいというふうに考えておりまして、その一つの能力・意識・姿勢・評価については8つの評価項目を定めておりまして、1つ目が規律遵守し責任感、2つ目が基礎的な能力、3つ目が思考力、4つ目が知識・技術・積極性、5つ目が企画立案・政策形成、法制執行能力、6つ目が交渉対応能力、7つ目が現状把握とリスク想定防止能力、8つ目がリーダーシップ力や人材育成力に分けて評価をお願いしておりますが、8つの能力・意識・姿勢・評価ですが、これはすべての職階に対して共通して行われている評価項目ではありません。現業職や主事においては、1つ目の規律遵守と責任感から4つ目の知識・技術・積極性までを評価することとしておりまして、主事や参事については、1つ目から6つ目の交渉対応能力までをやって、そして係長以上については1つ目から8つ目のリーダーシップ力や人材育成力までのすべての項目について評価することとしております。ただし、評価項目は同じであっても職階が異なれば、その評価基準や内容は若干異なるように設定しています。まず、1番上位の管理職に位置する部長級については、これらの能力・意識・姿勢・評価項目をすべて網羅していることを前提とした上で、あえて5つの責務を果たしているかどうかを評価することとしています。その5つとは、対極的な現状把握と将来を見据えた広い多角的な視野を持った調整・政策の実践と部署間の横断的な連携の確保、2つ目が関係機関と協力関係を構築できる対外調整と率先した情報収集や町の代表者としての広報活動の実践、3つ目に常に問題意識を持

つこととともに、あらゆる危険・危機の防止に努め、危機発生時には迅速で的確な対処を行ない、住民の安心・安全の確保に万全を尽くす。4つ目の、住民や議会に対する説明責任の実践や、5つ目が所管部署を統括し人材育成に努めるとともに、所管部員の業務遂行や服務規程の確立を行うとともに、自らを律して範を示すというようなことで、以上が各職階においての職員が求められる能力であるということ为前提として、その求められる能力をどれだけ身に付けて評価していくこととしております。これらの評価者については、特別職である町長、副町長、教育長、そして各部長、各課長があたることとしています。現時点で評価基準のすり合わせや標準化、問題点の調整などを進めているところでありまして、試行によって得られた評価結果、そのままの職員の処遇に反映するまでには現在至っておりませんが、今年度においては幹部職員への処遇等を検討していきたいと考えております。

議員のご指摘のとおり、恣意的な評価結果による職員の処遇格差などを引き起こされるようなことのないよう、あってはなりませんので、職員の納得性を高め、公平公正な人事評価制度を確立すべくじっくりと精査しながら取り組んでいる所存でございます。その評価関連等につきましては、職員自ら部課長関連等についての評価基準を問うというか、問い合わせてもらおうというようなこともできるようにしておりますので、今、評価者の能力、評価能力を高めるためにしっかりと部課長についての能力を高めておるといような状況でございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） やはり降格人事と、聞こえが非常に悪くて難しいことだろうと思います。しかしながら、やはりそういった就業年数とですね、町長の評価部分というのをやはり分けて考えないと、この人件費というのは義務的経費にあたりますので、それこそさっき言いました経常経費比率あたりが97%ということまで来ておりますので、負担するのは町民ということでありまして、今言われたような、その職階制の根本基準を守りながらですね、きちんと評価していく上での昇格があったりとかするんだよということでありまして、私はこういった町民負担というものを考えたときに、原点に立ち返って考えますところが、この役場という組織は何のためにできているのかなということを考えますれば簡単なことでありまして、住民自治ではできない団体自治として皆さんの力を合わせてやるのが経費削減になって有効な自治体というのが形成されると、簡単なことなんです。それに経費を多く使うということは、非常におかしいことで、主権在民を侵しているということで、最近のよく世間を賑わせております阿久根市の問題、ああいったところが市長いわく、市職員の年俸は約600万円と。阿久根市民の年俸を平均してみると199万数千円ということを言われております。雇い雇われの話で言うならば、雇い側が雇われの方よりも少ないわけですよ。雇った人にどんどん金をやっているという状況です。また、公務員はいろんな形で保護をされておりますので、私もたまに「たけしのテレビタックル」ですかね、ああいったやつも見ておもしろい人がいるときには、興味ある人がいるときには見たりするんですが、その中で一覧表にして、国民健康保険と共済組合の違いあたりを申し述べたりとかした場面がありましてですね、例えばその年金あたりが公務員だったならば大体平均で月に20万円ぐらい取るのに、一般の平均は14万円ぐらいだと。退職金もそういった公務員の方々は2千100万円ぐらいが平均で、一般が1千300万円ほどだと。給与は、さっき

阿久根のことを申しましたけれども、全国では600対400と、年俸ですね。そういった数値が現れているということを言われておりました。そういったことを考えますれば、公務員は給料が高いじゃないかと。言うならば一流企業並みじゃないかというふうに考えられるわけであります。しかしながら、ここで誤解してもらっては困るのですが、それだけのですね、町民のため、国民のための仕事をされている方々にとって経費として支払う税は、そんなに負担には実はならないんです。きちんとした、本当にこの役場という組織が町民のために回転するいい組織でなければならないということです。よね。そうしたならば、600万円取ろうが、700万円取ろうが、町民の方からは文句は出ないということです。ですから、役場の職員というものはプロ意識、プロフェッショナルになってもらわなくてはならないということです。町民の方が1階のいろんな受付でお話をされている姿を見ますが、笑顔一つも出さなくてむすくれたような対応をされたという意見は未だに聞きます。やっぱりですね、そういった職員は、言い方を変えれば要らないんですね。はっきり言いますが要らないんです。代わりはどれだけでもいるんですね、公務員になりたいという人は。そういった意識、危機感というものをきちんともつとかなないといけない。それに有効になるのは降格人事かもしれませんよ。きちんと仕事をしてないから降格をするんだよということも考えられるということです。ですから、その任用の、任用と申しますか、そういった階級を上げるにあたって、町長は根本基準を曖昧ではなくて、きちんと審査していると言われましたので、町長のこれは権限でありますから、私はここで助言をすると、質問しながら助言という形に収まってしまうのではないかとしか思いませんが、人事の問題では女性登用の問題あたりも過去に一般質問で出ておりますが、まだまだ課長さん、部長さんを見たときにですね、女性の部長さんほうにはおられませんでしょう。課長さんクラスの方はおられるという形で、女性に対する評価というものが、町長がどういうふうに見ておられるかということも、これは一つの問題でしょうね。ですから、それでも新聞記事の切り抜きをですね、これ自分が集めたものですが、女性を登用したいと。しかしながら、厳しいこともいっぱい書いてあるんですよ。大局的な視点を持ちなさいとかですね、もう少し意見をどんどん言いなさいとか、いろんなこともやっぱりあって、町長もそういった女性の任用には二の足を踏んでいるのかなということも考えられますが、やはり今のこの日本、世界の流れとするならば、もう男女間のそういった格差というものは、仕事に対してからはもう男も女もないんだよと。実際、前回の質問のときに教育長のことを、もう男とか女とかをもうはっきり言って捨てられる、捨てられるという失礼ですね、そういったことを超えられているというふうに評価しました。そういった形で町長も今後ですね、難しいかもしれませんが、その町長評価部分とそういった、もうその時間的な評価部分というのは分けることというのは、やっぱり難しいんですかね。私が意図するところは、最初に前段で申しましたところのできるだけやはり税金を使わないようにしたいと、縮めていきたいということでもありますから、そのまま水ぶくれしてもらっては困りますので、町長はきちんとしたシステムをつくっていると。ということは、そのシステムに則るならば、逆にですね、町長の個人的な感情ですね、長としての、いや、俺はこいつの行動を認めたいんだと、部長たちが何と言おうとこいつを1階級、2階級特進だというようなところはないのか。そういったところを改めて質問したいと思います。町長の評価部分というものは私はあると思う

んですが、そういったところがなくてきちんと則ったものだけの評価か。それとも、そういったこともあるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の再度の質問でございますけれども、おっしゃるように私自身でこいつはと一本釣りは一切やりたくないというふうに思っております。そのために人事評価制度というのをしっかりと人材育成とともに、その評価制度が私がやめてでもずっとその評価で職員が納得して頑張っていける職員になってほしいというふうに思っておりますので、その点につきましては男女共同参画の中の女性職員の登用についても、職員が、女性職員が頑張れば、あるいは職員それぞれの評価する方々が認めていただければ、それに基づいて人事異動も考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、常にオープンで、そして評価される職員も、評価する部長についても、しっかりと意見交換というか、お互いが評価できるようなことで、今進めておるといようなことで、これをしっかりと今後の人事評価制度を確立していければなど。そうすることによって、町民の皆さんにもしっかりとご理解ができるいい職員であるし、もうちょっと職員には給料やってもいいんじゃないかなと言われるような職員をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分から開会します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時09分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

新開則明君。

○7番（新開則明君） こんにちは。7番議員の新開則明が通告順に従いまして一般質問を行いたいと思います。本日は、次の3点について質問したいと思います。1問目、駅前楽善線を問う。2問目、高齢者対策を問う。3問目、児童虐待と登校拒否を問うを質問します。

まず、1点目の駅前楽善線を問うでございますが、駅前楽善線は二十数年前から懸案されていた計画道路でありまして、やっと見通しができつつあります。一部路線の変更が生じましたが、希望の持てる路線の着工が見えつつあります。一部の路線変更により、住居の立ち退き件数も大幅に少なくなり、道路としての機能も旧325号線を途中から利用拡大することで交通のアクセスがよくなり、予算的にも大きく縮小できたことと思います。この道路が完成すれば、地域住民の利便性はもとより、大津町の南北の重要な路線として、産業の発展と交通の緩和、通勤通学の安全性が向上し、将来的にも大津バイパスとの直結化も予測できるものと思います。しかしながら、計画路線の用地回収をするには大変な条件をクリアしなければならないことと思います。用地代金の問題、居住の補償問題、代替え地の問題、相続や登記の問題と、大変重要な難題があるのではないかと予想されます。特に灰塚所有の山林は、何十人からの名義の共同所有と聞いておりますが、スムーズな登記手続きは済んでいるのでしょうか。山林立木の大半が伐採され、周囲は明るい山陽帯を見せておりますが、工事着工の体制になったような気がします。路線の変更に伴い、道路の幅員も最初の計画の16メートルから1

2メートルに縮小され、用地取得代の費用と工事施工費は軽減されたものと思いますが、道路勾配等による切り土、盛り土、法面の危険性の解消対策も考慮されるものと思います。計画路線の用地確保の難題と進捗状況はどう行われているのでしょうか。計画年度まで完成できる見通しはあるのか、お伺いしたいと思います。また、この新設道路には安全な歩道が左右に設置されるものと思いますが、この歩道を利用して室小や翔陽高校に通学できることが考えられます。現在、水源町、朝日町、松古閑・塘町においては、一度坂を下り、上井手沿いを歩き続け、塔の坂きつい勾配を上り、室小まで通学しておりますが、現在通学歩道のないことや車両への危険性、河川への危険性が指摘されております。この道路が完成しますと、当然、室・片平・年弥の一体、水源町・朝日町・松古閑・塘町、西嶽の一部は、新設の道路の歩道まで安全に連結できる通学歩道の構想を考えておくべきだと思います。また、通学路の確保とともに、交通車両の増大に伴う信号機の必要な交差点があるのではないのでしょうか。交差点は、現在、南側から本町通り交差点、塘町通り交差点、水源町通り交差点、旧320号交差点、雇用促進北三差路、大津電子北三差路、若草学園北三差路がありますが、特に本町通り交差点については、当然信号機が必要になってくると思いますが、雇用促進北三差路と大津電子北三差路は非常に危険を感じるものがしばしばあります。雇用促進北道路につきましては、道路拡張の改良工事の話聞いていますが、駅前楽善拡張段階で雇用促進三差路と大津電子三差路は距離が非常に接近しております。できますならば、ここを直角交差点に改良すべきではないかと思っております。直角交差点にすれば危険性は激減するものと思われまます。雇用促進北三差路と大津電子北三差路は、住宅団地の関係で車の通行量も増大しております。また、この雇用促進北の道路は、現在生徒たちが通学路として使用していることも見かけております。いずれにしても、交差点と言えるところは人や車の事故の発生を防がなくてはなりません。通学路の安全性と信号機の取り付け箇所は考慮されているのか、お伺いしたいと思います。

また、駅前楽善線の工事予定の中で、水源町道路の下には、現在使っている水源町の幅の広い道路ですけれども、この下には湧水があるものと思われまます。大津町公民館の分館跡の西側側溝に現在の流れているようですが、ここは砂防指定区域を受けているようにお聞きしております。湧水だけを生かして、ここに環境づくりができるならばと思っております。私たちが子どもころ、水源町通りは道という道はなく、深い谷でした。アカニコガニや小魚を獲って、4、5人で持ち帰って遊んだものでした。きれいな湧水が整然と流れていたことを思い浮かべまます。恐らく、楽善、日吉ヶ丘、西嶽からの湧水が地下湧水としてよみがえっているのかもしれない。この湧水を利用して駅前楽善線の沿線に公園でも設置できればと思っております。子どものころは、公園的なことは神社が、境内が広うございまして、この境内を利用した神社を子どもたちは広場として利用して利用しておりました。散策道としての憩いの場として町民に親しまれるのではないのでしょうか。小公園でもできないものかと思っております。また、駅前楽善線には大量の雨水が集まることも予想され、楽善食堂交差点付近から道路が川となる場合も幾度か見かけております。大量の雨水は、上井手側と南下して、上井手を遮断する形となり、災害の危険性は増大し、人災に達するのかもしれない。雨水をくい止める対策として、湧水地、ため池ですけれども、設計が組まれていると思っておりますが、貯水能力や湧水地の排水方法はどのように

計画されているかの、お伺いしたいと思います。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の一般質問における駅前楽善線についてお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、駅前楽善線は天津の都市マスタープランにおける幹線道路の一つとして、中井迫線及び駅前楽善線というのが北部台地から天津町の中心市街地へ通る重要な生活道路を兼ねた道路でありまして、議員おっしゃるようになかなか完成が遅れておるといような状況でございますけれども、その件につきましては、状況について担当部長の方よりご説明をさせていただきたいと思っておりますし、信号機関係等につきましても、道路管理者の町とその計画に基づくところの指導を天津署警察関連との打ち合わせもやっておりますので、おっしゃるようにもう駅前楽善線だけでも4つや5つの信号設置の問題があるかと思っておりますけれども、その計画完成の折りの中で状況をどうするかというと、警察の予算ではなかなか全部ができるというのは厳しいんじゃないかなと思っておりますし、もしよければ予算が許せば、その中で道路予算の中で信号関係も設置できればいいなというように思いをしておりますけれども、その件につきましては関係警察の方ともご相談しながら、順番を決めていかなくちやならないんじゃないかなと思っておりますので、その辺の状況も担当部長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

また、おっしゃるように親水公園の計画関連等につきましては、議員いつもおっしゃるように、上井手関係の神社仏閣、そしてつつじ公園というように昭和園から大松山までの期間がございまして、その天津町の観光あるいは散策関連の道路公園、道路としての上井手、それに伴うところの駅前から直接上がってきたところの湧水公園の計画でございますけれども、親水公園みたいな形でというような思いもしておりましたけれども、年弥神社の今後の移転の関連等も十分検討しながらできるかどうかというようなことも検討をこれからやっけていかなくちやならないんじゃないかなと思っております。そのような件につきましても、担当部長よりご説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 新開議員の質問にお答えいたします。

まず、駅前楽善線の用地の状況につきましては、この路線につきましては用地及び家屋を所有しておられる方、家屋のみ所有しておられる方、それから建物を借りられておられる方、いろいろおられまして、現時点で69名の地権者になっております。このため、非常に交渉などについては複雑になっておるところです。また、69名の中には議員のご質問の灰塚地区については1件という形で計算しております。灰塚地区につきましては、もう大体地元との話はまとまっております、あとは登記等を詰める段階になっておりますけれども、非常に数は多くなっております。これにつきましては、今後専門家に頼みまして登記を進めていきたいということで考えております。

また、ほかの関係につきましてはの用地については、非常に家屋の移転が時間がかかるものですから、現在県道から上井手までの用地移転交渉を集中的に進めております。関係地権者におかれましても、非常に長い間待っておられたということで、事業推進にはご協力をいただいております。特に今のと

ころ難航しているところはありません。できれば、上井手までの道路関係が解決できればですね、本年度から来年度には一部工事を着手したいということで考えております。

続きまして、議員質問の信号機の件なのですが、現時点では県道大津植木線と駅前楽善線の交差点1カ所に信号を設置する計画で熊本県警とは事前協議を行っております。また、ほかの路線については、今のところ信号機を設置する計画については計画にはなっておりません。これにつきましては、町長の話もありましたけれども、歩行者等の状況等を調査し県警と協議をする、再度協議をする必要があると考えております。

また、杉水大津線ですか、旧県道関係につきましての歩道整備なんですけれども、これにつきましては杉水大津線については、現在のとおり見通しの悪い部分の局部改良ということで考えておりました、歩道の設置までは考えておりません。ただ、ちょうど水源地を抜けて、途中里道を通って杉水大津線に至るルートであればですね、約50メートル程度が山林部分ですので、この部分を通るような歩道計画をすればですね、それは安全に、全部杉水大津線を通るんじゃなくて、そういう計画をすれば安全に子どもたちが通学できるんじゃないかなということで現時点で考えております。

それから、3点目の雨水関係なんですけれども、これについては非常に現在三吉原北出口線の交差点に多くの水が集まっておりますので、これについては水を集めまして道路の下にですね、排水管を通して、そしてそれを年弥神社の北側にですね、調整池をつくって調整したいということで、そこで調整した水を水路をつくって上井手の方に放流したいという形で現在は計画しております。これについては、今のところ平成24年から計画しております工期の方であればということで考えております。

また、湧水公園に関しましては、非常に今湧水が出ている箇所というのは砂防指定地になっておりますし、またちょうど年弥神社の北側に調整池、先ほど申しました調整池を設置する予定になっておりますので、はっきり言って場所的に、用地的に施設をつくる余裕はありません、現在のところありません。ただ、計画道路西側につきましてはですね、道路の横に若干の残地も残りますので、ポケットパーク等の設置は考えられると思います。農政による上井手の護岸整備とか、あとまちづくり交付金事業に関して、上井手沿いの景観整備も後期計画で考える予定になっておりますので、上井手の景観、周辺整備の全体計画の中でポケットパークについても今後検討してみたいということで考えております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 雨水の溜水等のところですけども、以前は1回開発隊の跡あたりに蓄えて2段階で下の方で調整するようになっておりましたけれども、現在はどのような方向で進められているのか。

もう1点は、雇用促進の横の北の道路は、非常にこう大津電子の道路と接近しておまして、たびたび危険を感じております。あそこは少しずつ譲り合えば、直角交差点に改良できるのは、たやすいと言っはいけませんけれども、やりやすいと思います。その辺のこの新設道路を開設するとき道路を拡幅しますので、そのとき考えられないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 再度の質問にお答えいたします。

先ほど調整池を、大きな調整池を年弥神社の北側に計画しておりますが、非常に水質といいですか、浸透関係を調査する段階で若干今の年弥神社の北側につくる分ではですね、容量的に不足しておりますので、その分について不足分を今、場所的にはどこにつくるのが一番いいんですけども、できれば開発隊、議員が言われた開発隊の部分にそれができるかどうかということで、今検討をしている段階でございます。これにつきましてはですね。

それから、雇用促進住宅等大津電子の交差点につきましては、現在のところ路線の、雇用促進住宅だけの路線、北側の道路の拡幅だけは考えておりますけれども、大津電子側については現在のところ考えておりませんので、これについては検討してみたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） できるだけこの年度までに完成するとは思いますが、多分にしているいろいろな難題があるかと思いますが、大体こう計画どおりに開通できるものでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） お答えします。

計画年度内にですね、完成できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） それでは、2問目に移ります。2問目の高齢化対策を問うてございますが、最近全国的にも高齢者の安否の問題がマスコミ等でも取り上げられておりますが、先般の全員協議会でも大津町の状況は説明を受けております。高齢者の現状について述べてみたいと思っておりますけれども、高齢者の安否の確認により様々な問題が浮上してきておりますが、行政側の責任だけでなく市町村の住民による的確な届け出がなされていないのが大きな原因と思われれます。2010年8月28日現在、戸籍上120歳以上の高齢者が多い自治体の行方不明者は、横浜市の2千347人、和歌山市の1千405人など、全国的にも数多く上げられております。特に最高齢者は、長崎県壱岐市において1810年生まれの200歳で、国定忠治と同じ同年生まれと報道されているようです。熊本市においても120歳以上の方が315名戸籍上生存となっているようです。

このようなことから、個人への連絡事項、年金、税務の問題が疑問視されているのは言うまでもありません。高齢化する世の中ではありますが、高齢化率を調べてみますと大津町においては平成22年6月現在、65歳以上の方が5千907人で、高齢化率18.8%と聞いておりますが、全国では平成20年10月1日現在、高い方から島根県の28.6%、秋田県の28.4%、高知県の27.8%であり、熊本県は25.1%で全国18位となっています。低いところは沖縄県の17.2%で、全国では平均22.1%です。

このような実態の中、平成32年、10年後ですけれども、2020年には全国で平均29.2%となり、秋田36.5%で全国1位になり、熊本は31.7%、全国で19位になると国立社会保障人口問題研究所は提示しております。

いずれにしましても、全国的に高齢化が進んでくるものと思われませんが、当大津町においても高齢化は避けられないことだと思っております。町では現在65歳以上の一人暮らしが664人、70歳以上の二人暮らしが790人となっているようですが、これらの人たちの高齢者への連絡事項をはじめ、相談ごと、社会調査、情報提供、調整等などは民生委員さんの対応が必要となってくるのではないのでしょうか。高齢者の安否や連絡事項伝達は、民生委員さんとの連携はどう図られているのか、お伺いいたします。

また、町営住宅の入居保証人につきましては、3年前に町民の方より指摘を受けまして、そのとき調査をしてみました。既にそのとき亡くなられている保証人の方も数多くおられました。保証人は2名の連帯保証により成り立っていると思いますが、現在町営住宅は約800世帯が入居しておられるようです。それにより1千600人の名の保証人が必要となります。これらの人たちの生存の確認は、3年前から見直しが図られているのでしょうか。入居年数の長い世帯は保証人も高齢化していますけれども、70歳以上の保証人は、現在何人ぐらいおられるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

また、高齢化する社会情勢であります。5年後の2015年には全国で65歳以上の高齢者は3千300万人に達すると推計され、毎年約50万人の高齢者が増え続けています。年々介護保険費や老人医療費が拡大し、自治体の財政が圧迫されることとなり、全国的な課題となっております。大津町におきましてもこれらの減少は避けられないと思います。大津町におきましては、地域ごとのミニデイサービスや地域福祉など点々で行われているようですが、老人の引きこもり、転倒による寝たきり、介護問題、健康のあり方や体力指導など、様々な指導が行われることと思いますが、豊かな老後の過ごし方など健康維持面に対する今後の指導はどう進められていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新開議員の高齢者対策でございますけれども、大津町におきましては平成18年度に地域包括支援センターを建設しながら、そこを中心にしながら社協やあるいは民生委員、区長さん、いろんな方々にご相談をしながら、またケアマネージャーをはじめとする関係職員が取り組んでおるといような状況でございます。これにつきましては、また担当部長の方から詳しく説明をさせます。

また、町営住宅でございますけれども820戸の所帯がございますけれども、議員おっしゃるように保証人の関係の方については大変新たな保証人を必要とする方々も入居しておられますけれども、なかなか手が足りないというのが現状でございます。現在の70歳以上の保証人の方では、今、大津町には360の方が保証人になられておられるという状況でもあります。あと高齢者の健康維持面についても、十分関係課と連携を取りながら、包括支援センターを中心に活動をしっかりとやっていただいておりますので、この辺につきましてはまた担当部長からご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 新開議員の質問の中で、高齢者の安否や連絡事項の伝達、民生委員との連

絡関係につきまして、状況についてお答えします。

現在、大津町の高齢者の状況につきましては、議員おっしゃいましたように65歳以上の一人暮らし世帯が現在約664世帯、どちらかが70歳以上の高齢者夫婦等の世帯が790世帯で、65歳以上の身体障害者手帳所有者は756世帯と年々増加しておる状況でございます。また、民生委員や児童委員やケアマネージャー等の協力によります登録できております災害時要援護者は約400世帯になっております。議員ご指摘の日ごろの訪問、声掛け、見守り等につきましては、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、地域福祉活動実践推進地区の関係者等が地域での対象者の皆さんに優しく親切な対応に心がけ、積極的な相談支援等としてそれぞれに対応されております。なお、現在の民生委員児童委員は47名でございますが、本年12月の一斉改選では人口の増加や地域福祉活動の強化等のために55名に増員される予定で、地域での相談、見守り、声掛け等や町地域包括支援センター、福祉事務所等の関係機関との連携を取りながら、住民の方が安心して過ごしていただけるように積極的に活動されています。また、定期的な活動報告もされております。また、地域福祉推進についても、それぞれの行政区に依頼し増員に努めており、現在41行政区、61名になっております。そのほか、町と社会福祉協議会で推進しております地域福祉活動の実践・推進地区9地区でも見守り、声掛け、それから訪問、手助け等で地域の皆さんが安心して楽しく暮らせるようそれぞれに工夫し取り組んでおられます。最近の100歳以上の高齢者の所在不明が全国で相次いで判明しておりますが、大津町の高齢者は今年度100歳になられる方も含めまして21名おられます。今回100歳以上の高齢者の方につきましては、施設や病院、自宅を直接訪問いたしまして、全員の安否確認を行っております。大津町では、75歳以上の後期高齢者医療保険証を書留で送付しており、届かなかった場合は追跡調査を行うなど、その都度情報の収集、整理を行っておりますので、行方がわからずに何年も経過することは考えにくいと思っております。

なお、高齢者の方々の介護、生活等の相談、災害時の支援等につきましては、地域包括支援センター、障害者相談センター、保健医療課、健康福祉課、社会福祉協議会で必要により協議いたしまして、民生委員・児童委員や福祉事務所等の関係機関と連携を取りながら、今後も住民の皆さんが地域で安心して暮らしていただけるようなまちづくりに努めていきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 新開議員さんの質問の中で町営住宅の入居保証人の生存の確認と70歳以上の保証人は何人いるのかという形でございます。ご存じのように、住宅の入居保証人につきましては、大津町の町営住宅条例で、町内で居住し、保証能力を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人2人となっております。また、同条例の施行規則によりまして保証人が死亡した場合には新たに保証人を立てる必要があるということになっております。保証人の生存確認についてでございますけれども、現在2年ごとに調査をし、通知をしているところでございます。本年、全体の保証人の生存確認をし、保証人が亡くなられている入居世帯62軒に対して通知をいたしまして、新しい保証人を探して変更していただくようにしているところでございます。今後は、毎年保証人の状況等を確認し、死亡があった場合は、速やかに入居者へ連絡し変更の手続きをしていただくよう努めてまいりたいと

思っております。

入居後の保証人の年齢関係でございますけれども、町の条例・施行規則等に年齢の制限はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 民生委員さんの仕事も大変かと思っておりますけれども、現在、行政と民生委員さんとの話し合いの中で、どこまではその民生委員さんが立ち入れるのか、あるいは調査できるのか、またお願いする事項はどの辺までかと、恐らく民生委員さんも多忙と思っておりますけれどもお願いすることが多分に多いかと思っております。現在、図られている仕事の内容、いわゆる調査の内容とか、どこまでこう行政側からお願いしてあるのか。それが1点と、町営住宅の保証人が、例えば1人亡くなりますと、もしも負債があると片一方の保証人にかかって非常にこう不公平が生じるという意見もたびたび聞いておりますので、60世帯だったですかね、亡くなられたままのところ。そのような調査の中で、年齢の制限はないということですけど、これはやはり最初入居されるときに状況を見て、大体資本的なことも考えられていると思っておりますけれども、ある程度の年齢の規定も必要ではないかと思っております。非常に保証人になり手もないということですけども、しかしながら、やはりその辺はある程度検討されるべきではなかろうかと思っております。

それから、高齢者に対する健康面の指導ですけれども、各地域によってミニデイサービスとか、地域福祉が行われていますが、今の段階でどのような実績で、大体健康維持が図られるような行事が行われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 再度質問にお答えします。

民生委員さんと行政との関係で、どのような形でいろんな状況に対応しているかということでございますけれども、毎月、民生委員・児童委員協議会というのがございまして、その中で年間行事協議会の方で設定されまして、毎月1回定例会をなされております。そのほか、年7回ほど、数回ほど役員会等を開かれまして、そういった中でいろいろな様々な状況、問題に対しまして民生委員さんの協議会の中でそれぞれ協議がなされて、それぞれに対応されているというような状況でございます。その中で、当然主管課であります健康福祉課も一緒に入りまして、そういった中で対応させていただいているところでございます。

それから、健康指導に関する件ですけれども、高齢者に対する健康維持に対しましては、まず先ほどおっしゃられました高齢化率等につきましては19%ということで、現在5千919人ほどですね、大津町の中でもそういった状況でございます。現在につきましては、地域包括支援センターの方で特定高齢者の予防支援とか、そういった形で執り行っております。地域包括支援センターの方で65歳以上のすべての高齢者の方に生活機能評価チェックリストあたりを郵送いたしまして、介護認定を受け方の前の段階の高齢者あたりを把握いたしまして、その方々に対しまして必要であれば運動機能の栄養改善、口腔機能の向上、それから閉じこもりや脳トレーニング等の認知症の予防支援等を行って

おるところでございます。それから、70歳以上の方々につきましては、登載される方々につきましては、高齢者医療受給者につきましても同様に毎回説明会を行っておりまして、それぞれ65歳、それから70歳の節目におきましてそれぞれアプローチを行いまして、その時期におきましても大事な機会と位置づけまして、内容を充実させながら取り組んでいきたいというようなことで、現在、予防のために元気な高齢者を対象に3B体操、それから太極拳、それから一人暮らしの方々の高齢者のための介護予防のはつらつ元気づくり事業、それから各地域で開催されておりますふれあい型ミニデイサービス事業でのきくちゃん体操の普及、それからつつじ山荘への機能訓練委託等を行いまして、それぞれ実施をしております。

それから、特に75歳以上の後期高齢者の方につきましては、健康診査についても生活習慣予防を早期に発見いたしまして、重症化を予防するためのふるさと総合健診、それから特定健診等を充実しているところでございます。これからも高齢者の皆さんが自分の幸せのために健康を維持するための自覚を大いに持っていただくように今後とも様々な角度から取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 新開議員さんの再質疑にお答えいたします。

保証人の件で大変心配されているという形で受け取っております。先ほど言いましたように、保証能力を有する者という形で町内に居住する者という形になっております。当然として町営住宅八百数十戸有しているものでございまして、先ほどの今議会に出してあります町の監査委員さんの中で入居状況等についての懸念材料も示されております。大切な財産という形で町営住宅入居させているわけでございます。家賃の収納という形にもかかってきますので、その辺については的確に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 3問目に移ります。

3問目の児童虐待と登校拒否を問うてございますが、児童虐待につきましては、新聞・テレビ等、マスコミ等でよく耳にする言葉であります。平成18年度に全国の児童相談所では対応した児童虐待の相談対応件数は3万7千323件で、虐待内容は身体的虐待が1万5千364件で41.2%で最も多く、次いでネグレクトが1万4千364件で38.5%であると統計が出ているようです。また、虐待をしているのは62.8%が実の母であり、22%が実の父であり、義母・義父は合わせて8.3%となっており、残りがその他となっているようです。母親の職業は3分の2が主婦、無職で、住宅型が多いとされております。虐待者の学歴が中卒が34.3%で最も多く、大卒は2.4%しかなく、経済状況では52.5%が貧困層、普通層は31.5%、裕福層は2.6派に過ぎないとされております。また、非虐待児童は小学生が36.8%、3歳から学童前が26.6%、0歳から3歳未満が17.9%、中学生が13.5%で、性別では男児が52.3%、女児が47.7%で、若干男児の方が多いようです。また、虐待されてから児童相談所が一時保護するまでの期間は3年以上が23.8%、1年以上3年未満が20.2%、6カ月以上1年未満が13.4%、1カ月以上6カ月未満が17.6%、1カ月未満が

16.9%と示されており、虐待の中には無自覚の虐待もあるようです。虐待者自身が自分の虐待行為を虐待と認めず、虐待はしつけの一部として行われている場合も多いようです。一方、登校拒否につきましては、文部科学省の定義では登校拒否とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあると。ただし、病気や経済的な理由によるものを除くとありますが、登校拒否の拒否という言葉在意図的な学校拒否と学校批判と意味するものと捉え、理解し、何らかの神経症的な症状を伴って学校に行けない状態を不登校と使い分けていることもあるようです。不登校の原因は、1、友人関係をめぐる問題、2、教師との関係をめぐる問題、3、学校への不信、4、クラブ活動・部活動への不適応、5、学校のきまりをめぐる問題、6、入学・編入・進級時の不適応、7、家庭生活の急激な変化、8、親子関係をめぐる問題、9、家庭内の不和などが上げられております。不登校の対応といたしましては、1、嫌がらせをする生徒の存在や教師との人間関係による学校生活に起因する型、遊ぶため非行グループに行ったりして登校しない遊び非行型、無気力で何となく登校しない無気力型、4、登校の医師はあるが身体の不調を訴えて登校できない不安などの情緒的混乱型、5、学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない意図的な拒否型などがあるようです。いずれにしましても、児童虐待や登校拒否、不登校はあってはならないものと願うものですが、町の現状はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

また、児童虐待による児童の心境は大きく児童の心に倦怠感を与えることとなると思われま。年齢的にも、保育園、幼稚園、小学校、中学校と虐待を受けた時期にもよりますが、児童の心境の変化と行動に異変を生ずることと思ひます。児童虐待による登校拒否、不登校があつてはなりません、大変心配なことであります。児童虐待による登校拒否、登校への影響はどう考えられるのでしょうか。また、児童虐待や登校拒否、不登校への防止は重要なことであり、的確な判断と取り組みが必要だと思ひます。児童が安心して楽しく生活できるようにしていかなければなりません、今後児童虐待、登校拒否、不登校防止に対する対策として考えられる取り組みはどう進められていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 教育委員会関係の児童虐待と登校拒否関係についてでございますけれども、町は平成20年度から教育支援センターを開設し、いろいろと相談を受けながら支援活動をやっております。その内容については、教育委員会の方からご説明をさせていただきたいと思ひます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 新開議員の質問の中の児童虐待と不登校の現状等について答弁いたします。大津町について2009年度児童虐待に関して相談と支援を実施している件数は32件です。その中で6歳以下が最も多く、小学校期に支援を受け、中学校期に問題化する傾向にあります。虐待の内容については、暴力、暴言やネグレクトがほとんどです。最近では、ネグレクト傾向、養育放棄、放任、怠慢の増加が見られます。このような気になる子、何らかの支援の必要な子については、幼児期から早期発見に努めるため、幼稚園、保育園、小中学校、産後の訪問事業、乳幼児健診などと連携しながら

ら、それぞれのケースごとに対応し、支援にあたっているところです。先ほど町長の方からもありましたように、支援センターにつきましては今年度3年目を迎えておりますけれども、昨年は中学3年の生徒3人が長期の不登校でしたが、適応指導教室の指導の成果により、3人とも高校へ進学し、本人保護者ともに大変喜んでおられました。

次に、不登校についてですが、確かに大津町でも不登校の児童生徒はいます。今年7月までの不登校児童生徒は、小学生が2人、前年度が1人でございます。中学生が6人、前年度が9人で、計8人です。昨年度が10人、一昨年度が20人ですので、毎年減少している状況ではございます。割合について考えますと、小学生が0.1%、中学生が0.6%、全国と比べてもとても低い値となっております。不登校になるきっかけといいますと、体調不良、無気力、不安や緊張、昼夜逆転などの本人にかかわる問題が一番で、友人関係、家庭の急激な変化や親子関係をめぐる問題に起因することと続きます。虐待が絡んでいると思われるものが2件あるという現状です。今後も不登校児童生徒ゼロを目指して、教育支援センターを中核的施設として子育て支援課、学校教育課、健康福祉課との連携を取りながら、親や子、そして教職員の悩み等の相談業務の充実と適応指導の充実を図っていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 新開議員のご質問にお答えいたします。

児童虐待による不登校への影響をどう考えるかということでございますが、先ほど議員が調査に基づいたその結果を報告していただきましたけれども、その通り、本当に年々増加しております。中には死に至ったケースも増えておりまして、まさに社会問題となっております。最も人格形成において重要な時期に最も重要な親をはじめとする身近な大人の愛情が得られず虐待を受ける子どもの悲しみ、不安、不信、怒りなどは、筆舌しがたい深いものがあると思います。それは、心の闇となり、その後の成長発達を阻害します。そして、人格障害となり、虐待をした人に対する不信感や恨みは増幅され、社会一般に対する怒りや報復として無差別殺人等に発展する場合も考えられますし、現に起こっております。また虐待を受けた子は成長しまして、自分が親となったとき、最初の最も身近な親のお手本として自分の親の姿を学んでいますので、我が子に対して虐待しやすくなると言われております。その事例は多くあります。そして、そこに問題の深刻さがあると思います。町内においても、児童生徒が虐待を受けたことが明るみに出た例が増加しています。そのほとんどがネグレクトと暴力、暴言によるものです。親が家に帰らず、子どもたちだけで生活している。家にいても子どもの世話をしない。そうすると、子どもは朝から起きられなかったり、朝食もとらないので登校する気力・体力が萎えて学校へ行けなくなる場合があります。また子どもに暴力をふるって身体的に傷つけたりすると虐待が発覚するのを恐れて学校を休ませたり、子ども自身が登校を渋ったりするのです。このように虐待が原因で不登校になる場合が現にあります。不登校になると、学習や学力保証ができず、生きる力を育むことができなくなります。そうなれば、子どもの将来の夢や希望や可能性を奪うことになるのです。子どもを守り育てる責任がある保護者、学校、地域がそれぞれの立場で最大の努力をし、虐待を防止し、不登校につながらないようにしていく責務があると考えます。

そこで、次の3のご質問にありますように、児童虐待防止と不登校防止対策をどう進めていけばよいのか、考えてみました。児童虐待防止のためには、まず保護者は子どもを保護・養育し、人格を形成していく第一義的責任があることを認識することだと思います。また、学校や教育委員会は、保護者に対して虐待は人権侵害であり、人格形成に影を落とすことを啓発していかなければならないと思っております。さらに、学校は子どもの様子から異変を感じたらすぐ家庭訪問をし、生活実態を把握すること、学校だけでの対応が難しい場合は子育て支援課か学校教育課、あるいは教育支援センター等に相談すること。それを受けて子育て支援課や学校教育課、または教育支援センター、さらには健康福祉課とも連携を取り、さらに民生委員やスクールソーシャルワーカーとも連携を取り、家庭の実態を調査し、適切な支援をしていく必要があります。そのような場合にはケース会議を開き、どのような措置が必要か検討してまいります。経済的問題が原因であれば、保護や扶助の手続き等を進めることになると思います。育児不安が原因であれば、子育て支援センター等の利用を紹介したりすることになると思います。万一深刻であり、子どもを保護しなければならない実態であれば、児童相談所にも関わってもらうこととなります。このような相談・調査・支援体制を整え、適切に機能するように現在努めているところでございます。しかし、現在では1人のスクールソーシャルワーカーに限られた時間の中でしか活動できないという状況がありますので、複数の対象児に十分関われないという課題が残っております。虐待防止には、地域の力も必要です。地域住民は、虐待が行われていると感じたときは、速やかに役場へ通告する義務があります。このことを周知していかなければならないと思っております。周知のあり方等、今後さらに検討していきたいと思っております。とにかく問題の早期発見、早期対応が虐待防止・不登校防止対策の鹿目であると捉えています。

次に、不登校対策について述べます。これは、なかなか難しい問題でして、1つのことが原因で不登校になったということではない事例が多くあります。いろいろなことが重なり合って不登校状態にある子どもがほとんどです。ですから、1つの要因をなくせばすぐに登校できるという簡単な問題でもないところに不登校対策の難しさがあります。そこで、学校においては不登校児童生徒に対して登校を促すために電話を掛けたり、迎えに行ったりすることを定期的に行っていますし、家庭訪問も適宜実施しながら、学業や生活面での相談も行っています。また、欠席者に対して1日目は電話連絡、2日目は家庭訪問、3日目は校内不登校対策委員会で対応について検討するようにしております。さらに、4日続けて欠席した場合には、スクールソーシャルワーカーも出席した中でケース会議を開いて今後の対応について検討するように今やっております。さらに、保護者との連携も不可欠でして、不登校のきっかけを早くキャッチできるような呼びかけを行っています。特に、家庭環境の変化や夜更かし、ゲームやパソコン、テレビ等の時間などに気を付けるように呼びかけ変化があれば子どもと話し合ったり、学校に連絡・相談したりするようにお願いしています。今後は、町内の実態をより早く把握し、教育委員会としての支援が必要であれば、すぐ町としての方策が講じられるように大津町不登校対策会議の開催を定例化していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時10分から開会します。

午後0時09分 休憩

△

午後1時07分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 皆さん、こんにちは。平成22年度になっても、町が開設している無料職業相談に1日平均4人の住民の皆さんの相談があっている。そういう現実には、1日も早い経済の浮揚を願うとともに、こういう時代だからこそ地方の時代にふさわしい活力あるまちづくりの重要性を感じているのは私1人ではないと思います。そういう思いを込めて、1番議員、金田俊二が通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず、まちづくりに大学の力をとということでございます。町では、平成20年3月3日に熊本県立大学と連携協力に関する包括協定を締結しております。内容を一部見てみますと、第2条でその協力事項で、環境共生活動のための連携、人材育成やまちづくり、地域づくりのための連携、地域産業、教育文化振興のための連携、その他両者が協議して必要と認められる連携とあります。これまで大津町では環境共生のための連携について、県立大の篠原教授などの協力の下、推進されてきたと思います。段ボールコンポストや電動式生ゴミ処理機などは、一定の成果があったというふうに認識しております。その後の取り組みの状況について、まずお伺いしたいと思います。

また、平成22年度県立大学地域貢献研究事業においても、すべての子どもと子育て中の家庭に幸せと笑顔が満ちあふれる町を目指す上で、親力向上のための施策の展開を行っている、さらなる向上の拡大を図る方程式を研究願いたいということで要請されておるようでございます。時代にマッチした素晴らしい要請であると思います。要請の内容だけ見ただけではどんな取り組みがなされるのかかめないところがありますが、方向性の認識や次世代育成行動計画に役立てるということになるかと思えます。私は、社会がこうあればいいということについては、ある程度現状を認識している人であれば、ある程度の人では考えることができるだろうと思っています。ましてや大学の教授ともなれば、当然のことだと考えているところです。県立大学での包括協定、あくまでも体制づくりであり、様々な連携事項については個別協定等によって活動を実施していくとありますが、この個別協定を結んだ活動が行われているのか、また行おうと思っているのか、町長にお尋ねいたします。熊本県立大では、県土全体が学内、いわゆるキャンパスという捉え方で、学生が地域で地域の課題を教材として活動しています。もっとダイナミックな学生の行動力や自由な発想と研究フィールドとしての地域が連携できる取り組みがあればと思うわけでございますが、この点についてどうお考えであるか、さらにお尋ねいたします。また、県立大で具体的な取り組みを見てみますと、地域の課題に学ぶということで、農家との連携、里山再生活動への参加、地域の特産物を学生食堂に提供するなど、いろんな連携が行われています。このような実績があり、県立大は日本経済新聞社が実施する地域貢献度ランキングで平成20年度で全国2位、平成21年度には全国1位となっています。また、県内にはいくつかの特色ある大学が存在します。東海大学阿蘇キャンパスでは農学部がございまして、熊本学園大は福祉学

部、総合大学としての熊本大、理工系の崇城大、ほかにもたくさんあると思いますが、それらの特色を生かした連携で地域の課題を解決していくお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の一般質問のまちづくりに大学の力をというようにございませぬけれども、熊本県立大学との包括協定に基づく取り組みの件でございませぬけれども、熊本県立大学は議員おっしゃるように地域に生き、地域に伸びる、そういうスローガンの下、地域実学主義を掲げて全国でも1位というような素晴らしい大学であるのは確かでございます。そういう意味におきまして、現在本町をはじめ県内12市町と1企業、あるいは1研究期間との包括提携を結び、様々な取り組みを行っておられるところでもあります。大津町におきまして、この包括協定に基づきまして環境共存の取り組み、振興総合計画の策定、行政評価行財政改革の取り組みなどでいろいろと本年度からはまた個別に地域貢献研究事業に取り組んでおりまして、子育ての関連の分野で同大学と共同での研究活動を開始したところでもあります。これらの研究の成果は、町の各施策に関していきたいと今後も考えております。また、県立大学以外の大学との連携についても、現在いくつかの取り組みをご協力をいただいております。そういう各大学とも連携を保ちながら、具体的な取り組みについては大学と別個に協議しながら連携について検討していきたいというふうに思います。例えば、東海大学におきましては、水苔というようなことで錦野土地改良区の皆さんとともに水苔栽培を行っております。これは、水張りの関連に伴いまして熊本市独自でやっておりますけれども、熊本市独自ではやれないというような状況になってきておりますので、14市町村関係での協議会をつくりながら、今後熊本の水をしっかり守っていこうというようなことで取り組みが進んでおるところでもあります。しかし、東海大学のその辺の関係で大津町の方へ東海大学からお見えになられて水苔栽培、ひいては営農栽培につながるというようなことでお話がありましたけれども、いくらからの値段、支援が必要というような話もされておりましたけれども、農水省の方に出掛けまして、この水苔栽培により動物の悪臭関係の吸収ができますよというような話をいたしましたところ、農水省の方から補助金、2カ年の試験的なものは出しますよというような話をお伺いし、東海大学にそのような申請をお願いいたしまして、その事業推進を今行わせていただいております。もちろん1年目につきましては失敗だなというふうに思っておりましたけれども、2年、3年につきましては、現在のところ良好であるというふうに聞いております。これは、1年では収穫になりませんが2年で収穫というようなことでございますけれども、お話によりますと2、30センチになったものを水苔が乾燥しまして盆栽専用の保水の役割をするということで高く売れるというような話を聞いて、錦野土地改良の皆さんと相談し、試験田で2反近く、2カ所において栽培を行って、今後の販売経路に入っていく段階に来ておられるというような状況でございますけれども、この辺の値段、販売等につきましては、また東海大学と錦野土地改良区との間でしっかりとご相談、話し合いをしながら、それを町としてもじっくりと見ながら今後の営農の一つとして推進をしていきたいなというような思いをしております。そういう意味におきまして、やはり大学、あるいは地域一体となってその行政のお手伝いをするところが今後の地域の力、まちおこし、あるいは営農につながってくるんじゃないかなとい

う思いをしておりますので、それぞれの大学とそれぞれいろんな課題について十分な検討をしていかなくちゃならないというふうに思っております。それには、やっぱり町も地域も大学も、それなりのメリットがないと前に進めないんじゃないかなという思いをしております。そういう意味におきまして、現状のところ担当部長の方から県立大学をはじめ、ほかの状況についてご説明をいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

最初の熊本県立大学との取り組みに関するご質問でございますが、先ほどおっしゃいましたように、大津町と県立大学は、平成20年3月に包括協定を締結させていただきまして、その当時は特に環境共生分野で協力をいただいております菊池環境保全組合の新環境工場建設につきましても、同じく県立大学と包括協定を結んでおられます菊陽町、菊池市、合志市と連携し、新工場建設候補区域選定委員会の委員長を同大学の環境共生学部の篠原亮太教授に務めていただくなど、環境面での様々な課題についてアドバイスをいただいているところであります。また篠原教授には、大津町環境審議会の会長も務めていただいております。平成20年に開催いたしました環境フォーラムの開催にあたってご尽力をいただき、地球温暖化などの環境問題についてご講演をいただいたところであります。また、大津町振興総合計画に関しましては、策定審議会の会長を総管理学部の明石照久教授にお願いし、後期基本計画の策定をはじめ、前期基本計画の総括と外部評価を含めて深く携わっていただいております。また行政評価についても以前からご指導いただいているところであります。併せまして、職員研修など講師としてもアドバイスを受けております。また同じ総管理学部の桑原隆広教授には、大津町行政改革懇談会の会長をお願いしておりますが、行財政改革全般から民間委託や事務事業の合理化など、個々の取り組みまで幅広く専門的な立場からご助言をいただいております。このほか、現在民営化の準備を進めております老人ホームすぎなみ園の移譲先の選定にあたっては、特に慎重で専門的な審査が求められますので、同大学の地域連携センターを通しまして、専門の総管理学部の上拂耕生准教授をご推薦いただき、同委員会の長として移譲先の選定作業にあたっていただいております。

一方、食育の分野におきましても、先ほど金田議員がおっしゃいましたように、自治体の食材を活用した食育の取り組みを行っておられまして、平成20年10月には町とタイアップして大津産の唐芋を使ったメニューが大学の学生食堂で提供されました。その際には町担当職員と明日の観光大津を創る会のメンバーが直接学生食堂に出向いて、学生に対して大津の唐芋PRと併せて唐芋フェスティバルPRも行ってきました。また、このメニューを研究した学生による唐芋についての栄養学的な報告などもあり、学生には好評だったと聞いております。

このほかの取り組みとしまして、町が設置しております各種審議会や委員会などの学識委員の選任にあたって、同大学との包括協定に基づき専門分野の先生をご推薦いただいております。職員研修や講演会などでも講師の先生を随時派遣していただくなど積極的に協力していただいております。逆に、町では行財政改革の取り組みや政策課題などについて学生の研修の受け入れも行っておりまして、つい先月も総管理学部の学生20名が担当教授の引率で大津町役場を直接訪れ、研修と施設見学を行っております。

2番目の県立大学との個別協定についてのご質問ですが、今年度からこれまでの県の機関のみが対象となっておりました地域貢献研究事業の対象が包括協定を締結している市町村まで拡大されまして、本年5月に研究課題の募集がありました。そこで、町から早速複数の研究課題を提案させていただきましたところ、子育て支援の分野で親力向上に関する研究が採択されました。現在、町の次世代育成支援計画に基づく親力向上を重点とした子育てをめぐる課題解決への研究活動について、同大学総合管理学部と子育て支援課を中心として連携した個別の取り組みを始めたところであります。この事業は今後も継続される見込みですので、町の抱えている課題につきまして、大学側と協議させていただき、双方が一致すれば連携した調査研究の取り組みを個別に行っていきたいと考えております。

最後に、3番目の他大学との連携についてのご質問ですが、現在、県立大学以外の大学との包括的な協定は結んでおりませんが、県立大学と同じく審議会等の学識委員や研修等での教員派遣協力などは随時行っているところであります。熊本大学には同大学の研究機関であります政策創造研究教育センターに入づくり、まちづくりの分野でご協力いただいております。特に大津まちおこし大学の運営に関しましては、畑中ひろし先生を講師として派遣していただいております。先生は実際に地域や団体の皆さんの中に入り込んで地域資源マップづくりなどの活動にも継続して参加いただいております。また、同大学の法学部の柿本竜治准教授には昨年度策定いたしました大津町地域公共交通総合連携計画に専門的な分野からご指導いただいております。このほかにも、熊本学園大学では昨年秋から同大学とJA菊池さんが連携して大津町を含む白川中流地域の水源涵養米を大学の学生食堂で提供することとなりまして、同大学の福祉環境学科のゼミの学生がフィールドワークの一環で地下水保全の取り組みについて大津町を訪れるといった相互の連携も見られております。

また東海大学の農学部ですが、先ほど水苔につきましては町長が申し上げましたが、ほかにも同じ農学部の学生の皆さんに毎年11月に開いております唐芋フェスティバルに参加いただき、イベントの中で唐芋についての研究成果を発表していただいたこともあります。

このように熊本県立大学だけではなく、県内にはそれぞれの大学の特色を生かした地域と連携した取り組みを行っておられる大学も多数ありますので、双方の思いが一致するようなテーマや活動については、共同や連携を検討させていただきたいと思っております。

以上、ご説明させていただきます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 町長の答弁、それから担当部長の答弁で、今後大学との連携、さらに強くしていくと、そういったことではないかと思っております。個々に見ていけば、今、親力の向上ということで特別に依頼しているという状況だろうと思っておりますけれども、もっと学生の力を実際の子育て中の親との交流とか、そういうことを通して課題を見つめていくというような、そういったことも、単なる研究活動といえますか、机上の研究、そういった域を抜けて学生そのものがまちづくりに参加していくという、そういう中でせっかく広いキャンパスが県土にあるというふうに県立大、言われていますので、そういった視点でやっていければいいのではないかと、そういうふうに考えているところです。全国的なこの種の連携を1件だけちょっと紹介したいと思っておりますが、例えば東京の品川区で、これは立正

大学の経済学部との間で戸越銀座商店街をコロッケの町として売り出すと、そういう取り組みがなされております。どこにでもあるコロッケです。皆さんがいつも食べれるようなコロッケなんですけれども、学生のデザインによるコロッケ用のギフトボックスの作成やコロッケ販売店のマップ、宣伝用の幟作成、月に一度開かれる銀六祭では学生による手づくりのコロッケの製作・販売も行っているようです。商店街が立正大学と連携した最大の効果は、宣伝効果だと言われています。学生との共同プロジェクトであるという新鮮みから、メディアにもたびたび取り上げられまして、学生が主催の取り組みによって商店街のコロッケ販売店だけでなく、商店街全体への注目度が高まるとともに、メディアに取り上げられることによる外部からの評価は、商店主それぞれが地域を考えるきっかけにもなりはじめているということのようです。調査・イベント・PRなど、商店街と学生とのタックによるこの取り組みは、大学、学生にとってはダイナミックな現場の姿を学ぶまたとない機会となり、一方商店街にとっては新たなブランドの確立とともに集客につながり、双方のメリットが見事に実現している取り組みと言えます。先日、全員協議会がございましたけれども、まちづくり交流センターについて説明がありました。同僚議員から計画自体を危惧する声が上がりました。この計画自体は、アンケート調査などを基にまちづくり交付金事業の中で計画され、箱ものの中身をまちづくり推進協議会で検討するという、いわば住民に下りてきた段階で、いわば箱ものありきから出発しているような気がしております。品川区のようにソフト面の充実の中から箱ものあり方を考える余裕があってもよいのではないかというふうに思います。まちづくりの推進母体を学生等の力、あるいは住民の英知を期待して創っていくことを先行した方が将来実が実するという思いがしてなりません。思い切って計画を先送りするようなお考えがないか、質問をいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 町の中央における再開発の件でございますけれども、駅並み、あるいは中央街、その辺については十分町民の意見を聞きながらという、その町民の意見を聞いてまちづくり協議会から意見を出してもらいたいというような指導を十分やっておりますので、その辺の意見は大体出てきておると聞いておりますので、今後については担当職員の方からその箱ものについての段取りがまた地域の皆さんとご相談をするというか、関係住民の皆さんをはじめとするすべての人にその案を今後提案しながら、最終案件をつくっていく段取りになってくるんじゃないかなという思いをしておりますので、まちづくり基本条例をしっかりと守っていきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1 番（金田俊二君） 今、計画中で、もうどんどん先に進むという中でこんな質問をするのもちょっと申し訳ないなと思いつつも、やはり推進母体、将来この箱ものをつくって大津町においてまちづくりを推進していく母体、そういったものを射程に入れながらやっていくのが、本当に将来性のあるまちづくりじゃないかという、そういう思いで今、町長の意見を聞いたところです。立正大学では、先ほど申しあげましたように、机上だけではなく実践活動を通じてマーケティングを学ぶという教授の方針で実施されました。少子化などにより大学は地域貢献、地域連携により今まで以上に存在意義を明確にし、内外にアピールしていくことも求められているようです。大学の連携という、これまで

は技術移転や共同開発といった理工系の分野での取り組みが多く見られたかと思います。最近、先ほどの例のように経済などの文化系やデザイン系といった学部でも地域貢献としてまちづくりに関わる事例が増えつつあると思います。その他、福祉や医療系を含め、実践教育の場、社会教育の場として、とりわけ商店街の実践を望む声が増えているように感じております。こうした状況を受けて、さらにまちづくりに大学との連携を強化し、進化させていただきたいということを申し上げ、次の教育現場の実情についての質問に移りたいと思います。

文科省は、公立小中学校の中期的な教育配置の指針となる第8次教職員定数改善計画案の中で、退職者や少子化による自然減を踏まえた上で、来年度から8年間で約2万人の人員増により、1学期当たり現行40人を30人ないし35人に、さらに障害児教育にも別枠で4万人の純増を行うという方針が先だって8月24、25の熊日新聞で見ました。これは、文科省の委託事業で、平成18年に行われた教員実態調査などを受けた措置だと考えられますが、大津町において教員の勤務実態をどのように把握されているのか。また、アンケートなどによる公的な調査をなされたことがあるのかをお尋ねいたします。

文科省の委託事業である平成18年の教育の実態調査を私自身もざっと目を通しました。教育の実態調査を受けての審議と検討課題という項目がありますが、その中で当然のこととして現在の長時間残業をそのまま容認しておくことなく、残業を減らして、教員が授業を中心に児童生徒と直接関わる時間や食の開発に費やす時間を確保できるよう体制づくりを講じていくことが重要課題であると認識されますとあります。私の友人の中に多くの教師の皆さんがいます。話をするにつれて大変苦勞されていると感じます。その教師にとって一番の悩みは、子どもと向き合う時間が少ないということだということも多くの方が語られています。ところが、現実はそうならない、失望して学校を辞める人も過去にはいたと聞いていますし、最悪の場合、病気をされている先生がおられるというふうに思います。国や県・町から調査報告なども近年増加しているようですし、子どもと向き合う時間がますます少なくなってきているのではないのでしょうか。これらのことも改善するところは改善すべきではないかと思いますが、どのように教育長、お考えか、お尋ねいたします。

今回の少人数化の背景には、新学習指導要領でゆとり教育を転換し、授業数や指導内容、生活指導面への対応が増えることが上げられていますが、とりわけ現行生活指導とはどんな内容であるかを教育長にお尋ねいたします。

また、現在熊本県では歯及び口腔の健康づくり推進条例、これは仮称ですが、計画があるというふう聞いております。8月16日から30日まで、パブリックコメントの募集がっております。その中で、虫歯予防としてフッ化物洗口、口を洗う洗口の普及がうたわれており、学校における推進がうたわれています。私たちは、子どもたちの歯と口の健康も学校での健康教育として大変重要なことだと考えております。しかし、フッ化物の応用については、専門家でもまだその功罪について議論されている段階であると聞きますし、年々虫歯の保有率は減少している一方、一人でも何本も持つ子どもが目立つ状況を考えれば、集団での実施より個別の保健指導が効果的ではないかと思ひますし、従来どおり給食後の歯磨きの実施、歯磨き指導、食生活の見直し等で歯と口の健康を守る態度や習慣

を身につけることができるのではないかというふうに思います。また、子どもたちのフッ化物に対するアレルギーについても心配されるところでございます。教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 金田議員の教育現場の実情のお尋ねについてお答えいたします。

今、お話の中にも出ましたけれども、今回、第8次教職員定数改善計画案として出されていますものは、平成23年度から平成30年までの8カ年間で、現在の40人学級を30から35人学級にしようとするものです。具体的に申しますと、平成23年度は小学校1、2年生を35人に。現在熊本県ではもう既に1、2年生は35人になっておりますが、全国的に小学1、2年生をまず35人にしようということです。平成24年度から順次1学年ずつ35人にし、平成27年度までに小学校全学年を35人に、中学校は平成26年度から学年順に1学年ずつ35人にし、平成28年度には中学校全学年を35人に、さらに平成29年度には小学校1年生を30人学級に、平成30年度には小学校2年生を30人学級にしようとする計画であります。これは、平成23年度から小学校で、平成24年度から中学校で、新学習指導要領が完全に実施されます。その円滑な実施と教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務であるための措置であると捉えております。議員ご指摘のとおり、平成18年度に行われました教員の勤務実態調査などによりますと、全国的に教職員の心身の健康に起因する休職者が増加していること、子どもと向き合う時間が取れず、多様な子どものニーズに対応できなくなっていること、正規勤務時間外の長時間勤務が常態化していること等が明らかになったのです。人事委員勧告では、職員の心身両面の健康を保持し、校務能率の向上を図るためには、時間外勤務の短縮が必要と述べられています。これらのことを踏まえまして、労働安全衛生法が改正され、時間外勤務の実態を把握し、月100時間以上の長時間労働者や心身の健康に不安があるものについては、原則本人の申し出を受けて、校長が面接指導を受けさせなければならないように義務づけられました。また、本年4月1日より子どもと向き合う時間が少しでも多くなるように、1日の勤務時間が7時間45分となり、15分短縮されました。さて、大津町内の小中学校の教職員の勤務実態であります。本年度4月から8月までの5カ月間において、月平均80時間から100時間の時間外勤務があった学校は、小学校2校、中学校2校であり、教職員数は延べ38名であります。また、現在精神的疾患で休職中が2名、病気休暇中1名、心身健康上の不安を持つ要配慮者8名という実態です。この中に含まれない教員もかなりのストレスを感じているものと思います。なぜなら、学校現場は教育指導に関すること、例えば指導内容の多様化や増加、指導時数の増加、個別のニーズの多様化・複雑化、部活動の指導、また児童生徒の生活指導に関すること、保護者や地域への対応に関すること等において、複雑・困難・多様な課題を抱えている現実があるからです。さらに、報告文書作成等にもかなりの負担感を持っているようです。そこで、30ないし35人学級にし、教職員の増員を図ることによって、問題の改善を図ろうとする今回の方向性は大いに歓迎しているところでございます。児童生徒の学力や生活実態を的確に把握し、適切に指導対応していくためには、教職員の資質の向上と必要に応じた人的措置が求められます。本町においては、町長、議員各位の皆さんのご理解をいただき、学習支援指導員、特別支援補助員、生活支援補助員、外国語指導助手、教育相談員

など、非常勤職員を配置し、学校現場を支援しているところです。

次に、2のご質問にお答えいたします。生活指導の内容についてでございますけれども、次のようなものが挙げられます。いずれの学校におきましても、大津町は3つの約束ということで、時間を守る、あいさつをする、人の話を聞くという基本的な生活習慣の指導を徹底させることを取り組んでおります。このことは、いずれの学校でも行われております。そのほか、室内での過ごし方、清掃指導、服装、言葉遣い、金銭の使い方や管理、決まりを守ること、テレビ視聴やゲーム、インターネット、携帯電話に関する事等があります。そのほか、個別に指導していかなければならないものも多々ございます。家庭の教育力低下や家庭における生活不安やその他の問題の増大に伴って、学校における児童生徒への生活指導内容は多様化し、指導は厳しいものになっています。なぜなら、家庭との連携が取りにくい状況になっているからであります。目の前にいる子どもに課題があれば、家庭に起因する問題であるからといって、無視したり切り捨てたりすることはできません。学校が関わってサポートしなければなりません。そこに、教職員の苦悩があります。町としましても、さらなる支援のあり方を探っていきたいと思っております。

最後に、(3)に関わってお答えいたします。仮称でございますが、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例素案についての所見を述べます。歯及び口腔の健康は、全身の健康保持増進に重要な役割を果たしていますので、条例にうたわれている目的は適切であり、必要なことだと考えます。その目的として次のように述べてあります。県民の歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定めること、県の責務及び歯科医師等保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、食生活食育関係者及び県民の役割を明らかにすること。県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めること。施策を総合的かつ効果的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とするとなっております。しかし、第13条を見ますと、1項で県は学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及等の取り組みに関し必要な措置を講ずるものとする。第2項で、学校等において、フッ化物洗口が実施される場合は、実施のために必要な助言を行うものとするとして述べられていますが、具体的なものが見えてきません。フッ化物洗口を町を挙げて実施されている玉東町の学校現場の報告によりますと、週1回給食後に行われていますが、フッ化物洗口液づくり、コップへの配分、洗口後の後始末、結構手間がかかるようです。準備、後始末にPTAボランティアがあたっているということです。そうしますとボランティアの確保が問題として出てまいります。もしボランティアが得られなければ、教職員へその負担がかかることとなります。昼の休憩時間も保障できなくなるような心配が出てまいります。虫歯予防につながることはとはいえ、今でも教職員の負担感が大きい中で、さらに学校現場に持ち込まれることに対しては、歓迎することはできません。この条例案は、9月の定例県議会で討議されることが9月14日付け熊日で報道されておりました。もし条例が制定されたならば、町教育委員会としましては、県の指導支援を受けながら、健康福祉所管と連携し、人、物、財源、安全情報等の条件整備について十分な検討が必要であると考えております。本町の児童生徒の虫歯保有率は全国を上回っております。これは、熊本県全体としてもそうであります。そこで、虫歯予防はとても大事なことだと思いますので、まずは歯磨きの徹底や家庭と連携した食生活、生活習慣の指導の充実を推進していきたい

と考えております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1 番（金田俊二君） まず、条例についてですけれども、きっちりした教育長のお考えをお聞きして安心しているところです。いくつか質問したいなと思っていますけれども、文書の多さという、それについても、学校現場でも大変苦慮しているというようなお話がありました。教育委員会を通じて国・県及び教育委員会独自の文書、一体週平均してどれぐらい、あるいは月どのぐらい、年間でどのぐらいというそういった数字がわかればお願いしたいと思います。

それから、実態調査、熊本県の教育長、山本教育長名で平成22年の今年の4月13日に各教育事務所長、熊本市教育長あてに、これ教職員の実態の把握ということで教職員の総実勤務時間の縮減等に向けた取り組みについてということで、直接教育長から市町村には来ていないと思いますけれども、これを受けて振興局、教育事務所長から何らかの通知が来ているかと思えます。具体的に申しますと、この文章からすれば、教育事務所長にあつては、市町村教育委員会を通じ、貴管内の学校に対し今回の勤務時間の短縮が実効あるものとなり、さらに学校現場における負担軽減が一層図られるよう云々という形で積極的にやりなさいよということで、恐らく通知が来ているかと思えますけれども、そういったこと、具体的にそんなことがこれを受けてどんなことをされているか、あれば教えていただきたいなというふうに思えます。そして、アンケートあたりをですね、ぜひやって公表するぐらいのことがないと、解決しないような気がしてなりません。職員の実態、あるいは一番大事なのは子どもにとってどうなのかということや学校の先生、考えながらやっているから、教職員の苦悩という言葉がありました。ほっとけないと、家庭での教育力は落ちているけれども、それがほっとけないから先生は努力しているんだと、苦悩というふうにまさにそういう状況ではないかと思えますけれども、私も経験上、これはもう就学前のことで、ある大津町の保育園への入園申し込みの際に、お母さんがそろそろ箸の持ち方を教えたいので入園させたいと入園の段階でそういったことを言われたことがあります。家庭の教育力が低下しているという中で、口腔というか、必要であるかどうかというのも疑問視されるような学校を統一的に口腔フック化物でやるということが、果たしてその家庭の教育力とか、そういった側面で照らし合わせた場合に、本当に必要なのかというふうに思っているところでもあります。そういったことも含めて、再度教育長の見解を求めたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） お答えいたします。

まず、文書の多さということですが、これは本当改めまして調べましてですね、その多さに私自身も驚いておりますけれども、本年の4月から9月の今日までの文書数ですけれども、いろんな文書というのは国・県のものも菊池教育事務所を通して大津町の教育委員会の方に届いてまいります。経由でまいりましたものが1千101通でございます。そのうちの通知文です、通知文は322件です。ですから、一月平均59件来ているということです。依頼文になりますと、これは現場から、また教育委員会から回答しなければなりません、その依頼文が128件です。月平均23件になります。

大津町教育委員会単独でその現場にいろんな調査をするということは、本当限られておりまして、単独でするものの数はそう負担になってないんじゃないかと捉えております。とにかく国・県あたりから来る文書が非常に多いというのは事実でございます。依頼文を受けて回答するその回答書づくりは、大方現場の教頭あたりがやっているわけですけれども、教頭も学校現場を把握するためには、個々の教職員にいろいろ尋ねなければなりませんので、教頭1人じゃなくて、やはり大多数の教職員がその文書に関わる仕事をせざるを得ない状況にあるというのは、もうこれは事実でございます。

2点目の、勤務時間の縮減に向けた取り組みについてですが、これも国・県から下りたものが教育事務所を通して委員会の方にまいりましたので、委員会からは各学校現場に通知するだけじゃなくて、月1回定例の校長会議を開いておりますので、校長会議の日に私の方からですね、1日15分ではあるけれども、これが短縮されたことによって、その15分なりともですね、短縮された時間が子どもと向き合う時間に振り当てられることができるような配慮をお願いしたいということで、具体的には1週間の中で原則としまして部活動指針というものを県がつくっておりますので、県の指針を踏まえて大津町もそれに沿った活動を各学校にお願いしているところですが、小学校では週3日、中学校では多くては5日ですね、ということで部活動の方もお願いしておりますが、それがなかなか徹底できていない部分もございます。それで、今回のこの通知を受けて、部活動のない日を必ずつくるようにということのお願いはしておりますので、校長は多分努力をして、それぞれの学校で取り組んでいることと思っております。

それともう1つは、定時退庁ですね、定時退庁の日を1週間に少なくとも1回は必ずつくるようにということでの指導はしておりますので、これに沿って現場が動いていますが、なかなかこれも仕事に追われてですね、守れてない現場もあるものと思います。指導はしておりますが、実際の場面においては、なかなか守るのが難しい現実があります。

3点目のアンケートについてですけれども、これは教職員個別についてのアンケートはまだ委員会としては行っておりませんので、校長・教頭を通しての現場の勤務実態については調査をいたしておりますけれども、個々の意見は聞いておりませんので、議員ご指摘のように個々の意見を吸い上げることも大事かというふうに思いますので、今後検討してみたいと思います。

フッ化物洗口につきましては、やはり自分の歯を自分で守っていくというのは、これはもっともなことだと思いますので、何もかも学校現場が一番徹底しやすいからということで持ち込まれますと、本当に今でも苦悩を抱えている中に、さらに拍車をかけることになりますので、何とか家庭の方でこういったフッ化物洗口あたりももしするという事になればですね、家庭の方でしていただくような機会があればそういう意見も述べたいなと今思っているところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 先生たちの病気とかストレスを感じている様子とか、先生、今までずっと教職の立場でおられたので、ものすごく捉えられておられるなという思いがして、しかもまじめにフッ化物の口腔という部分についても考えられております。このフッ化物の口腔、私自身も勉強すればする

ほど、非常に問題があるんじゃないかなという、そういうふうに思っております。恐らく私よりも賢い保護者、PTAあたりが話を聞けば、勉強をした上で反対運動も起こる可能性を秘めているなどという問題ではないかというふうに思っております。今、教育長言われたように、今の気持ちをどんなことがあってもですね、子どもということを視点に当てて頑張っていたいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後2時15分より開会します。

午後2時00分 休憩

△

午後2時13分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。通告質問は3点にわたっておりますが、改めて地方自治体が果たすべき役割、責任、ご承知のように地方自治法では住民の福祉の充実を図ること。同時に、住民の生命・財産・安全を守ると、この点が明文化されております。言われなくてもわかっていると言われればそうでありますが、その観点に立ってお尋ねをいたしますが、第1点目の県道北外輪山熊本線、通称ミルクロードと言われて、皆さんもご承知かと思ひます。この道路の問題、本来、道路の危険箇所、あるいは改良の要望等は、地元の住民の皆さん、とりわけ行政区、自治会、そういったところから要望が出され、行政がそれに対応するのが原則であります。しかし長年にわたって住民の皆さんから改良要望、危険の指摘がなされているにもかかわらず、手が付けられていない。そういう問題については、一刻も早く解決を図るために、あえて議会で取り上げざるを得ないと思ひ、今回質問をする次第であります。ご承知のように、このミルクロードはもともと農道としてつくられたわけですから、歩道もございません。そして、今回質問する箇所は、二重峠方面からミルクロードをカーブの連続をしながら下ってきて、最後のカーブが終わって直線道路になる。運転をする人にとっては、やっとカーブが終わって、当然スピードがどんどん出てくるわけです。しかも、焼却場から新小屋の集落地に向かってほぼ直線の下り坂となっております。ところが、この新小屋の集落地にさしかかるその直前にカーブがございまして、ここが非常に見通しが悪いわけです。過去に死亡事故も起きております。ですから、見通しをよくする、あるいは道路を広げる、あるいは危険を予知させる、知らせる、そういった対策が講じられなければならないにもかかわらず、この道路が県道であるがために県の方をお願いをしているということで町ではこれまで対応されてきたようでありますが、果たしてそれだけでいいのかと思うわけであります。町長は、当然現場見られていると思ひますが、この看板は見られましたか。ばあちゃん飛び出し注意です。ほかにもじいちゃん飛び出し注意、子ども飛び出し注意、学童注意、地元の人たちがこれの倍ぐらいの看板をいっぱい立てておられます。熊日の投書欄に、ばあちゃんが飛び出すとは、よっぽど元気なばあちゃんだなということで投書が載せられておりましたが、この看板は、まさに洒落でもない、

冗談でもない、まさに命にかかわると、そのことをとりわけ運転者に知らせるために立てられているものであります。そこで、県道ではありますが、町民の命を守るという観点から、早急な安全対策、根本的な対策あるいは県がお金がないというのであれば当面の対策、このことについてどう認識をされ、早急な何らかの対策をお考えがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の道路の件でございますけれども、もう議員おっしゃるとおりでございます。2、3年前もそういうような地元からの陳情を受けております。我々としては、県道とか何とかじゃなくて、やっぱり職員であれば、まずはその言われたところの見えるように木を切ってもらえるだけでもいいし、その地権者が今おられるから、今すぐどうですかというようなお話も聞いております。だから、我々としては、県道であるとか縦割りじゃなくして、議員言われますように、下の方の交差点のところについては多額の金が必要になります。あの中核の入口は。あれば大々的にやらなくちゃいけませんので、その辺についてはやっぱり県にお願いしていくというようなことでございますけれども、議員おっしゃるようなあの場所については、私も見ましたところ、できれば地域支援事業とか、そういうものがございまして、あるいは視野改良での金額でそう大した金はかからないというふうに思っておりますので、その辺の職員の考え方というものがどうしてもその町道は町道、農道は農道とか、県道は県道というような絡みでいきますから、地域住民の皆さんの交通事故等にご迷惑をかけると。そういう意味におきまして、大変ばあちゃん飛び出すとか、いろんなここ掲げてあるのは確かでございます。もちろん、新小屋地区におきましては、あの道路を横切らないと部落内に入っていけないといういろんなその信号の問題とか、いろんな課題がいっぱいあります。もちろん東部焼却場の車もよく走って新小屋地区には大分ご協力をいただいておりますので、やはりいろんな面からして大した金額でなければですね、地域支援事業なり何なり、いろんな制度がございまして、それをうまく活用するような形を我々が取っていかなくちゃならないのが職員の使命であるというふうに思っております。同じ職員でも、やっぱり建設課とそちらとは別だというような考え方ではどうしようもない職員になってくると、先ほど申しました人事評価制度で点数が落ちてくるといような形になりはしないかなと思っておりますので、そういう意味におきまして職員にはそれぞれしっかりと、町民が困っているのを行政がやるのが我々の使命でございますので、その辺については今後いくらからいかかるかと、その辺の範囲内で町でできるのか、地域と相談してできるのかというのをやっぱり十分精査しながら、そうでないものについては県の方にお願いをしなくちゃならない。ただ、県は順番があるとか、大津町もいろいろ頼むことがいっぱいあるというようなことを言っておってはですね、役場職員の責任逃れというふうに思っておりますので、できるものは地元と一緒に協力しながらやっていけるものはちゃんとやっていくという方向で今後十分反省をしながら、そのような方向で頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長もたしか長い間、建設畑もご経験ということで、答弁は確かに十分な答弁だと思います。そこでですね、じゃ口だけで終わっちゃいかんということで、ひとつはこれは提案

ですけど、このちょうどカーブがございまして、そこの地主さんの協力で雑草等、見通しを妨げる草等は刈っていただいている。それは職員も努力をしてお願いしたかと思えますけれども、ちょうどカーブのところに木があるんです、何本か。ところが、それを地主に自分で切ってくれと、これもなかなかタダではないですからね。だから、例えば当面の対策として町の方で金を出すから木を切らせてくれんかというですね、その応急対策を考える、地元の人と一緒にですね、ということだと思います。そういう点。それでですね、これまでは、陣内の交差点もそうですけれども、県にお願いをしております、お願いをしておりますだけではなくて、今おっしゃったようにいくらぐらい、解決をするにはどのようなことが必要かと。そのためにはいくらぐらいかかるかと。で、県はいつごろやってくれるだろうかというその見通し。それができない間は、応急対策として町として何ができるかということをはきちんと明らかにして、例えば担当職員が代わってもですね、ちゃんと引き継ぎができるようにしていただきたいと思えます。今言った木を切る、あるいは道路に大きな看板を立てると、これは町でもできるわけですね。あるいは、県にちょっとお願いして道路をカラー舗装する、危険を知らせる、そういった応急対策が必要であるかと思えます。今言った点で、そういった抜本的な対策では何が必要か、そのためにはいくらかかるか、解決するまでどのようなことが考えられるかということですね、ちゃんと文書で明らかにするようにきちんとしていただけたらと思えますけど、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、非常に不十分な点があったと思えます。町としてもですね、県と協力して町でできる部分、県でもらわなくちゃどうしようもないという部分もあると思えますので、そのあたりを打ち合わせしながら、地元と協力して頑張っていきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 県道に絡む問題は、私だけではございません。同僚議員からも別な危険箇所の指摘がございました。そういう意味でですね、頼られる役場、頼られるですね、役場ということで再認識を、我々も手綱を緩めずですね、見守っていきたい、問題が解決するまでですね、見守っていきたいと思えます。答弁が大変的確でございましたので、第2問目に移ります。

次は、地方自治体が果たすべき役割、福祉の充実。子どもの医療費の無料化の拡大であります。現在大津町では小学校6年生まで医療費の無料化が実現をいたしております。再三、中学校まで無料化を拡大したらどうかということでこれまでお尋ねをしまいましたが、近隣自治体では、もうあちこちで中学生まで無料化を拡大しているところが増えてきております。全国的には群馬県など含めて県全体がもう中学生まで無料化を進めるという状況となっております。もうそろそろ大津町でもですね、率先して中学生まで無料化を拡大してもいいのではなかろうかと。蛇足ではありますが、お隣の菊陽町で町長選挙が予定されております。この予定候補者が掲げる政策で、既に中学生まで無料化。また現町長は、来年の4月から実施をすると答弁をしているようであります。菊陽町に遅れを取るのかどうかですね。町長の決意をお聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 子ども医療の無料化の拡大についての議員の質問でございます。何か隣の町のことを言われて、我々は向こう三軒両隣、しっかり手を握ってやっていこうというような気持ちでやらせていただいております。まだその話、まだ聞いておりませんが、我々としては、この前、小学校6年生まで大津町が一番にやったものですから、合志・菊陽から大分お叱りを受けましてですね、一緒にやってもらわんと困るよと。将来大津町と菊陽町が合併するときはどぎゃんするかというような話も出ておまして、この地域につきましては、それぞれお互い、その条件は大体変わらないような財政状況でございますので、一緒になってやっていこうかなと。子どもの数、中学生の数もそう変わりはない。小さいところの子どもになると若干財政的にもあまり負担はないんじゃないかなと思いますけれども、大津町におきまして小学校6年生まで無料化いたしましたところ、我々が思って5、6千万ぐらい伸びるかなというような思いをしておりましたところ、1億円以上の金が必要になる。病院の方でもいろいろ先生たちも相談してみますと、安易に病院にかかりすぎるといふか、あるいはその病院を転院するというのが、ただというようなことを思うと、そのような行動に走られる方がおられるというようなことでございますので、中学校になりますとそれなりの人格もできてきておりますので、まず心のケア、自分の体は自分でしっかり守っていけるような、その辺の心の教育を一番大事にしくちやならないんじゃないかなという思いをしております。人に頼るでなく、自分でしっかりやっていける、そういうような中学生を育てていきたい。そして、その心が大人になって子どものしつけ、そういう面にしっかりと役立つんじゃないかなというような思いもしておりますけれども、医療費の無料化は安易な受診につながりますので、国民健康保険をはじめ、その他の健康保険の医療給付等の増加や国民健康保険税への影響等もたちまち懸念をされるような状況でございます。そういう意味におきまして、おっしゃるように親の負担については、確かに子育て支援の一環になるかと思っておりますけれども、そういうことにもつながりますけれども、子どもの心、あるいはそういうような教育といふか、そういうような自分で守っていただけるようなことをやっていきたいということで、もうしばらく小学生までの医療費の現況のところやっていきたいなというふうに思っております。今回上がられた方が、隣の方がどのようにおっしゃるかわかりませんが、今後そちらの方とも十分、合志、菊陽の関係ともご相談をしていかなければならない。いつもそのように申しますと、荒木議員は大津町は日本一の子育て支援の町にするということだから、すぐ大津町が一番になれというようなお話です。私は学校のときから一番になったことはありませんものですから、じっくりと周囲を見ながら検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、状況については、部長の方から、またご説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質問の中で、子ども医療費無料化の状況等についてお答えします。現在、県内の全市町村が子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、就学前、小学生または中学生までの医療費の一部負担金に対し助成をしています。大津町では、平成20年度に菊池郡市の他市町に先駆けて小学6年生まで拡大したところであり

ます。その折り、中学生までの拡大を検討したところでありますが、まずは小学6年生までの医療費の一部負担金の助成を進めることになったものでございます。菊池郡市の他市町においても、平成21年度から大津町と同様に小学6年生まで助成拡大されております。近隣では、益城町が平成22年度から中学生まで医療費の無料化が行われております。県内の状況につきましては、今年4月現在で就学前までが13市町村、小学3年生までが6市町村、小学6年生までが12市町村、中学3年生までが14市町村であります。前回荒木議員がご質問いただいたときより就学前と小学3年生までが減少し、小学6年生と中学3年生までが増加しておりますが、人口規模が比較的多い14市では、就学前までが9市、小学3年生までが2市、小学6年生までが菊池市と合志市の2市、中学生までが阿蘇市の1市となっており、阿蘇市も小学生以上は外来で月千円の一部負担金を導入しております。市レベルでは財政負担が大きく導入が進んでいないことが伺えます。ご存じのように、この助成につきましては、満4歳未満児の医療費の一部負担金につきましては県の補助対象となっておりますが、満4歳以上の子どもに対する助成につきましては、町の単独事業で実施しております。大津町での助成額は平成19年度で8千960万円、平成20年度で9千601万円、平成21年度で1億1千889万円となっております。平成21年度は、前年と比較いたしまして約24%の高い伸びを示しております。ここ数年、出生数は横ばい状態ですが、子ども医療費の助成額は年々増加傾向の状況にあり、今後、先ほど町長からもございましたように、今後慎重に検討していかなくちゃならないと考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私の所属しております経済建設委員会、昨年から無料職業紹介所が大津町で開設をされて、大変評価をしております。かなりのペースで相談が来ています。しかし、よく中身を見ますと、もちろん仕事がほしいというのが一番ですが、そのほとんどの方が、いわゆる生活相談ですね、仕事がない、収入が低い、働き盛りの40代、そういった大体40代の方で中学生の親、そのころではなかろうかと思うわけです。それほど暮らしが大変な状況となっております。熊日の9月7日の社説でも、「所得格差が拡大」と、いわゆるジム係数がどんどん上がって、熊本県は前回の調査でも下から4番目ですね、所得の格差が大きい県となっております。さらにこれが現在では広がっているのではなかろうかと言われる状況です。そういう中において、子育て中のお父さん、お母さんを支援するという意味からも、早急に中学生までやっていただきたい。大きい自治体はたくさん金がかかるから大変だというけど、これは話にならないですね。私は、埼玉に結構おりましたけど、さいたま市というのは、県都が合併をしたかなり大きい町ですね。数十万人確かおりますけど。この大きなさいたま市で無料化を実行する、中学生までですね、やっているわけです。大津町で、まして菊陽できて、益城できて、大津できないはずはない。私はちょっと気になることがあります。菊陽も選挙の直前になって中学生までやると、これじゃいかんということですね。自分の改選を果たすためにそういうことを利用するような姑息なやり方をやってはいけないと思うわけです。それから、町長先ほど、先駆けでやったらお叱りを受けた、いいじゃないですか、お叱りを受けて。町民からほめられるんですよ。菊陽の町長から、合志の市長からお叱りを受けた、何を言っているんだ、大津町民から

ほめられたんだと威張ればはいいいじゃないですか。これは、検討中ということでもありますから、どうもここでやるとはおっしゃらないようでもありますから、また次、この問題は菊陽の町長選挙が終わったらやろうかと思えます。

第3点目です。児童扶養手当の矛盾解決を求めるということでもあります。こちらも同じことではありますが、児童扶養手当は、原則的に今までは母子家庭だけしか適用になりませんでした。そこで、私は父子家庭にも同じように児童扶養手当を町独自で出すべきかということで以前質問しましたが、町長も先ほどの中学生の無料化と一緒に逃げられました。しかし、そのことが正論であったということで、国がついに父子家庭にも児童扶養手当も適用をするということになったわけです。ところがですね、もう1つ大きな問題が、私の生活相談の中で寄せられたわけではありますが、これまで父親、父子家庭、母子家庭には児童扶養手当が出されていた。そして、父親、母親両方いない場合、そのおじいちゃん、おばあちゃんが子どもを養育する、こういう場合も児童扶養手当は適用されるわけですが、この人の場合、そのおじいちゃんが60歳になりまして年金を受けとるようになったと。1カ月この方は1万5千円の年金です。1カ月1万5千円の年金をもらうようになった途端、あなたの子どもさんには児童扶養手当は支給されません。私も随分調べましたが、どうも法律はそうなっている。担当職員にも骨折りをさせていただきましたけど、このじいちゃん、ばあちゃんには児童扶養手当はもう打ち切りということになったわけでもあります。町長のところにも報告がいつているかどうか、今回、質問通告を出しましたから、当然聞かれているかと思いますが、この事例についてですね、町長はどのように考えるかということと、そういう場合は国が出さなければ町独自で児童扶養手当を支給すべきだと思うわけです。もう一度言います、事例の中身。実のお父さん、お母さんが行方不明になっております。そこで、おじいちゃん、おばあちゃんが小学生2人、養育をされております。生計の中心であるおじいちゃんが60歳で年金を受給している。1カ月1万5千円。その途端、児童扶養手当が受給できなくなってしまいましたと。この事例に関して、そんなたくさんは、ほかにもおられるかもしれないんですけど、たくさんはおられるととても思いませんが、少なくともですね、子どもたちに公平な行政を進める上で町独自でも児童扶養手当を支給するべきではなかろうかと思いますが、お尋ねをしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 児童扶養手当の問題でございますけれども、矛盾解決というようなことで、大変私もその、何人もおられないと思いますけれども、年金がそれなりにもらってあればですね、構いませんけれども、月1万5千円となると、先が見えないというか、生活がもともとできないというような状況じゃないかと思えますけれども、その辺の状況、関連等についてですね、やっぱり十分相談しながら、その中でやっぱり生活保護をもらっていただけるかどうかというようなことも検討していかなくちゃならないだろうと思えますが、生活保護ももらえない、そんな厳しい、そしてまた今小学生であるというようなことであれば、これからが学費関係とかいろいろかかってまいりますけれども、要保護とかいろんな形で出てくる国の制度もございましてけれども、本当の意味での困窮の原因というか、何が一番困っておるかというようなことをやっぱり検討していかなくちゃならないんじゃない

いかなと思っております。子どもには責任はありませんので、子どもにはちゃんとした道を歩いていただくためには、今のうちにちゃんとした、先ほど教育長言われたようにですね、親の愛情が欠ければ、その三等親以内の愛情とか、大人の愛情をしっかりと受けながら、そして大きくなったら社会に返していけるような心になっていただく、そのためには、ぜひ必要な支援ではないかなというような思いもしております。状況については、また詳しい状況はしっかり聞いておりませんが、内容についてまた検討していかなくちゃならないと思いますけれども、現状について、また所管部長の方からちょっと説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質問の中で、児童扶養手当の状況等につきましてお答えします。

一人親等の制度といたしまして、児童扶養手当制度につきましては昭和36年に離婚等による母子世帯や公的年金の支給が受けられない死別母子世帯等に対しまして一定の手当てを支給するものとして創設されております。その後、昭和60年の国民年金法の改正に対して改正され、対象世帯の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする制度の変更が行われております。なお、議員おっしゃいましたように本年8月から父子家庭の父に児童扶養手当が支給されることになり、町でも広報等で周知を行っているところでございます。支給主体は国ではなく都道府県知事や市長とし、減税の費用負担につきましては、町村部につきましては国が3分の1、県が3分の2、市分につきましては国3分の1、市3分の2となっております。町の場合の支給主体は県知事となっており、国の支給要件、対象児童、手当て額、所得による支給制限等を認定し、手当てが支給されております。大津町の現状でございますが、本年6月末現在で一人親の世帯状況といたしましては父子家庭は23世帯で、母子家庭が269世帯となっております。23世帯の父子家庭で児童扶養手当の現在の認定世帯は2世帯です。また、祖父母等と子どもの世帯は7世帯で、そのうち6世帯が子ども手当てを受給し、受給要件に該当した児童扶養手当の受給は3世帯となっております。現在、申請世帯も少ない状況でございますが、制度の活用を行っていただくためにも対応を行ってまいりたいと思っております。なお、現在ご指摘の町独自の支援制度は設けておりませんので、国・県が行っている制度の活用といたしまして、福祉事務所、児童相談所等と連携協議を行いまして、祖父母家庭の方の支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） こうした子どもの問題、福祉分野の制度、非常に複雑ですね。担当する職員も、本当に相当勉強しないと、また異動などがあると、また一から勉強しないとわからないということで、大変な分野であります。私も何とかならんかということで児童相談所にも相談をしました。あるいは、生活保護の関係でも相談をしました。しかし、生活保護もぎりぎりを受けられない。また、仕事もしていても車も持っていますから、たくさん収入があるわけじゃない、もうぎりぎりですね、もう生活保護にはかからない。それで、そのほかにこうしたおじいちゃん、おばあちゃんが養育をしている場合、扶養手当、年金をもらおうと児童扶養手当がもらえないということで、救済策として親族里親制度というのが国会でできたそうであります。これもまた調べました。ところが、県の福祉

事務所に行きますと、これは担当がまたできたばかりで私もようわかりません。とどのつまりが、年に2回しか審査がありませんから、来年も、現在児童扶養手当がうち切られている人に対して、来年の2月に申請をして下さい。毎月やっと生活をなさっているご家庭、必死に子どもを育てているおじいちゃん、おばあちゃんに対して、半年もこういう事態を放ったらかしておく。本当にその県の担当者にもちょっと頭に來ましたけど、やっぱり一番身近なこの地方自治体、町村の福祉ですね、何とか早急に救済をするべきだと思うわけです。この問題はですね、児童扶養手当は確かに養育者が受けとりますけど、これは子どもが受けとるんですね、本来は。子どもが管理できないから養育者が受けとるんです、母子家庭であればお母さん、父子家庭であればお父さん。ところが、同じ子ども、同じような境遇にありながら、子どもたちがそういう手当で受け取れないという事態になっているわけです。これはですね、もう子どもの人権だと思うんです。よく差別はいかんと、これは明らかな差別です。もっと父子家庭、母子家庭よりも、もっと厳しい境遇に置かれている子どもたちが肝心な扶養手当が受けられないというのは、本当に別扱い、差別されていると私は思うわけでありませう。

もう1例言いますけど、やはりあそこでも確かにお父さん、お母さんが養育を放棄して、じいちゃん、ばあちゃんが育てていると。多分民生委員か何かで確認すれば、これはもうはっきりするんですね。当然、所得制限は現在の児童扶養手当にも適用されております。その所得制限の範囲内で結構ですから、早急にですね、救済策を、町独自でやると、町長、やると答えられますか。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の子どもは宝であるということを申しておりますので、先ほど担当部長も何らかの支援を検討しますと言っておりますので、十分検討した中で、どのような支援が必要であるかということを検討して、もしやっていかなくちやならないのであれば、12月の補正予算でもお願いしていかなくちやならないかなと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ぜひ、まだ町長も選挙はまだ先でありますから、次期選挙のためではなくて、ぜひ大津町に住んでよかったと、愛情の問題言われましたけど、お父さん、お母さんの愛情、それが望めなければじいちゃん、ばあちゃんの愛情、それが望めなければ、やっぱり行政、社会としてですね、子どもたちに愛情を注いで、本当に子どもたちが宝物として扱われるように、そういうまちづくりを要望しまして、質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

午後2時45分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成22年第3回大津町議会定例会会議録

平成22年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成22年9月17日(金曜日)

出席議員	1番 金田 俊二      2番 府内 隆博      3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫      5番 鈴木 ムツヨ      6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明      8番 月尾 純一朗      9番 坂本 典光 10番 石原 大成      11番 手嶋 靖隆      12番 永田 和彦 13番 松永 幸久      14番 宇野 光廣      15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 掘川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典      企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則      総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠      企画部企画課財政係長兼ねて白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正      地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾 昭徳      教育長 那須 雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也      教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二      農業委員会事務局長 服部 次子 子育て支援課長 松永 高春

議 事 日 程（第3号） 平成22年9月17日（金） 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時 開議

○議 長（大田黒英生君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議 長（大田黒英生君） 日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。

月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） おはようございます。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

今年の夏はとにかく暑かった。全国各地で熱中症が猛威をふるい、亡くなる人、倒れる人が続出しました。自然のリズムの崩れ、野菜価格は高騰、サンマも激減、ただただ異常としか言いようがありません。トンカツ屋ではサービスのキャベツをほしがる人が増え、焼き魚のツマからは大根おろしが消えたところもあると聞いております。そのうだるような暑さは何とか収まってきたようにも思いますが。風呂場の窓から秋を告げる虫の声が聞こえてくるようになりました。確かに季節は少しずつ移っているんだと感じています。「楽しみは朝起きいでて昨日までなかりし花の咲ける見る時」という江戸時代末期に生きた橘曙覧の独楽吟の一首を思い出しました。

さて、国会では山積する重要課題、そして国民の大変な生活の苦しみをよそに、与党である民主党のみにくい権力抗争が続き、わずか1年前のマニフェストはどうなったんだと国民の多くが怒り狂っております。そのあおりを受けて、我が大津町においても町長をはじめ各担当課の皆さんが大変なご苦勞を強いられているとっております。今回のこの1年間の民主党政権の一連の暴走、迷走を見て、どこまでも国民、町民を離れて真の政治はないということを改めて痛感した次第です。本日は、町民に密着した政治の観点から、1、「梅の花造花」の技術を町指定の重要文化財に、2、子宮頸がんのワクチン接種に全額公費助成を、3、人工内耳の修理、買い換えに公費助成をの3項目を、家入町長、那須教育長にお尋ねいたします。

第1問目の質問をさせていただきます。大津町の伝統工芸品、「梅の花造花」を町指定の重要文化財として後世に残す考えはあるかについて質問いたします。大津町に江戸時代より伝わる伝統工芸品、梅の花造花、見る人の目を楽しませ、誰もが本物ではないかと疑ってしまう大変素晴らしい造花であります。私は大津町の町民の一人として、この技術を後世に伝えていかなければならないと考えています。この技術を町指定の重要無形文化財として取り組んでいくべきだろうと提案をさせていただきたいと思います。これまで平成14年12月、平成16年3月、平成21年3月の各議会の中で一般質問をさせていただいております。また、委員会審議の中でも、その取り組みについて何度も質疑

をし、提案もさせていただいております。なぜ私が梅の花造花の継承について繰り返し取り上げて質問をしてきたのか、理由は4つあります。

1点目は、この梅の花造花は、全国に類例がないからであります。なぜ大津町でつくられるようになったかは定かではありませんが、江戸時代よりつくられ、参勤交代の折りには殿様への献上品として大津の文化の香りを江戸へ、大阪へ、全国へと伝えていたと聞いております。台木や枝は本物の梅の木や枝を使っていますが、花びらやつぼみは台湾の中国にしかない通草紙という紙が使われています。梅の花造花の保存会の皆さんが丹精を込めて創り上げ、一時は消えかかった伝統の技術の火を今日まで守り次いでいただきました。感謝の拍手を送らずにはいられません。その作品の見事さは、ウグイスさえもうならせてしまうほどであり、出会った人の心に感動と安らぎと喜びを与えてくれます。

2点目は、これをつくる技術、残していく技術の継承の問題です。これは5年先、10年先に考えればいいという問題ではありません。私は既に10年前から、その重要性を訴え続けてきておりますし、様々な状況から考えて、もうタイムリミットを迎えていると言わざるを得ないと思っております。あれから10年、町長は荒木町長から大村町長、家入町長と代われ、教育長も武田教育長から宮崎教育長、那須教育長と代わられました。しかし、継承の問題は何も解決をしておりません。保存会の皆さんは、確実に10年の歳月を重ねてきておられますし、これからも重ねていかれます。我が愛する梅の花の造花を永遠に残していく確かな道筋を、今ここでつくっておかなければならないと真剣に思っております。

3点目は、文化芸術の持つ力を教育という観点からしっかりと評価をしていかなければならないと思っているからであります。文化芸術、なかんずく本物の文化芸術には、子どもたちが自分自身を見つめ直す力、他者への思いやりの心、調和の心が育まれると言われています。この大津町の宝、梅の花造花という文化芸術を後世に残すことで、大津町の子どもたちの豊かな心を育てていきたいと思っております。

4点目は、花びらの材料となる通草紙の確保の問題です。通草紙は、台湾に植生するつうぞう木からつくられます。いつ、どのようにして大津町に持ち込まれ、梅の花の造花に使われるようになったのかはわかりませんが、そのしなやかさ、弾力、光沢等、決して他を持って補えるものではありません。言い換えれば、大津町の梅の花の造花は、通草紙なくしてはつくり得ない、存続も継承もあり得ないと言っても過言ではないと思います。

さて、私はそういう様々な状況を鑑みて、これまでの議会の中で商工会ではなく町が保存会の中心になるべきではないか。そして、保存会の会長は町長、あるいは教育長がなるべきではないか。継承していくための町の助成金があまりにも少ないのではないか。活動を続けていくための十分な広さの拠点が必要ではないか。花びらの材料となる通草紙は今後も確保できるのか。台湾に頼らなくても確保できる研究を真剣に取り組むべきではないのか。子どもたちを含め若手の後継者づくりをどうするのかといった問題について質問をしてまいりました。その結果、これまでに商工会の皆さんの理解を得られ、町の教育委員会の担当の下に保存会の活動が進められるという形になり、活動の拠点も狭いながらも生涯学習センターの中に設置されました。通草紙の問題も十分ではないが、今のところはな

んとかやっていけるという一応の解決を見てまいりました。しかし、やっとスタートラインに立ったに過ぎません。そこで、今回はそのすべてを同時に解決し、後世に伝えていく確かな方法として、町指定の重要文化財としての取り組みを提案するものです。町長、教育長がこの伝統工芸、梅の花の造花について、どのような考えをお持ちなのか。大津町の大事な宝として確実に後世に伝えていかなければならないと思っておられるかどうか、お尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。月尾議員の一般質問におけます梅の造花の保存関係等につきましてのご質問でございます。梅の造花、もう議員おっしゃるように私どもも言うべきものではありません。しっかりと守っていかなくちゃならないし、それをやはり活性化をしていかなくちゃならない、その活用関係は十分検討していかなくちゃならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、今、月尾議員おっしゃるように、保存会の皆さんともそれぞれ課題事項をお話を進めてきておまして、今言われましたように商工会から生涯学習の方に、そして今後についてはまちづくり交付金事業におけるその場所を検討していかなくちゃならないというふうに考えております。そういう場所も、やはり見えるところに、そして大津町の今、宿場町としての町の中心地をしっかりとやっていこうという、そういう歴史的なまちづくりのためには、やはり一番大切な梅の造花の活躍というか、それが一番必要ではないかなという思いをしております。そういう中におきまして、それぞれの課題がございまして、梅の造花の本物をしっかりと伝えていこうという、今、保存会の皆さん、そしてまたそうでない方のグループもあるのは確かでございます。昨日の夕刊にも載っておりますようなことも起きておるようございまして、悪いというわけじゃございませんけれども、そのようなものがしっかりとそのお互い、大津広報でも特集を組ませていただきましたように、一つにまとまって、そして本当の出発をやらなくちゃいけないなというふうに我々も思っているところでもあります。しかし、やっぱり材料関係等につきましてもいろいろ台湾とか、中国とか、いろいろお話がありますけれども、大津町においても町営スポーツの森の中で試験的に植えさせていただいておりますので、これがうまく成功すれば町有林なり、他の場所で適当な場所に確保するようなこともできるんじゃないかなと思いますし、また台木も大分減ってきておりますので、その台木の確保も必要であるというふうに認識はしているところであります。

そういう意味におきまして、保存会の皆さんは知事の応接室、あるいは官舎等に素晴らしいものを贈呈されておられますし、あるいは企業関係につきましても、本田技研の応接関連等について、大津町の梅の造花というものについてしっかりとPRをさせていただいているのは確かでございますし、それについては本当に頭の下がる思いでございます。おっしゃるように、ボランティア精神で、そしてこの伝統をしっかりと守っていこうというような気持ちを、我々はそれで甘えておっているのかなというような思いもしておりますけれども、やっぱり何らかの支援をやっていかなくちゃならない、そのやり方を今後保存会の皆さん等にも十分ご相談しながら、子どもの後継者というか、そういう方々の育成も、中学校とかいろいろなところでやっておられるようございましてけれども、本当にそれがほんな物になるようなものをやっぱり行政がお手伝いをしなくちゃならないというふうに思っております。

す。そしてまた、文化財に今一生懸命つくっておられるわけでございますけれども、本当に素晴らしいものができておるようでございます。写真を見させていただきますと。その中で、素晴らしい一つの大きいもの、1メートル50四方のもの梅の造花を熊本市阿蘇空港に展示し、ロビーの方に展示してしっかのとPRをしたいというような思いもあるというふうに、月尾議員の方からもお話を聞いておりますので、今、空港の方ともご相談をしながら、しかしやっぱりちゃんとしたケースに入れないと大津町の宝であるものが、ただそのまま放っておくわけにはいけないなという思いをしております。そういう中で、十分文化祭が終わった後というような話でございますので、それまでにはいろんな形で検討をさせて、そして大津町の梅の造花が近隣の町村をはじめとする新幹線の開通とともに、多くの海外の皆さんをはじめとする民芸品のおみやげに育っていく、そういうものになっていただければ、また違った意味での梅の造花の生きる道が出てくるんじゃないかなと、そういう意味で、江戸時代にまた戻っていただいて梅の造花が大津町の元気を広く伝えていただけるような活動するために、梅の造花の皆さんとともに何が課題であり、何を支援していかなくならないかということにつきまして、今後生涯学習課の担当職員関連等とも一緒になってこれから進めていければなというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） おはようございます。月尾議員のご質問にお答えいたします。

大津民芸梅の造花の見事さは、直接間近に見た人ならば、誰もが認めるところだと思います。その見事さは、材料の特殊性と長年の修練された技によって生み出されるものであると思います。その伝統の技を保存し、継承していくために、現在肥後大津民芸造花保存会の20名の会員の皆様方を中心に、懸命の活動がなされています。例えば、生涯学習センターの一隅で月2回の定例会を開き、制作や講習活動をされたり、大津中学校3年生の総合的な学習の時間に地域の伝統文化を知る一つとして、梅の造花づくりの指導がなされたりしています。そのほか、公民館講座や要請があれば、そこへ出掛けて行って指導されたりもしています。しかし、保存会の人たちには現状をお聞きしましたところ、次のような悩みをお持ちでいらっしゃるのことがわかりました。会員の年齢が60歳後半から80歳代とかなり高齢化していらっしゃる。いつまで続けられるか不安を持っていらっしゃるということ。単発的な講習は受ける人がいても、なかなか継続する人がいないこと。梅の造花制作の一連の技術を完全に習得するまでには、かなりの経験が必要になるので、若手の育成が急務であること。花の材料である通草紙の入手が困難になってきているので、それによく似た中国製の紙を現在使用していらっしゃいますが、材料費等が十分ではないこと。肥後大津民芸保存会の名称だけでは、作品を公共の場に展示しても町外の方々へのアピール度が低いこと。より多くの人に良さをしってもらうためには、制作の様子を見てもらえる場所や作品の展示が常設できるような場所が必要なことなどを聴取することができました。大津の地蔵まつりとともに、大津の文化として継承されてきた梅の造花づくりの技術は、重要な町の宝として保存し、後世に伝えていく価値のあるものであると再認識いたしました。町指定の重要無形文化財とする方向で、文化財保護委員会に諮っていきたいと考えております。そして、今後の支援のあり方につきましては、保存会の方々を中心としたこの技術をお持ちの方々にご相談しな

がら、十分に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） ただいま町長、教育長の方から町指定の重要文化財を決定をしていただくという約束をいただいたと思っております。大変心強く思っております。ただ、まだ新たな一歩が始まったという段階に過ぎませんし、大きな一歩を踏み出したという程度にしか過ぎないと思います。

2回目の質問をさせていただきます。まず、重要文化財に指定されると何がどのように変わっていくのかということについてお尋ねをしたいと思っております。これまで年間19万円の補助金でこれを守っていけと言っていた活動資金は今後どのように変わっていくのか。家入町長は平成21年3月議会の私の質問に対して、19万円の補助金ではいかなものか、今後十分に検討をさせていただくと答弁をしておられます。これまでどのような検討がなされてきたのか。重要文化財継承のための十分な活動資金が約束できるのか、お示しをいただきたいと思っております。現在、保存会の皆さんは生涯学習のセンターの狭い一室で活動しておられますが、今後町としてどうされる予定か。同じ平成21年3月の議会で町中の人たちに見ていただけるような場所でPRも兼ねて頑張っていたきたいと述べておられます。その後、取り組みはどのように進んでいるのか、お尋ねをしたいと思っております。

技術の後継者育成の問題で、保存会の皆さんと意見交換をして考えていきたいという前教育長のお話がありますが、継承する人材の発掘は急務であって、そのためには何らかの努力をしていかななくてはならないとも述べておられます。どういう努力をされたのか、お示しをいただきたいと思っております。

私は、他県の先進地の取り組み事例を研究する必要があると考えております。東京都荒川区や奈良県の伝統工芸を後継者に継承していくためのマイスター育成研修制度を知っておられるかどうか、お尋ねいたします。

併せて、福島県会津若松市で行われた伝統工芸全国大会を知っておられるかどうか、お尋ねいたします。

そういう全国の先進地事例を調査研修して、どうすれば後世に確実に残していける制度がつくれるか、考えていくのが町行政の務めであり、保存会を町へと移管した意味もそこにあると思っております。

2回目の質問をいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員の2回目の一般質問でございますけれども、おっしゃるとおりどのような取り組みということにつきましては、先ほど申しましたようにまち交事業の中で一般の人、あるいはお客さんたちが見えられて、本当に素晴らしいものを買っていけるような、あるいは感心されるようなものを展示販売、そういうような場所をつくっていききたいなということで、まち交事業の中で今検討をさせていただいているところであります。その場所につきましては、法務局跡か、あるいはまちづくり交流センターの方でやるかということについては、協議会をはじめ多くの皆さんのご意見を伺ってやっていきたいというふうに思っております。

予算関係につきましては、今おっしゃったような、金額で、この宝物を保存していただいて、磨き上げていただいておりますことにつきましては、本当に感謝を申し上げたいと思います。しかし、先ほど申しましたように、これから何が必要であるかというようなことにつきましては、担当の方と十分その辺をご相談しながら、そして目的へ向かってしっかりと支援ができるものはやっていきたいというふうに思っておりますので、十分な話し合いをやっていきたいというふうに思っております。

また、いろいろなところにつきましては、残念ながら私見ておりませんが、一般的にまちおこし、あるいは観光、その他のイベント関連等につきましては、十分私なりにはやっておりますけれども、本来のこの民芸品の活性につきましては、今後につきましては、前、一度、保存会の代表の方と担当の方で東北の方へ1回視察に行っていたこともありますけれども、そのような機会をつくっていただきながら、町のその民芸品がどうであるかというものをやっぱりしっかりPR活動に役立てていきたいというふうに思っておりますし、やはり大津の特産、唐芋とともに、この梅の民芸品は十分働けるものであるというふうに思っております。

あと、それぞれの内容関連等については、十分保存会の皆さん、あるいは委員の皆さん共々一緒になって多くの関係者の意見を聞きながら、そちらの活性の方へしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 先ほども言いましたように、話し合いは十分必要でありますし、検討も十分必要なわけですが、時間がないと。確実に残していくためには今すぐやらなければならないということですね、認識をしていただきたいと思っております。重要文化財に、例えば認定されたとしても、継承していく仕組みがつくられたとしても、肝心な花びらの材料となる通草紙に確保ができなければ、様々な取り組みというものが絵に描いた餅になります。この通草紙の確保について、再度お尋ねいたします。

私の過去の質問の中で、確保が難しいということであれば、他の材料を使ってはどうかという答弁をいただいたことがあります。今も町長の方からご紹介があったとおりであります。結論から言えば、一番簡単な方法ではあるかもしれませんが、しかしこれはとんでもない考え違いであると思っております。化学製品なり他の物を使えば似たものをつくることはできるかもしれませんが、結果としては全く違うものである、違うものになってしまうと思っております。これは、もうそうなってしまうと伝統工芸品ではなくなってしまうというふうに思います。そこで、大津町ではスポーツの森の入口に通草紙を、通草木を植栽して、自分で通草紙をつくっていく研究をするという流れをつくっておりますが、その後どこまでその研究が進んだのか、どのような取り組みがなされているのか、お示しをいただきたいと思っております。私は、研究はしていかなければならないと思っておりますが、現在のところ台湾、中国にしか現存しないと言われている本物の通草紙をどうやって手に入れていくのか、その検討も大事ではないかなと思っております。先ほど紹介しました全国伝統工芸協会というところにそういうものが手に入らないのかという相談をすとか、あるいは文科省を通じて動かして、台湾・中国と連携を取っていくことも大事であると。必ずその中で解決できる方法が生まれてくるのではないかなと思っております。ここの質問の中で、私もそうありますが、日本人の多くの人たちが桜の花を

愛しております。それに対して、中国の人たちは梅の花を愛しています。私は、大津町の梅の花造花のルーツは中国にあると思っております。恐らくは、朝鮮半島を経由して加藤清正によって持ち込まれたものであると考えています。その辺は、ミズベ先生とか西村先生あたりに研究をしっかりといただかないといけない部分ではありますが、私は文科省を通して大津町の梅の花に対する強い思い、熱い思いを中国・台湾に伝えていくことによって、必ず通草紙の確保はできると思っております。大津町に確保していく強い覚悟があるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

もう1点、マイスター育成制度についてお尋ねいたします。マイスター、すなわち伝統の技術を確実に後世に残していく巧たちをつくっていくのは大変なことだと思います。しかし、梅の花造花という伝統の技術は残さなければならない。であるならば、この研修制度は取り組んでいかなければならないものであると思います。お金もかかります。しかし、大事なところ、必要なところにお金は使っていく、これも行政の仕事ではないかなと思っております。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 月尾議員のご意見につきまして、十分勉強させていただいておりますので、これにつきまして前向きで、しっかりと担当の方も勉強するように指示をしながらやらせていただきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） それでは、2問目の質問に移ります。

子宮頸がんのワクチン接種に全額公費助成をであります。現在、我が国では年間1万5千人が罹患し、3千500人が死亡していると推計され、近年若い女性の罹患が急増していると言われる子宮頸がん。死亡率も高いことから、女性の健康と生活に深刻な影響を与えていると言われております。結婚前、妊娠前の罹患は、女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、今、子宮頸がんの予防対策が強く叫ばれています。原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染と解明されています。この子宮頸がんは、ワクチンの接種と定期検診により予防できる唯一のがんと言われております。そのことを受けて、今、新潟県魚沼市、東京都杉並区、名古屋市など、全国の多くの自治体がワクチンの接種及び定期検診に対して公費助成の実施を始めております。我が党は、これまでも女性特有のがん対策に党を挙げて取り組んできました。2009年度第一次補正予算で乳ガン・子宮頸がん検診無料クーポンの配布を実現、子宮頸がんを発症する原因の約7割を占める16型と17型に効果があると言われる予防ワクチンを昨年10月に承認、12月には発売が開始されました。今回、厚生労働省の来年度予算概算要求に子宮頸がん予防ワクチンの助成事業が盛り込まれました。ところが、その内容はあまりにも不十分なものであります。厚労省の概算要求では、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの助成事業に対し、助成費用の3分の1を補助するというものです。ということは、助成事業を実施していない自治体は対象外ということです。予防ワクチンの接種には5万円程度の費用がかかります。経済的な理由から接種をあきらめるケースも多いと聞いております。若い女性に急増している子宮頸がんの発症を減らしていく、なくしていくことが行政の仕事ではないでしょうか。また、ワクチンの接種と同時に大切な検診・受診率の問題ですが、日本のがん検診受診率は経済協力機構（OECD）

加盟国30カ国の中で最低レベルと言われております。子宮頸がんの検診受診率は、アメリカやオーストラリアが8割を超えているのに対して、日本では2割台にとどまっています。厚生労働省が2007年に実施した国民生活基礎調査では、子宮頸がんの検診受診率は21.3%で、20歳代では11%という結果になっています。女性が検診を受けやすい環境の整備を進め、受診率の向上を目指すことも大事な問題です。HPVは、女性の約8割が一生に一度は感染すると言われるごくありふれたウイルスのことです。多くの場合は、免疫力によって自然に排除されると言われています。がんに行進する割合は千分の1と少なく、感染してからがん細胞になるには5年から10年以上かかると言われています。このことから、検診の重要性がわかると思います。また、ワクチンを接種すれば子宮頸がんの発症を減らすだけでなく、将来の医療費なども抑制できるという試算もされています。自治医大付属埼玉医療センターによれば、12歳の女子にワクチンを接種した場合、発症数、死亡数ともに約73%も減らすことができると言っております。しかも全国で210億円の接種費用に対して約400億円の医療費などを削減できるとしております。30歳の場合でも半数に減らすことができるともしています。21世紀は女性の時代とも言われています、「女性の世紀」とも言われています。一人でも多くの女性の大切な命を守る取り組みの必要性が叫ばれております。兵庫県立明石市がんセンターの西村隆一郎教授は、明石市が実施する全額助成への額は全国最大規模。こうした取り組みは、20年後、30年後に必ず生きてくると述べています。大津町は、日本一の子育てに夢が持てる町、子育て支援を標榜する町です。子育て支援の基本は女性です。大津町では、女性の命を守るために子宮頸がんの予防ワクチン接種と定期検診に対して全額公費助成する考えはないか。なかんずく12歳以上の女性へのワクチン接種を全額助成する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 子宮頸がんのワクチン接種に全額補助というような質問でございますけれども、子宮頸がんのワクチン接種と定期検診の全額助成につきましては、助成について厚生労働省が来年度の予算要望にワクチン助成事業を計上するというようなことですので、国の予防接種法による定期接種への動向を見ながら、今後検討していきたいと思っております。また、定期検診につきましても、現在の定期検診の充実を図っていきたくて考えております。そのような状況の中で十分また検討していきたいというふうに思いますが、現状につきまして、所管部長から説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 月尾議員の一般質問の中で、状況等についてお答えします。

がんにつきましては、昭和56年から国内の死亡原因の第1位となっております。胃がん、肺がん等に比べて、まだその割合が低いのですが、最近20歳、30歳での子宮がんの発見が増えてきております。子宮がんは、早期に発見されればほぼ完全に治療することが可能です。しかし、早期の場合は自覚症状がほとんどなく、自覚症状が出たときは大抵進行がんの状態となっております。正常な細胞が数年かけてがんとなりますので、検診をきちんと受けていけば対応できます。ここで問題となるのが国内の検診率の低さです。欧米では70%から80%と大変高い受診率なのですが、日本におきましては20%を割っており、当町では全国平均より高いのですが、それでも平成21年度は26%

でした。また、昨年度から女性特有のがん検診事業をはじめ20歳から40歳までの5歳刻みでの該当者へは無料のクーポン券を送付いたしまして、検診のきっかけづくりを行っています。

さて、ご指摘の子宮頸がんワクチンですが、昨年度が承認し、任意で接種が開始されております。子宮頸がんの原因の6割から7割を占める2種類のヒトパピローマウイルス感染を予防いたします。対象者は、性交渉前の人となりますので、小学校の高学年から中学生が適当となっております。全国では126市町村が助成をしており、県内でも4町が今年度から助成をしております。問題点としては、このワクチンは子宮頸がんの原因となる15種類のウイルスのうち2種類には効果がありますが、残りの13種類には効果が確認できていなく、既に感染している人にも効果がありません。今後につきましては、子宮がん原因となります喫煙や低年齢での性交渉に対する予防等の啓発を行っていくことなどの取り組みが必要と考えております。

次に、子宮がんの検診の受診率を上げるために女性特有のがん検診事業をさらに推進してまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 町長の方から国の流れを見ていくというお話がございましたが、この国がちょっと今危ない状態ですので、どういうふうになっていくのかですね。先ほども言いましたように、助成事業を実施していない自治体というのは、この対象外だということですので、これを実施していかないと大津町は全額町で見るのか、全く見ないのかという結果になってしまうと思います。よそがやっているのに大津町がやらない、昨日も何かそういうありましたが、大津町はそういう女性を大事にする、子どもたちを大事にするということをうたっている町でありますので、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。

また、先ほど紹介しました明石市では、検診受診率を高めるために、またワクチンの接種を進めるために医療専門の人であるとか、教育専門の人であるとか、行政の人であるとか、そういう権威のある人たちを呼んで講演会を繰り返し進めております。そういうことも大事ではないかなと考えておりますので、よろしく取り組みを進めていただきたいと思います。

3問目に移ります。人工内耳機器の修理、買い換えに対する助成についてお尋ねいたします。人工内耳とは、音を聞く機能に障害があり、補聴器を使っても十分に聞こえない重度難聴の人に聞こえ方を支援する重要なシステムです。1970年代後半からアメリカやオーストラリアを中心に開発され、全世界に急速に普及し、ほぼ確立された医療機器となりました。我が国でも85年から導入され、94年に保険適用となり、今やその使用者は小児も含めて4千人近くに達していると聞いております。人工内耳は、耳の中に埋め込み音を聞くための聴神経と、刺激する電極を含む体内部分と体外で着脱可能な音声解析装置、これは耳掛け式と箱形というものがあるそうですが、それに音声を拾うマイクロフォンなどの組み合わせで成り立っています。電池を使用するわけですが、補聴器に比べ電池使用料は多いそうです。日本で認可されている機種は、オーストラリア製とアメリカ製の2機種だそうです。補聴器との違いは、人工内耳は単に音を大きくするものではありません。電気信号を交換した音を聴神経に直接送るため、より明瞭な音声情報を伝えることができるというものです。また、アメリ

カと諸外国では、生後間もない耳に障害のある子どもにこの装置を装着すると確実に言葉が話せるようになるとの成果も報告され、取り組みが進められているということです。菊池市や山鹿市でも取り組みが進められていると伺っております。大津町の実態と取り組む考えがないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 人工内耳の修理と買い換えにつきましての補助でございますけれども、現在助成制度を導入している県内及び近隣町村の経過を検証しながら、今後町の方針等を検討していきたいと思っております。今、大津町におきましては1名の方がおられるというようなことでございまして、昨年自己負担でやっておられるということでございまして、その電気取り替えは4、5年は持つというような話も聞いておりますので、十分そういう対象者、障害者の関係の方が出てきた折りに十分な対応をやっぱりやっていかなくちやならないんじゃないかなというような思いをしておりますので、菊陽もこの前の新聞にも大きく報道されておりましたようでございますし、そういう前向きの体制で検討をさせていただきたいと思っておりますので、現状につきましては担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 月尾議員の質問にお答えします。

議員ご指摘の人工内耳につきましては、これまで失われていた聞こえを取り戻すため手術をし、継続して電池交換、装置の買い換えを行うものです。耳掛け式等に小型マイクで音集め、耳の後ろに埋め込んだ電極に電気信号を送って聴覚神経に伝えるもので、埋め込み手術につきましては保険適用でございますが、音声信号処理装置の買い換え費用につきましては100万円以上かかります。助成制度等の状況といたしましては、平成8年から人工内耳用電池に対する助成制度が適用され、県内でも13の市町が助成をしております。当町につきましても、平成21年10月から日常生活用具助成制度で対応しております。また、人工内耳の買い換えに関する助成制度につきましては、現在全国では平成20年8月に新潟県の加茂市で導入後、本年6月までに15の市町で助成制度が適用されております。熊本県内では4市町が制度化を行っておりまして、平成21年5月に宇土市、平成22年1月に菊池市、同年4月に山鹿市、同年6月に菊陽町で助成制度を設けております。助成対象につきましては、音声信号処理装置が装用後5カ年経過している方に対し助成するもので、金額は20万円から110万円とそれぞれ市町では金額が異なっております。また、先ほど町長から答弁ございましたように、大津町の対象者の状況ですが、1名の対象者がおられ、昨年自己負担で買い換えされております。数年後に買い換えが発生すると思われれます。また、難聴の早期発見といたしましては、現在行っております3歳から4カ月児検診から保健師等が関わっておりますので、今後も関係者との連携を取りながら必要な福祉サービス等で対応していきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時から開会します。

午前10時45分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの一般質問の中で、双方に不適切な発言がありましたので、後ほど調査して処置いたします。  
一般質問を再開します。坂本典光君。

○9番（坂本典光君） おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。

まず第1問は、平成21年度決算、特にまちづくり交付金に絡む起債と基金について質問いたします。まちづくり交付金事業は、平成19年度から平成23年度までの5カ年、59億円の事業であります。事業費の40%が交付金として国から支給されます。町が計画し、国土交通省に申し込んだ事業費は平成19年度が7億9千700万円、それに対して交付されたお金は5億200万円、平成20年度が18億円の計画に対し交付金は8億600万円、平成21年度が8億8千700万円の計画に対して7億7千900万円。これを3カ年の計画合計で見ますと、計画が34億8千600万円、理論上の交付金はその40%の13億9千400万円。しかし、実際に支給された支給額は20億8千700万円。差し引き6億9千300万円もの多くのお金が前倒しで支給されています。町が国交省と話して毎年計画を出して話し合っているにも関わらず、前倒しで3年間で6億9千300万円のお金がどうして振り込まれてくるのか。これは国の勝手なのか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくり交付金事業の補助金関連等のご質問でございますけれども、これにつきましては議員おっしゃるように平成19年度から5カ年計画で全体事業58億円ということでやらせていただいておりますが、一般財源に対する負担については、最初に公共施設整備基金で対応するというので平成18年、19年度で積み立てて、平成21年度末では13億5千万円の残高となっております。前倒しにいただいた分には、当然基金を利用いたしませんので、その分は基金残高として残っております。基金の中に積み立てられていると考えることができます。したがって、全体として考えれば問題はないと考えておりますが、まちづくり交付金事業については5カ年事業の中でそういう国の制度の中で補助金を前倒しにいただいておりますというような状況でございます。

詳しくは、担当部長の方からご説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 坂本議員からお尋ねがありましたまちづくり交付金事業の国の補助のあり方でございますけれども、この事業につきましては事業費の40%につきましては補助するものでありますが、町では整備計画に基づきまして年度ごとに補助金の交付申請を行っております。しかし、実際には過去3年ともそれを上回る補助金が交付されておるのが現状であります。そのために、平成21年度末では9割近くの補助金が先に交付されております。この補助金の交付の仕方につきましては、最終年度で調整するという国の制度によるものと理解しており、大津町でもとまどっておるところであります。また、近隣の自治体でも同じようなことがなされていると聞いておるところであります。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 国にはお金が有り余っているのかもしれませんが、今の答弁でありますように、町としてもとまどっているということで、国の制度がどういうふうになっているのか、よく

わからないということであります。この問題はですね、結局この6億9千300万円が平成21年度の決算までに余分に入ってきたということ。そうしますと、これは一般の企業会計でいくなれば、これは次年度の本当は交付金でありまして、企業会計でいくんだったら、これは預かり金か何かになるんじゃないんだろうかと思いますが、いずれにしても、早めにいただいて、そしてそれを、これは基金として積み立ててあるんじゃなく、実際この3年間で全額前倒しで使われておりますですね。今、私も最初はこのお金が基金の中に、この財政調整基金の中に入っているのか、いやいやこれは公共施設整備基金というのがあるから、これに入っているのかなというふうに思ったんですが、しかしながらこれはこの3年間で使われております。その分だけ、どういう違いが出てくるかという、起債いわゆる借金が少なくなっているということですね。借金、普通だったら計画でいきますと40%が交付金ですね、残りの60%が町が負担すべきもの、60%のうちの75%が起債だというふうなことになっているわけですが、その起債を上げる部分にこの交付金は使われております。だから、起債はその分だけ少なくなっているというふうなことで、どう違うかという、だからその今後ですね、あと2年間あるんですけれども、あと2年間で入ってくるこの交付金というのは、非常に少なくなってくるわけです。残り2年間で受けとるべき交付金が1億1千200万円ですか、非常に少ない額。ということは、事業はまだ残っているわけですね。事業は22年度が10億円ですか、それから平成23年度が9億5千万円の事業が残っているわけですから、これに対して入ってくる交付金というのは、前倒しで入ってきているから1億1千200万円しか入ってこない。そうすると、残りは起債を上げんといかん。要するに、その本来は起債を上げる部分を前倒しで入ってきたから起債を上げなかった。だから、もうあとは入ってこないから、先に使ってしまったから、これから起債が増えますよと、どんと起債が増えますよと、こういうことですね。ですから、そういったことで平成21年度の決算については、非常にこれ影響を及ぼしているということになりますですね。最終的にまとめてみますと、まちづくり交付金事業は平成19年度から平成23年度までの5カ年、59億円の事業であります。平成19、20、21年度までの町の事業計画、34億8千600万円に対する交付金は13億9千400万円のはずですが、実際は20億8千700万円です。6億9千300万円が前倒しで支給されております。これは、本来次年度以降の交付金なのですが、企業会計では前受金、あるいは預かり金として別管理すれば明瞭性があってわかりやすいのですが、当町ではこれを事業の起債の部分に利用しています。したがって、平成21年度の決算に影響を与えているようです。次年度以降の交付金を一般会計で使ったがために、平成21年度決算で起債が約6億円少なく、財政調整基金が9千万円多く計上されたのではありませんか。起債の残高、基金の残高を見て財政状況を見ると、判断を誤ります。だから、ここのトータル的には合ってしまうんですけれども、我々がその決算資料を見ると、判断を誤りやすいと、こういうことですね。残り2年間の事業費は約20億円ですが交付金は残り1億1千万円しかもらえません。起債の残高、基金の残高を見て財政状況を見ると判断を誤ります。今後、起債は10億円、この2年間で起債は15億円必要になると、こういうことになると思います。企画部長、いかがですか。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

大津町に限らず公共団体は単式簿記を取っています関係上、こういうようなことが当然としてあります。起債の残高につきましては、議員ご指摘のとおり平成21年度末の残高につきましては9億8千200万円と前年度に比べまして2億1千100万円の減額となっております。これにつきましては、起債の発行額が元利償還金を上回らないように抑制した結果ではありますが、大きな要因といたしましては、まちづくり交付金事業の平成21年度の補助金が翌年度以降分も含めて交付されたことにより、起債を借りなかったよるものであります。もし平成21年度当初予算ベースで補助金が交付された場合には、当然起債の方も借りることになりますので、起債残高につきましては約1億2千400万円になる見込みでありまして、先ほど申しましたように、単式簿記の制度上、このような結果になるものと理解いたしております。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） とにかく、こうやって今後ですね、この2年間で起債が15億円確保しなきゃならんだろうということがこれでわかると思います。

2番目に行きます。財政の今後の見通しとして、沈みゆく日本経済の下で臨時財政対策債の危険性をお尋ねします。臨時財政対策債とは、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして該当する地方公共団体自らが赤字地方債を発行させる制度だと言われ、償還に要する費用は、その後の年度の地方交付税で20年にわたり措置されます。福井県のホームページでは、この性格を次のように述べています。1カ月の家計に例えると、会社からの今月分の給料の一部が不払いとなったために借金をしてしのぎ、その借金の返済に充てるお金を翌月以降の給料に上乗せしてもらおうと、これに似ているのだそうです。今、町には臨時財政対策債の残高は平成21年度末でいくらありますか。それと、また平成22年度末ではいくらあるでしょうか、いくらになる予定でしょうか。発行した対策債は発行してから20年にわたり措置されますが、このまま国の話を信用して大丈夫でしょうか。地方公共団体が国を信用しないというのは大変なことなんですけれども、しかし先ほどの交付金の問題、その前倒しですね、6億円も入ってくるというようなこと。それから、この臨時財政対策債のこと、赤字地方債ですね。これは一体今の日本の経済状況、それから900兆円を超える国の借金、円高で企業が海外に逃げていく、こういう状況を考えたとき、国の言うことだけを信用していいだろうか。質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 臨時対策関連につきましては、国も交付税と見なしてやっておるようでございますので、それをどこまで信用するかというような問題でございますけれども、議員の心配される点、我々もこれからの少子高齢化の社会が進んでおりまして、2020年には4人に1人が高齢化社会を迎え、その人口も減少しておるというような状況でございます。そういう中におきまして、医療や介護、子育てといった分野に対しましても、資金投入が必要になってまいりまして、雇用の創出や経済成長をつないでいくためには、無駄の削減、あるいは予算の使い方を見直しをしなくてはならないし、必要な財源の確保に努めていかなければならないと思っております。そういう中におきまして、

新しい公共の下でというような形で、国民のサービスを町民、あるいは企業、NPO等が提供してこそ町民の満足度や幸福度を高められるものと思います。そういう意味におきまして、国は今後税制の改革を進められ、財源の確保を図りながら財政や経済社会保障の一体の財政運営を必要になるんじゃないかなと思います。ましてや地方といたしましても、地方交付税の16.9兆円の確保を今後もお願いをしていかなくちゃならない。そのためにも、ここ何年かはそのような方向に税制改革がなされてくるんじゃないかなと思います。また、我々大津町におきましても、リーマンショック以来、世界経済は100年に一度と言われる景気の後退に陥り、日本の経済においても企業の業績不振や雇用情勢の悪化といった非常に厳しい状況となっております。また、それに輪を掛けるかのように円高と株安の状況となり、ますます国内の、特に輸出産業関連企業にとっては大きな打撃となっております。今こそ早急にマクロ的な経済政策が望まれているときでありますし、このような日本経済の状況により大津町におきましても財政的にかなりの影響があると予想されます。このまま経済不況が長引けば、企業の業績回復も遅れ、法人税、もしくはしばらくは見込みがない状況でございます。大津町は法人税に依存する財政構造であり、非常に厳しい財政状況を強いられています。今後も財政指数に十分留意し、基金や町債に依存しない効果のある事業の選択を行ない、健全な財政運営に努めなければならないと思います。そういう意味におきまして、今後の財政、町の税状況につきまして担当の部長の方からご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

臨時財政対策債の件につきまして、国交付税制度、地方債制度の見直しをしていただくことが根本だと私どもは考えております。平成21年度末の町債の残高の99億円のうち、いわゆる本来の地方債70億円余りであります。ここでいう本来の意味と申し上げますのは、財源の不足を補い、年度間の財源調整をし、負担を平準化し、より積極的に世代間の負担の公平を図るという趣旨でありまして、地方財政法第5条に基づくもので、普通建設地方債と言われるものであります。そのほかのものを赤字地方債と言いまして、臨時財政対策債や原資補てん債などがありまして、これらは交付税措置が100%で返済に係ります元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に参入されるものであります。先ほど平成21年度末残高では33億円余りということでありましたが、平成22年度末残高では40億円を超える見込みと想定されるものであります。これらの赤字地方債の発行につきましては、原則として発行は自治体に任意とされておりますが、全額を発行しなければ必要な住民サービスの供給をすることができないというのが現実であります。このような点からしましても、地方への財源をしっかりと移譲していただき、地方が地方の判断で事業ができるように国に強く要望していきたいと考えておるところであります。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 国に要望するとおっしゃいましたが、それは無い物ねだりでございます。国にはお金はもうないようでございます。

この対策債なんですけれども、臨時財政対策債、これは通常ですね、交付税措置されるというふう

に書いてあります。この交付税措置されるから、とにかく自分で借金して確保したこの部分、お金は後で交付税でもらえるからと、そういうふうに一般的には考えるんだけど、本当は若干違うようでございます。これは、この額を基準財政需要額に入れるということでありまして、そういうことはどういうことかという、大津町はかつて4年間ほど不交付団体であったわけです。そうしますと、不交付団体の大津町にはこの臨時財政対策債というのは、あくまで借金として自分で払わなければならないと、こういうことですよ。そういうことですから、注意して見守っていかなければならないし、あとどれぐらいその残高をですね、積んでいけるものかどうか、それで大丈夫なのか、少子高齢化になっていくとき、世代間で分かち合うと言いましたが、だんだん人間が少なくなっていくとき、世代間で分かち合うんじゃない、これは日本の国債もそうですけれども、この臨時財政対策債も赤字の地方債でありますし、将来の世代へのツケであると私は考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 臨時対策債の配分割合がこのまま継続できるかというような問題でございますけれども、平成23年度はまちづくり交付金事業や学校建設に伴う起債と合わせた起債総額は21億円となり、起債残高平成7年度以降の120億円に迫るものと予想しております。このうち臨時財政対策債を除いた起債残高は、現在とあまり変わりませんが70億円台でありますし、このように起債総額を大きく左右するのは臨時財政対策債であります。起債の残高が大きくなり、元利償還に要する費用が財政を圧迫するのは事実でありますので、起債の発行には十分精査し、計画的に行わなければならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 3問目に入ります。今、大津町は豊肥線のJRが走っているわけですが、JRの路線とそれに隣接する道路、あるいは私有地がありまして、あるところでは雑草が生い茂って安全上好ましくない、あるいは美化上好ましくないというようなことが起こっております。先だって町民の一人の方から電話がありまして、室の踏切の近く、これはHIヒロセのところの踏切であります。草が生い茂っており、見通しが悪くて危ないと。どう思っているのかというふうな電話がありましたもんですから、私はそのいろいろ探しまして、昔の保線区にあたる熊本鉄道事業部公務センターに電話しまして、ちょっと来ていただけたらどうかというふうなことで電話しましたら、その富永センター長という方が来られまして、そこでその踏切の状況を確認したわけです。これは室の踏切のところ、そのHIヒロセのところから見ますと、確かに道の東側、隣接した道の東側に高い草が生い茂っている。一部はJRかもしれないし、一部は民間だろうなということなんです。で、富永さん、そのJRさんの方の線路というのはどうやって除草するんですかと確認しましたら、これは除草剤を使っていますと。除草剤を使って、作業用の列車、トロッコともいいますか、そこから除草剤をまくんだと。ところが、要するにまくようにはなっているんだけど、個人との境の部分というのは非常に難しいと。除草剤がそのよその畑にいったら野菜が枯れたとかいうふうな問題になると、これまた責任問題だから、境の部分はやっぱり甘くなりますねというふうなことでした。それから、そしたらせっかくだから別のところも見せましょうとあって、大津小学校の近く、鮮度市場のちょうど北側ですか、

北西の部分ですね、そこにはちょうど川が流れております。川が流れていて、その付近がその竹が生い茂っていると。富永さん、ここはどうですか、ここもですね、そのJRの敷地の部分と、いわゆる川、用水路ですね、用水路の境がよくわかりませんと。だから、そういう境の部分が非常にそのお互いにですね、遠慮しあって残っているようでございます。だから、そのその部分はどのようにでしょうね。やっぱり水路の部分になりますと、大菊土地改良区か、あるいはこの農政課になりますか。いずれにしろこれはですね、JRさんとそれから役場の方と話し合わないとその辺がはっきりしないという問題。それを今度は下ってきました、そこに踏切があるんですが、その文化センターの近くの踏切ですね、あれから商工会の方への線路沿いの道があります。あそこもいつもですね、草が生い茂って車が通るとき、離合するとき、特にその草に大々的に当たってしまうところですね。ここはどうですかと。ここは、そのガードレールがあるから、ガードレールは誰が立てたのか、それは町でしょうねと、ガードレールが立っている部分は、それは町ですよと。その内側がうちですからと、そうですねと。だから、そこは草が生い茂っているが刈り払い機でやったとしても、自分のところをお願いする業者の方というのは、今度は町の方に遠慮して自分のところだけしか刈り払いしませんよと。当然、町の方の部分、線路、道路ぎりぎりですか、その辺については残りますねと、こういう話だったんですね。ですから、先ほど言いましたように、水路関係、それから道路と隣接するですね、そういうところは、町の方でJRさんの方と協議しながら、お互いに確認して両方からやっていかないと、きれいに除草することはできないということになると思います。それから、個人の問題なんですが、この個人の問題というのは、これは本来は、あくまでJRさんとその個人の土地との問題でありましょうけど、しかしながら、先ほども言いましたように、隣接する部分というのは非常に紛らわしい部分があるものですから、そういうところでやはり草が生い茂っているようなのは、町の方で指導していかないと安全上問題があるんじゃないかと。だから、その指導するときですね、その町には美しいまちづくり条例というのがございます。これは指導することができないだろうかというようなことを質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） JR、あるいは水路、その他公共施設、あるいは個人の管理しておる建物である、あるいは車であったり、あるいは荒地地とか、いろんな形で防犯上とか、あるいは景観上とか、いろんな課題がございますので、平成12年度に大津町美しいまちづくり条例というのをつくらせていただいております。そういう条例に基づきまして、大津町はそれぞれの荒地地とか、そういう例えば車の放置とか、そういうものについての文書なりの指導をしております。もちろん、町独自でですね、清掃するについては、これは公共用地だけでございますので、個人の土地についてはそのような文書でもって町の方が指導をしないと、隣接の人との間にはそれぞれのトラブルが起きるとまづくなりますので、そういう意味におきましては町がちゃんと指導していかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

貴重な提言をいただきまして、ありがとうございました。まず、中心市街地を通るＪＲ沿線の町道の除草についてですが、道路に雑草がはみ出している場合など、交通安全上、あるいは景観上、問題がある場合には町で除草を行ないながら適正な維持管理に努めているところです。しかしながら、ＪＲとの境界がはっきりしていない場所もあり、除草をどこまでやっていいかという問題もあります。これにつきましては、今後ＪＲと打ち合わせを行ないながら、境界の確認作業などを行うとともに、日ごろからコミュニケーションを取りながらこれまで以上に適正な維持管理が行える体制づくりに努めていきたいと思っております。

また、ＪＲ線路に隣接する私有地についてですが、土地の所有者の方がＪＲとの境界がわからないために除草ができずに放置されたままになってしまうという問題もあると思っております。これは、基本的にはＪＲと土地所有者との民対民の問題ですが、線路周辺に雑草が生い茂り、安全上、あるいは景観上問題があれば、町としても放置するわけにはいきませんので、ＪＲと土地所有者に相談しながら、線路周辺の景観、美化の維持管理に努めていきたいと思っております。

中心市街地を通るＪＲ線路は、毎日たくさんの人や車が行き交いますので、当然交通面での安全確保に努めなければなりません。さらに、電車の車窓から沿線の大津の街なみをご覧になれる大津町民以外の方も大勢おられます。常日ごろから町の顔の一つであるＪＲ肥後大津駅周辺の景観の美化に努めておくことは、大津町のイメージアップにもつながる大切なことであると認識しております。

次に、大津町美しいまちづくり条例の主な運用方法につきましては、雑草が生い茂り放置された土地など、不法投棄が心配される土地の所有者等に対して、この条例の規定を根拠として除草などの清潔保持をお願いするために活用しているところです。この条例の目的としては、町と住民、事業者及び所有者等が一体となり美しいまちづくりを推進するということであり、この条例の目的を達成するために必要な町、住民、事業者、土地所有者のそれぞれの責務が掲げられております。不法投棄を行うものは、雑草が生い茂っていたり、手入れのされていない荒れた土地があれば目立たないから捨てやすい、誰も使っていない土地だから捨てても大丈夫だろうという心理が働き、不法投棄されやすい傾向にあります。こうしたことを踏まえて、その土地に不法投棄の恐れがある場合や近隣の住民に衛生上の問題が懸念される場合などには、この条例の規定に基づき土地所有者や管理者に対して口頭や文書で除草など、清潔の保持をお願いしております。近年の実績としましては、平成２０年度が１４件、平成２１年度が１８件となっております。今後は美しいまちづくり条例の規定に基づいて、土地所有者や管理者に対して清潔保持をお願いしていくとともに、町、ＪＲ、土地所有者、沿線地区住民で十分連携を図りながら、ＪＲ沿線周辺の交通安全の確保及び景観維持に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○９番（坂本典光君） 適切な素早い判断であると思っております。

次、４問目にいきます。今、岩坂の方で迫井手地区の農業生産法人等育成緊急基盤整備ですか、迫井手地区の整備事業が行われておりますが、ここも土地改良区の例の予算６０％削減で非常に進行が

遅れそうな状況であります。それをこの前私どもは現地視察をしまいましたが、その中で非農用地が3町とそれから1町、できるようでございますが、この岩坂地区の方々は、以前岩坂小学校というのがございました。ここが廃校になり、今、岩坂の方は南小学校に入っておりますね。それからちょうどもう何年前ですか、ちょうど大村町長のころだったと思いますが、白川の近くにですね、あそこの避難場所ですか、避難場所として南部コミュニティセンターというのがですね、一部クローズアップされたことがございます。ところが、大村町長は非常にやる気があったみたいですが、これが家入町長に代わってから振興計画にも載っていませんですね。それで、できる予定というか、期待していた方々が非常に失望しているということ、これはいろんなその施策上、それから金銭的な問題もあるんですけども、しかし心情的にはそうであるということ。それから、そのそういう地域でたまたまこういうふうな圃場整備があっているということ。非農用地ができるということ。そこで家入町長はここをどういうふうに使いかを考えていらっしゃるか。コミュニティセンターとはいかないまでも、地域の方々が集まれる場所、スポーツができる場所をつくるようなお考えはないか、質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 迫井手地区の圃場整備でございますけれども、議員おっしゃるように過去にいろいろ問題ありまして、なかなか圃場整備の推進もやっておりましたけれども、前に進めないというような状況であったのは確かでございます。平成20年度からの県への圃場整備事業として事業を着手しております。埋蔵文化財の調査や工事関係も、現在のところ地元のご理解をいただいて計画どおり進歩を見せております。

さて、議員質問の非農用地についてでございますが、企業用地としての約3ヘクタール、地域活用施設用地として約85アールを圃場整備事業と併せまして用意しております。企業用地は圃場整備事業に地元負担が必要でございますので、厳しい農業情勢の中で、この負担9.5%分についてを少しでも軽減できればと思ひ、受益者農家の理解をいただきまして、県道沿いの交通の利便がよいところを選定してもらって設定しております。企業の進出は、地元の負担の軽減だけでなく、大津町の経済の活性化や雇用につながるもので、町での誘致を行っているところでもあります。

次に、地域活用施設用地でございますが、岩坂中島地区は、山と川に挟まれた地域で、古来より大水害が幾度も発生し、甚大な被害を被ったところでもあります。また岩坂小学校が昭和四十数年前に廃校となりまして、地区の方々から地域の基点としての機能を持つ施設で、避難場所の建設の要望が高く出ておまして、このため議員おっしゃったようなところの別の場所にて、この要望に応える施設を計画したのでございますが、なかなか地元がまとまりませんでしたので、そのままになっていたところでございます。今回、圃場整備事業を計画するにあたり、両地区と相談をしまして、いろいろと変遷はございましたが、圃場整備地区内、非農用地を創設し、そこに避難場所としての施設をとということでご理解をいただいて、今、現在圃場整備をやっているところであります。しかし、どのような施設が今後の検討事項でございますけれども、地元といたしましては、ミニバレーができるような体育施設を希望されておりますので、今後につきましては、施設の関係については一応検討を

しているところでもあります。菊陽の方にできております公民分館みたいなものがございませうけれども、そのようなものではいかがですかというような向こうからの申し出が出ておりますので、今後については地域の安全施設でございませうので、圃場整備の面工事が終了しましたら、具体的に今後検討をしながら地元の皆さんとご相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開します。

午前11時49分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。11番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして3項目だけ一般質問を行いたいと思います。

1項目は、農業経営の法人化促進の現状を等ということと、道路整備の推進の実態について、それから子宮頸がんのワクチン接種並びに治療の補助について、3項目一般質問したいと思います。

まず、農業経営の法人化促進の現状を問うということですが、本町における集落営農組織が17団体ありますが、品目横断対策として特定農業団体及びそれと同様の要件を満たす集落営農組織を政策の対象となる担い手として認め、農業経営基盤強化促進法に位置づけ、要求の1つとして5年以内の農業生産法人として法人化することが義務づけられています。当初から法人化に向けてスケジュール…体制整備が求められ、農業生産組織の法人化は効率的な経営管理、金融機関取引先との信用の向上、人材、後継者の確保、従業員の福利厚生面の充実、経営発展等の可能性など、目的及びメリットとして実践されるもので、今後経営に向かつての法人化体制づくりが望まれるものと思われまふ。今回、民主党の政権下では、水田畑作経営所得安定対策を廃止して、戸別所得保障制度を来年の1月の通常国会等に関連法案として上程されるわけですが、今後は6次産業対策として、農業分野で加工、販売、飼料等の拡大、それから所得の向上、雇用の創出を実現するためにも、農業法人が生産だけでなく、加工、流通、販売に取り組む際に必要な加工施設、販売施設、農畜産物の提供施設等整備圃場の対象となる。6次産業化法人と連携協力しながら生産活動を行う農業法人に補助政策が展開されることになりまして、今後行政と農業団体が連携しながら法人化組織づくり、どのようにこう取り組まれるのか、その所見を賜りたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の農業経営の法人化の推進についてのご質問でございますけれども、国の新たな食料・農業・農村基本計画に基づきまして、農業生産者に経営規模などの要件を設定し、担い手政策を中心とした経営所得安定対策大綱が平成17年に閣議決定されております。この対策の1つの柱として、農業経営に着目した品目横断的経営安定対策があり、平成18年度から導入されました。これは、農産物の輸入自由化が図られる中で、より強い競争力をもって農業の生き残りを目指

す農政への転換であり、特にガット体制の下で関税水準などの引き下げや自国の農業に対する支援措置の制限強化により、貿易の自由化が図られようとしている動きに対するものであると思われま。そして、平成22年度から新たな施策として戸別所得保障モデル対策がスタートしております。今後につきましても、集落営農の土地利用型農業で食料受給率向上に向けた生産基盤を確保し、地域農業の発展のために持続的な経営体育成していくことが必要と考えております。また、持続的な経営のためには、議員がおっしゃられるように、生産や加工、流通、販売といった流通の面につきましても必要不可欠と考えております。そのためにも、各種研修会を継続的に実施するとともに、各関係機関と連携を密にして集落営農のさらなる支援を行ってまいりたいと思っております。

現状等につきましては、担当部長の方からご説明をいたします。

○議 長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 手嶋議員の、まず経営や現状について説明いたします。

国が行う農業政策の共通部分として、土地条件に恵まれない我が国の農業の競争力の強化のため、技術や経営感覚に優れた担い手の育成と担い手を中心になった農業構造の構築、地域農業を守るため、小規模農家の集落営農への参画が必要となってきました。具体的には、将来的に効率的かつ安定的な農産物の生産、供給ができる農業経営を行う認定農業者と集落営農組織が担い手として位置づけられました。現在、大津町には議員のおっしゃるとおり17組織があります。その中で、集落営農組織が法人化した組織が1組織あります。このような状況の中、各関係機関と連携を取り、大津町集落営農組織連絡協議会が設立しました。この組織の確立・強化に向けて相互間の連携を図り、法人化を目指すため各種研修会を重ね、活性化を図っておられます。町としてもこの集落営農の法人化に向けての支援を継続するとともに、それぞれの連携を関係機関と取りながら、水田農業のさらなる発展に努めていかなければなりません。平成19年から始まった品目横断的経営安定対策は、水田経営所得安定対策と代わり、平成22年4月から、これも同じ言葉が出てきますけれども、戸別所得保障モデル対策として水田農業の新たな政策としてスタートしております。この米政策にあたります農業の担い手が4ヘクタールの認定農業者と20ヘクタールの集落営農と位置づけられております。現在大津町には認定農業者が160名登録されております。当時この米政策に加入するため、町は県や農協と連携し集落営農組織の設立に取り組んでまいりました。平成19年の集落営農組織の設立から現在まで、組織の法人化に向け各種研修会や事業実施を行っております。具体的には、平成20年度に地域営農組織法人化加速支援事業に取り組み、今、3地域が森・上陣内・下町の3地域でございますけれども、実施して進んできております。また平成21年度には、集落営農法人化等緊急整備支援事業により、大型共同機械を13地域に16台導入し、法人化計画とともに経営の多角化を図ることを目的に取り組んでおります。それぞれ各地域において法人化に向けた説明会を開催し、法人化の推進を行っているところであります。また本年度から始まりました戸別所得保障関係でございますけれども、今、質問の中にありましたように、平成23年度には本格化実施となる見通しの畑作における麦・大豆の生産に対しても、戸別補償をするということで実施の運びとなっているところでございます。それも併せて推進をしなければならないと思っております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 今、詳細に担当部長からご説明がありました。法人化の支援についてはですね、これは当然品目横断的対策として担い手を育成してまいっておりますので、これは5年余の中で法人化をしなければならないという要件になっておりますので、その一方、要件として私たちもずっと見てきたわけですけれども、まず機械ですね、機械設備あたりの共同化が完全にできているのかなということと、それから、集落営農等がもう確認、構成されておりますし、農作業の全面委託、希望農家等も増加しているというような傾向でございますし、リーダーを中心とした組織のまとまりができあがってきているんじゃないかなと思います。そういう組織の熟度といいますか、高まっておりますので、法人化の決断をですね、伺われる時期にも来ているんじゃないかなというふうに感じます。そのような目標達成のためにも、JAと行政がですね、一体となって指導助言をしていかなければならないわけでございますが、今後やはり農業経営が確立、持続的にですね、続けていくためには、主体性ある経営の後押しというのを十分やっていただきたいと思います。そうして、やはり夢のある農業をですね、実現するために支援をお願いしておきたいと思います。

それから、2項目ですけれども、道路の整備推進の実態についてですけれども、本町における県道関係ではですね、未改良区間が多く、その中でも瀬田龍田線、瀬田熊本線は、国道57号の交通渋滞時の迂回道路として多く通過車両を見受けるわけでございますが、未改良区間では幅員が狭くて、車両の離合に支障を来している。特に接触事故が発生しているということを聞きます。また町道関係でもですね、未改良の路線が多く、工業用地への通勤動線と住民との生活路線が交差し、通勤時間帯には交通渋滞の発生が見受けられ、交通安全の低下の要因となっているようでございます。本年度は道路整備事業を計画、仮称がありますけれども、その進捗状況はどういうふうになっているのかを伺いたいと思います。

また、都市道路計画の中で西鶴中井迫線についてはですね、当初平成21年度は供用開始できるというお話もしてあったわけですけれども、未だに用地交渉が完全でないのかわかりませんが、遅れているということで、未解決の箇所があればですね、県と連携強化しながら早急に道路整備をお願いしたいというふうに思います。どういう要件なのか、そこら辺もまたお聞かせ願いたいと思います。

それに併せて、県道の陣内線、南部の道路ですけれども、もう十何年になると思いますが、やはり道路というのはせめて計画してから5年間で創り上げてしまわなきゃならんと。そうしないとね、やはり車というのはどんどん増えておりますし、その対応ができない。そういうことで、道路整備改良工事がなされたと思いますので。ただ田畑とか何かは広がっていますけれども、ほとんど集落のところはですね、そのままの状態というようなことでございますので、あんまり意味がないんじゃないかなと思います。以前、その集落のところではですね、交通事故の接触があったわけですけれども、そこに行ったときには、相手はその通ってくれというふうの手招きしたから通ったと。しかし狭いもんですから接触したと。その相手がですね、右翼的な団体であったということで、交渉の間、相当こう本人に電話かかるもんですからまいったということで、全額私が見ますというような形ですね、こと

も実際ありました。そういう事故が発生しておるといことでございますので、やっぱりそういうところも早く改善しなければならぬんじゃないかなと思います。なぜその集落だけが取り残されているのか、それは県の条例等でですね、いろいろとあると思いますけれども、そこら辺をもう少しやはり現実に合った保障制度といいますか、そこら辺を確立しながら進めばですね、私はできないことはないと思うんです。そこらの欠如があるんじゃないかなというふうに感じましたので、このことについてもですね、町、行政と一体となって県の方に要請しながら取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の道路関連等の整備状況でございますけれども、町におきましては道路整備等につきましては、街中につきましては、まちづくり交付金事業、あるいは集落につきましては村交事業でそれぞれの道路の整備を進めさせていただいております。もちろん、村交には一応終わりましたけれども、まち交につきましては前期の計画、あと2年ぐらい、平成23年度まで残っておりますので、その辺については事業推進をさせていただいております。また、西鶴中井迫線でございますけれども、議員おっしゃるように大変ご協力をいただいております。その中で、県の方の取用前に1の方がまたおられますので、本年度中にはどうかお話を付けたいというようなことで、担当の方から大津町としての支援、支援というか、決断というか、そういうものもお願いしないと先へ進めないんじゃないかなという報告を受けておりますので、それぞれの話し合いの中で、本年度中にはどうしても用地交渉を終わらせていきたいというふうに思っております。この中井迫線につきましては、大津町におきましても十分大津町の活用する道路でございます。特にマスタープランにおきましては、東の方の大事な道路でございますので、県の方にお願いしておりますので、幾分の負担は町も考えていかななくてはこの道路の早期解決はできないんじゃないかなという思いをしております。そういう意味におきまして、地権者関係の方と十分な相談を今年度中にはやっていきたいというふうに思っております。

あと、詳細につきましては、担当部長の方からご説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の質問にお答えいたします。

まず、町道の改良状況ということですが、現在、町道関係につきましてはまちづくり交付金事業、まちづくり交付金事業以外の部分につきましては、起債事業等で対応しております。非常に各路線、事業箇所も多いものですから、順次ですね、用地、それから用地が終わってから工事という形で、あまり欲張らずにといたしますか、急いでして中途半端にならないような感じで事業を次々に終わらせていくような感じの計画を持って今進んでおります。特に継続事業があまり長くないようにということで、そういうふうな考えを持ちながら今やっているところでございます。

それから、県道の瀬田龍田線関係の質問がありましたけれども、これにつきましては集落ごとです。集落部分をそれぞれ一工区という形で県の方は進められておりますので、全線一遍に5年以内というのは非常に難しい部分があると思います。もう今現在残っている部分、改良ができていない部分につきましては、森、それから吹田地区、それから前回から問題になっております陣内部分ですかね、

陣内地区の部分となっておりますけれども、これにつきましても順次進めていくような方向で県の方にはお願いしているところでございます。

それから、最後に西鶴中井迫線に関しましては、今、町長の方からありましたけれども、一応平成22年度に竣工の予定という形になっておりましたけれども、現在の状況は1年延長しまして平成23年度に竣工予定という形で聞いております。工事が着工できていない部分がありますけれども、一応本年度におきましては町営住宅の西鶴団地東側という形の工事を近々発注する予定になっております。残りの工事、未着手の工事の部分につきましては、県道の大津植木線交差点、それから国道57号との交差点という形で残っているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 担当部長の方から詳細についてご説明がありました。道路整備事業計画が本年度出してございますが、その中で、やはり我々が聞かれるわけですね。この事業があるけれども、いつ始まって、いつ終わるのかというような質問がございます。そこら辺があるものですかとお尋ねしたわけでございますが、今年度、事業工事をしますというふうに書いてございますけれども、これがいつまでもやらない。また、来年の明許繰越という形でなるんじゃないかなという予測もされますので、やはり計画したものはできるだけですね、優先的に必要なところから取り組んでいくということが大事であろうと思います。大津町は環境にとってもいいということで、人口も増えてまいっておりますけれども、その反面、道路整備は未整備だというようなことを聞きます。もうちょっと道路がですね、まともな道路ならいいけれども、道路事情が悪いということも聞きますので、やはり今後は道路行政というのは一番大事でございますし、また企業の誘致にも関連しますし、生活道としてもですね、だぶらないようなことでも進めにゃならんわけでございますので、そこら辺を十分配慮しながらですね、今後道路行政に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、子宮頸がんのワクチン接種についてと、それから治療の補助についてということで質問したいと思いますが。先ほど、月尾議員からですね、詳細についていろいろと状況を出してございます。これにつきましては、やはり発症率がですね、ずっと増えているということが現実でありますし、ほとんどの女性にですね、80%ぐらいそういうふうな感染がなされているというふうな状況でございますし、今後特に、諸外国におきましてもですね、この子宮頸がんについては特に接種、ワクチンの接種対象として10代前半の女子についてもですね、取り組んでおるというような状況でもございます。現在、国内でもそれぞれ公費助成という形で自治体が全国に取り組んでおると。国としても、それ相当の予算計上をやるようでございますし、そうなりますと、やはり取り組み、町村の取り組みというのを十分しておかないとですね、その対象外にもなるということにもなります。特に県の情報あたりを聞きますと、全国で600から1千人ほどがですね、発病しておるそうでございますが、7%から10%の間で亡くなっているというようなことで、がんとしては一番・示しているというふうな状況でございます。県内でも、玉東、それから最近小国町あたりがですね、全額支給するということで可決しておるようでございますが、そういうことを考えてですね、本町におきましても母胎や子どもの命を守るためにもワクチン接種を希望する小学校高学年から中学3年までの間を対象にですね、

接種、費用等の補助、それからできればその治療等にもですね、考えていただくならと思います。

そこで、本町の検診の実態ですね、検診実態と、それから今後の予防対策をどういう形で進めていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 手嶋議員の子宮頸がんワクチン接種関係につきまして、状況等につきましてお答えします。

まず、当町の子宮がん検診の状況からご説明申し上げます。20歳以上の女性を対象に自己負担金千円で行っております。平成21年度は1千749人が受診され、受診率は26%でした。欧米の受診率に比べますとまだまだ低い状況でございますが、次に受診後の状況についてご説明申し上げます。平成20年度の子宮がん検診を受けた人は1千697人でした。そのうち精密検査が必要な方が7人いらっしゃいました。がんである人はおられませんでした。がんの疑いのある人が4人いらっしゃいました。子宮がんは早期に発見されれば完全に治療することが可能です。いかに多くの人に検診を受けていただくかが課題となります。当町では、検診の休日開察と併せまして、昨年からは女性特有のがん検診事業を行っております。この中で、子宮がん検診につきましては20歳から40歳までの5歳刻みの方を対象に自己負担金なしで受けていただく事業で検診のきっかけづくりを行っております。昨年は10月から事業開始をしておりますので、対象者1千9人に対しまして受診者は195人でした。今年度はさらに推進していきたいというふうに思っております。議員ご指摘の子宮頸がんワクチンでございますけれども、原因の6割から7割を占める2種類のヒトパピローマウイルス感染を予防します。対象者は性交渉前の人となりますので、小学校の高学年から中学生の年齢が適当となっております。全国では126市町村が助成しております。県内でも4町が、先ほど言われましたように4町が5年度から助成をしております。問題点としては、このワクチンは子宮頸がんの原因となる15種類のウイルスのうち2種類には効果がありますが、残りの13種類には効果が確認できていなく、既に感染している人にも効果がありません。ワクチンを接種したからといっても、完全に予防できるわけではございませんので、検診を受けることが重要となります。子宮頸がんの原因となる喫煙や低年齢での性交渉に対する予防等の啓発の取り組みが大切であると考えております。今後につきましては、女性特有のがん検診事業、さらに推進してまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。1時40分より始めます。

午後1時31分 休憩

△

午後1時41分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。5番議員、鈴木ムツヨが通告順に従いまして、本日最後の一般質問を行います。

1問目、改正労働安全衛生法に基づき、労働者の職場環境は万全か。

2問目、九州新幹線の全線開業を架け橋に九州の横軸観光についてを町長・教育長にお尋ねします。

民主党の代表選で雇用対策や財政健全化、クリーンな政治を掲げ、菅直人首相が当選されました。また、15日には為替介入を行ない、円相場は一時1ドル85円台後半まで急落しました。16日以降も介入を継続する方針とありました。大津町は、県内トップの工業生産高を誇っています。1円の違いで命運をかけるほど影響を受けると言われています。少しほっとしているところです。

1問目の質問、改正労働安全衛生法に基づき、労働者の職場環境は万全か。

1、町が事業主である学校、役場、給食センター等。2、衛生委員会や安全委員会の設置。3、産業医の選任。4、勤務時間の把握。労働安全衛生法は、1972年に従来の労働基準法の労働安全衛生部分が独立する形で制定されました。労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的に施行されました。労働者の安全衛生確保は、事業主にその責任があると明確に定め、安全管理者、衛生管理者の設置などを義務づけ、2006年4月法の改正により、2008年4月から長時間労働者への医師による面接指導体制を50人未満の小規模事業所にも義務づけられました。事業者は労働者の週40時間を超える労働が一月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて医師の面接を行わなければならない。長時間の労働により一月当たり80時間を超えた場合、疲労の蓄積が認められ、また一月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要であると認めた者には面接指導を実施することになっています。事業者は、医師の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、労働時間の短縮等や医師の意見を衛生委員会等への報告、その他の適切な処置を講じなければならないとしています。また、特殊健康診断結果の労働者への通知、安全衛生管理体制の強化、安全衛生推進者は、大学や専門学校卒業後1年以上の安全衛生の実務の経験を有する者、または中学・高校を卒業後、3年以上安全衛生の実務の経験を有する者、または講習を受けた者となっています。労働者が50人以上の事業所には、安全衛生委員会の設置と、少なくとも月1回の委員会開催をしなければなりません。労使対等が原則で、労働時間内に活動することができます。調査審議し、意見を述べる機関です。継続的な安全衛生への取り組みを進めるには、いい手段です。産業医の選任も義務づけられています。月1回、職場を巡視しなければならないとあります。産業医は、厚生労働省で定める要件を備えたものでなければなりません。衛生管理者は、週1回の巡視をし、設備・作業方法または衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに必要な処置を講じなければなりません。事業者は、作業場所、施設、器具などの設置管理や業務について、労働者の生命及び健康を危険から守らなければなりません。法規を守らなかった場合、罰則の適用があるだけでなく、それが原因で事故が起きたりした場合、労働者は損害賠償を請求できます。学校は、衛生推進者を選任する義務があります。しかし、大津小学校は50人以上の労働者を使用する事業であるため、衛生管理者の選任と衛生委員会を設置する必要があります。委員会は、安全衛生に関する計画や実施、衛生教育の実施、労働者の精神的健康の保持・増進を図るための対策の樹立に関することが挙げられています。熊日の9月14日の新聞で、県教委が小中学校公立の全教職員に初めて勤務実態や負担感などを聞いたアンケート調査を実施し、発表されています。今年6月から7月インターネットで実施し、76%が回答を寄せています。小中学

校の8割強は、毎日残業し、休日出勤も常態化し、その中身は平日ほぼ毎日84%、週3回が5.6%、休日は毎週61.5%、各週13.8%、ときどき12.5%、ほとんどなしというのもありました、9.8%となっていました。残業の主な理由は、小学校は授業の準備が58%、中学校は部活動68%。業務で負担感が大きいのは、教委や文部科学省などの調査類が小中学校ともトップで、文書処理や部活動、会議と続き、保護者への対応も小中学校とも2割を超えたとありました。また、次年度から新教育課程の完全実施がなされます。小学校教科書の分量は平均して25%増え、小学校2年生の子どもでも週1回は6時間授業となります。学習内容が増えれば、相応に教師の負担も増加します。次年度から増加した授業の準備で、さらに残業時間が増える可能性があります。多忙感は子どもにもおよび、授業内容が増えれば消化不良を起こす子どもがこれまで以上に増える。その一部は、学校生活に不適應を起こす。さらに、何%かの割合で校内暴力やいじめ、不登校を引き起こすという予想がなされています。09年度小中高校いじめ、県内6千411件、前年度より642件減と報道されていました。子ども千人当たりの認知件数は30.1件と全国平均5.1件を大きく上回り、2年全国で全国最多です。この理由を県教委は件数が多いのは子どもの状態を丁寧に把握したため、早期にいじめを発見し対応した結果が解消率の高さに現れていると話されているとのことでした。大津町は、学習支援指導員13名、特別支援補助金9名、ALT2名が配置され、さらに教育支援センターが開設されています。子ども一人一人に目を向けた対策がなされ、教職員の負担軽減につながっているものと高く評価しています。国も教職員定数改善計画書が発表されました。教員採用競争率は全国平均6.2倍、役場の競争率も高い水準です。せっかく希望に燃えて仕事に就かれた方々を心の病で休職させることのないよう法の遵守が必要です。自殺者数は1997年2万4千391人から1998年に3万2千863人と急増し、平成21年で12年間続いています。2009年の内訳では、50歳代が最も多く、次に60歳代、3番目に40歳代と続いています。内容は、健康問題47%、経済・生活問題25%、家庭問題12%、勤務問題7%、男女の問題3%、学校問題1%、その他が5%となっています。この中に児童生徒は165人で、いじめがらみは中高生で2人と発表されていました。昨年9月議会で質問し、この問題は2回目の質問です。前回の回答で町は安全衛生管理規程で安全衛生管理責任者等の選任はなされているが機能していないとのことと、産業医の選任ができていないとのことでした。町は、役場、給食センター、保育園、幼稚園、杉並園等の施設があります。個々の規模により異なりますが、選任され、誰もがわかるように明示されていますか。学校は、タイムカードの導入を上げられました。正確な勤務実態の把握ができるようになったのでしょうか。また、全職員に正しく安全衛生法を理解させるよう指導していきたい、そのことを徹底できましたでしょうか。また、勤務時間の把握により、何か新たな対応を考えられておられますでしょうか。町長、教育長にお尋ねします。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 鈴木議員の職員関連等の労働環境問題についてのご質問でございます。本当に本年は猛暑でありまして、大変暑い中に大津町給食センターの職員の皆さんの一番頑張りに深く感

謝をしておるところでもあります。地方分権や行財政改革を推進する中でも人口も増加し、町民のニーズも多様化して、複雑化しており、職場での業務内容も各課とも高度化し、複雑で多岐にわたる業務が増加しております。また、集中改革プランの推進に併せまして、職員数の削減など様々な点を含めて心身の疲労、ストレスの増大、健康状態など諸問題も多くなっている状況であります。職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成は大切なことでもあり、衛生委員会体制の整備について、安全衛生管理規程の見直しや職員組合等の協議などを含めて、体制機能の整備を始めたところでもあります。大津町元気なまちづくりには、必要不可欠な職員であり、町の大切な職員であり、財産でもありますので、職員の健康管理は深く、重く責任を受け止めておるところでもあります。体制整備は少し遅れておりますので、十分に機能を果たすように内容や体制等を含めて、急いで整備させたいと思います。

現状などについては、担当部長からご説明をいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 鈴木議員さんの質問の中で、改正労働安全衛生法に基づく労働者の職場環境という形で、大津町役場職員についての部分だけを述べさせていただきたいと思います。質問にありました衛生委員会や安全委員会の設置の件についてでございますけれども、労働安全衛生法で一定の基準に該当する事業場には、安全委員会、衛生委員会の設置が法的に義務づけられております。職員の健康障害や労働災害の防止などに関し、調査審議し、町に意見を述べるように規定されているものでございます。現在、町職員安全衛生管理規程は整備しておりますけれども、実際には議員言われますとおり、あまり機能してない状況でございます。各事業所においても明示していないということでございます。

また、産業医の件について先だって町医師会と協議する中で、町内の医療機関では産業医としての資格の長期研修等が必要であるとともに、検診や相談業務との関係で健康診断などの結果に基づいた生活、健康管理指導、相談、作業環境を指導助言できる人材体制が非常に厳しいとの回答でありました。そこで、今後は町が健康診断等を委託しております医療機関と協議させていただきまして、産業医等の業務委託も併せてお願いいたしたいと考えております。

議員ご質問の職員の勤務時間の把握についてでございますけれども、庁舎内にはタイムカードにより出勤管理を行いまして、日々の時間外勤務伺い命令及び毎月の時間外勤務集計表により所属長及び総務課で職員の時間外勤務の状況を把握、及び確認などを実施しているところでございます。

なお、週40時間を超える労働が一月当たり100時間を超えている状況につきましては、税の深刻時、課税時期や選挙期間など、一定の時期に業務が集中する場合に発生するようでございます。現在、職員が仕事や職場におけるストレス、人間関係、家庭や家族の問題など、様々な要因で病気等になるケースが増えている状況にあります。そのため、町の取り組みとしては、全職員を対象にしました健康診断や健康相談などを毎年続けて実施をさせていただいております。また、本年度から各職場におきまして課を中心にしましてメンタルヘルスやハラスメント研修なども取り入れまして、職員の健康状態やストレス度、健康度などのチェックを行いまして、早期発見や対処法のコントロー

ルなどを学習する体制を導入したところでございます。

一方、毎週金曜日をノー残業として指定しまして、職員の定時退庁を促し、早く帰宅するような取り組みも進めているところでございます。今後は、職員の健康や安全、職場環境の整備などの観点からも、よりよい職場環境整備が進むよう努めてまいらせていただきたいと思います。

また、職員が精神的疾患により休職した場合の職場復帰に関しましては、熊本県が職員向けに定めています「職場復帰支援の手引き」や対象職員の主治医などの専門家の意見を参考にしながら、精神的かつ身体的な負担を増加させず、スムーズに職場復帰できるよう支援に努めていきたいと考えております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 鈴木議員のご質問についてお答えいたします。先ほどから議員が大変詳しくお述べになりましたので重なるところもあるかと思いますがお許し下さい。

改正労働安全衛生法に基づきます規模別労働安全衛生管理体制は次のようになっております。公立学校の場合、事業者は学校であり、職員が50人以上においては産業医を指定し、配置すること。そして、少なくとも月1回は学校を巡視し、職員の健康状態や職場の安全、衛生環境を点検し、校長へ指導助言すること、及び職員の面接相談に応じること。また、衛生委員会を設置し、産業医や養護教諭等を含む委員が健康障害防止、健康保持増進対策などについて調査審議し、学校長へ述べることとされています。職員数が10人から49人であれば、衛生推進者を養護教諭等を充てて衛生面への配慮や計画等を立てていくようになっています。学校給食センターについては、事業者は教育委員会であり、10人から49人の職員数であれば、安全衛生推進者を職員の中から選任することとなっています。この法に基づいて、50人を超える規模である大津小学校には産業医を選任配置し、衛生委員会も設置しなければなりません。そこで、いろいろとここ数カ月ですね、検討はしてきておりますし、現に実施されている近隣から参考書類もいただきまして検討している段階でございますが、まだ現在のところ、産業医の選任には至っておりません。産業医は、特別の資格を有する医者でなければならないということですし、報酬も高くなりますので、町とは別に教育委員会が単独でこの産業医を選任するというのは経済的にも大変難しいことと思いますので、町役場の産業医が選任されれば、該当する学校の仕事も兼務していただくような形で持っていただけるといいなと今思っているところでございます。

また、本来なら50人を超える大津小学校には衛生委員会を設置しなければなりません。しかし、産業医が今決まっていますので、この衛生委員会も設置できない状況でございます。安全委員会は、学校や給食センターでは義務づけられておりません。衛生委員会は開かなきゃなりません。安全委員会は学校や給食センターでは義務づけられておりません。現状として、各学校では衛生管理者あるいは衛生推進者として養護教諭がその任にあたっておまして、学校保健委員会をいずれの学校も設置しております。ここでそれぞれの学校の児童・職員の衛生、健康面に関する対策等を検討して対応しているところでございます。

また給食センターにおきましては、センター長が衛生推進者の任務にあたっているところです。

勤務時間の把握についてお答えします。この法律によっていずれの職場におきましても、長時間労働者の医師による面接指導が義務付けられました。時間外勤務が1カ月100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められ申し出があった職員及び2、3カ月の時間外勤務が平均80から100時間あり、疲労の蓄積が認められ申し出があった職員、あるいは事業者が疲労の蓄積による健康障害を心配する職員については、医師の面接指導を受けさせることとなっております。そこで、各学校の職員の勤務時間の把握をタイムカードを導入しましたので、このタイムカードにより行ない、月末に時間外勤務時間数を自己申告し、それを教頭が集計処理し、校長が面接指導の該当者かどうかの確認と判断をして教育委員会に報告するような形式を今考えております。これを受けて、教育委員会が学校医に面接指導を依頼した後、学校医が指定した日時に本人が診察を受けるという流れの今事務手続きの準備を急いでいるところでございます。この面接指導の受診料は、原則1回は事業主が負担することとなっておりますので、教育委員会が予算措置をしなければなりません。年度当初においては、この面接指導に関する学校医との委託契約ができておりませんでしたので、この件も契約書類を整えて、至急成立させるように、今、取り組みを急いでいる段階でございます。万一該当者が出た場合、面接指導を受ける必要のあるそういう職員が出た場合は、応急的、臨時的対応をして、本人が不利益を被ることがないように対処してまいりたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 今、回答いただきました中にですね、私、前年の9月議会で質問をさせていただきました。そのときに、不備な点がちゃんとあるのはわかかっていて、回答をいただきました。1年経って、役場は法律を守らせる側なのかというふうな見解があります。守らなくていいのかなというふうに思ったところですが、それをどう思われているのかな。確かに産業医の選定はどこも大変なのかなというふうに思ったところですが、すぐできることもやっぺらなかつた。選任した人の名前をですね、明示するぐらいのことは、すぐできることです。それもそのままなさっていなかったというようなことで、皆さん最初はみんな管理職ではありませんですね、労働者から入ってきているわけですが、その辺はもうお忘れになっているのかなというふうに思っているところですが、それに関してもう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、学校の問題ですが、熊本市でですね、大体50人以上の従業員の方がおられるところというのは本当に少ない。学校、幼稚園、保育園ですね、それで今、熊本市では一緒に学校幼稚園安全衛生委員会というのが取り組まれていて、委員会も開催ごとにニュースが発行されて、皆さんに配られているということでした。それと委員会には、委員会の構成の中には組合員が入るべきというふうな項目もありますので、その部分もですね、大津小学校、安全衛生委員会としてですね、やっぱり取り組まれていくべきなのかなというふうに思います。

それと、勤務時間が7時間45分になりました。サービス残業で成り立っている学校現場の状態、実態というのが書いてありました。始業前勤務、登校指導等、休憩時間が取れない、給食指導等、勤務時間終了後超勤、部活、持ち帰り残業、教材研究等、休日業務、部活等というふうにかかれていま

した。心の病、メンタル、先ほど言われましたメンタルヘルス、心の病の最も年齢層は2009年で30代が58.2%、次に40代が22.3%です。しっかりした働き盛り、30代、40代、仕事に燃えていらっしゃる時期ではないかというふうに思っていますが、相談できる体制があればですね、早めの取り組みでいじめもですね、解消できるという話を、委員会の中でも話をされていました。相談する相手がいないということではですね、なかなか発散するところがないのかなというふうに思いますので、ぜひとも先生、今、委託先、委託先生を、医者への委託をとということで考えているということでしたが、早急な取り組みが必要ではないかというふうに思っているところです。

また、先ほどタイムカードの導入の中で自己申告というふうにおっしゃいましたが、自己申告という中身がちよっとわかりませんので、そこを少し教えていただければというふうに思っているのですが、休日出勤、部活動であったり、いろいろあると思いますが、それは校長の方に申告して、それが残業ではありませんが休日出勤になるというふうに言われていますが、家庭訪問や持ち帰り仕事というのがですね、どうしても出てきます。子ども、育児休業法がですね、今年の6月に改正されました。短時間勤務とか、育児時間が取れる現場にならなくてはいけません、先生方としては、とてもそういう時間は取れないのではないかというふうに思っていますし、持ち帰りがですね、どうしてもその部分は、もし保育園のお迎えがあったりしたときに、どうしても早く帰らにやいかんのでできない部分は持って帰るわけですが、そういう持ち帰る仕事若い先生方には大変多いというふうに聞いております。そういう時間の把握というものもきちんとなされているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 鈴木議員さんの再質問でございます。不備があるのをそのまま放ったらかしとったということでご指摘がありました。その辺については、大変申し訳なく思っております。我々公務員、法律を遵守すべき立場であるもので、この辺については重々反省をしております。今後、早急に取り組ませていただくという形でここでお約束をさせていただきます。また、現状については、各課長が今も責任を持って人事管理を含めたところで対処しておりますので、その辺は付け加えさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） お答えいたします。

熊本市の方で安全委員会がつくられているというお話でございました。私、その情報を得ておりませんでしたので、今後市の方ですね、どういう形で行われているのかお聞きしまして参考にさせていただきます。

それから、2つ目は本当に昨日も金田議員のご質問に対してお答えしましたように、学校現場の教職員というのは、本当に多忙でございます。これは事実でございます。内容をここでいちいちまた申し上げませんが、そういう多忙の中ですね、どうしてもそのできるだけならばみんな時間内で終えて帰りたい気持ちはやまやまなんですけれども、なかなか時間が来たからといって、そこで切れないのが、またこの教育現場のひとつの大きな悩みでもあるし、またその生きた子どものその人格形成に関わる仕事をしている場でありますのでね、多くの教職員は使命感の下に、やや無理をしながらも

その任にあたっている人が多いというふうに思います。そして、自分を痛めて病気になったりする方も出ている現状がございます。仕事量を一人で抱え込まなくていいように、できるならば各学校も工夫してですね、チームで対応できるのはチーム力でやっていこうという取り組みも始まっておりまして、いろいろと生徒指導上の問題とかですね、課題の多い事柄については、本当に一人ではとてもじゃないけど解決には至りませんので、学年、大きい学校であれば学年で対応するとかですね、小規模校であれば、校長、教頭も交えたところで学校総力を挙げて、その課題に取り組むような体制づくり、これがまたさらに進んでいくように委員会としても、また助言指導をしていきたいというふうに思っております。

それから、いろんなストレスとか悩みがあったときに、自分自身を考えたときもそうですけれども、一人でこの持っていますとなかなかストレス解消はしなくて、逆にストレスがですね、増幅されて、本当に行き詰まってしまう場面になるわけですが、誰かにそれをはき出したり、相談したりする相手がおればですね、いくらかこう緩和できて、それが消化されて、病にまで結びつかない状況にもなっていくかというふうに思いますので、できるだけその職場における人間関係、これがうまくいくようにですね、特にその中心に座っているのは養護教諭であろうかというふうに思います、いずれの学校におきましてもですね。それとやっぱり管理職の校長・教頭は、できるだけきめ細やかに職員のその日ごろの顔色なり言動なりをチェックしながらですね、声掛けをして、健康度合いも見極めていっているものと思います。そういったところがさらに進みますように、また機会を捉えて助言もしていきたいというふうに思っております。

それから、自己申告というのはどういうものかということでしたけれども、タイムカードの方に何時何分出勤、何時何分退庁というのが出てきますので、それに基づいて、今日は自分は勤務時間が何時間であったということは自分でわかるわけなんですよね。それを、小さい学校であれば教頭がその業務をしても、そう負担加重にはならないと思いますけれども、大規模校になれば20名、30名、大津小あたりに50名も超えるようなところで教頭が個人別のその、1日ごとの時間外勤務、時間数をですね、出していくのは大変だろうというふうに思いますので、間違いがないようにするためにも自己申告してもらった方がいいじゃないかというふうに考えております。自己申告で出されたものを教頭の方で点検集約してですね、それを校長を通して委員会の方に報告していただくような形を今考えております。

それから、持ち帰り残業ですね、これはもう間違いなくあっております。どうしてもやっぱり子どもさんが小さい、特に女性教職員というのは、残ってこの仕事やってしまいたいと思っても、やはり帰らざるを得ない状況下におかれますので、どうしても残った仕事は持ち帰って家ですということになります。そういった部分も、そのタイムカードの中には出てきませんが、やはりですね、一緒に仕事をしていまして、ああ、この人は持ち帰って仕事をしているなとかいうのはわかります。きっと同僚の誰からですね、昨日はこうこうだったということをお話すと思いますし、それによって疲労が重なってですね、心身に不調を来しているということであるならば、やはり養護教諭なり、先ほど申しましたように管理職あたりが、それはつかむことができるというふうに思いますので、タイム

カードに現れない部分も考慮してですね、対応していかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 大変な学校現場だというふうにはいつも聞いております。時間、本当に長く、町長も一度遅くまで電気が点いていると、あれはおられるんだらうなという話をですね、学校が電気が点いているという話をされてきました。今言われたように、複数で対応するということが本当に必要なところかなというふうに思っているところですが、部活の時間がですね、土日もあるし、休日もあるし、試合があるというふうなことで、野球をですね、夏に見せていただきましたが、ああいうのを見ると、ああ、すごいなと、この暑い中で頑張っているなど、先生方もすごいなというふうにして、若い人たちエネルギーというのをですね、感じるところで、部活動のよさというものも思っているんですが、先生方は、子どもたちは3年間で、中学であれば、高校であれば3年間で卒業しますが、先生方は一生の仕事としてされていくわけです。部活動のですね、複数制という部分をですね、どういうふうを考えていかれるのかなというふうに思っているところですが、今、私が1回調べたときに、いろんな部活が、本当にクラブがというのが、多様性、子どもたちの多様性、私たちもそうなんです、いろんな趣味があるということでいろんな多様性があって、初任の先生も、担任もですけど、部活の担当になったりするという話を聞いています。そういう中で、複数制が可能かどうかというふうに思ったところなんです。県教委が学校現場の負担軽減に向けた実行計画というのが平成20年の12月に出されているものを見させていただいたんですが、これが確実に守られていくのかなというふうに思っているところですが、それについてお答えをお願いします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） お答えいたします。

教職員の負担感の中で、部活動を非常に負担感に捉えている人は多いでございます。本当に私も長いこと現場におりましたけれども、部活動は学校教育の一環ということで行っておりますし、部活動を通して子どもたちが育っていている部分というのは多々あるわけですね。ですから、その重要性は十分認識しております。しかし、これが学業と部活と両立する形で進んでいかないと、健全な子どもは成長していかないというふうに思っておりますので、部活動に傾きすぎですね、そちらの方に比重が大きくなりますと、子どもも多分疲労が蓄積されていくでしょうし、どこかでやっぱり子どもも行き詰まる場面に出くわすのではなからうかというふうに思いますし、指導に携わっている教職員もですね、長続きはしないというふうに思いますので、昨日も金田議員のご質問の中でもお答えしましたけれども、熊本県の方でも部活動指針というのがつくられておりますので、それに基づいて大津町の方でも指針を各学校に出しております。小学校は、いずれの学校も大体週3日以内が原則です。大体守られていると捉えております。中学校が4日か5日ということになってはいますが、中学校になりますと、やはり土曜・日曜・祝日もですね、練習試合とか対外試合、そういった形でいろいろなものが入ってきますので、子どものそのやりたいという気持ち、それから保護者の方々の熱意ですね、そう

いうものがあって、どうしてもこう切れない学校の悩みもあるようでございます。しかし、その顧問とか監督だけに負担がかからないように、複数制ですすね、携わるように配慮している学校も多々ございます。例えばその技術指導はできないけれども、その部の会計部門だったら自分ではできるから、じゃ会計担当としてサッカーならサッカーに入るとか、またはその部活動の中でもですすね、技術指導だけじゃなくて生徒指導に関わるような指導もしていかなければならない部分も出てまいりますので、そういった指導面は他の者がやるとかいうことではすすね、複数でこの携わっていくような体制を組んでいるところもございまして、委員会としてはそちらの方向を今後は推進していきたいというふうに思っております。とにかく、一人の者にすべての負担がかからないような配慮をしていくことが大事なことではないかと思っております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。子どもの笑顔が見えるということは、やっぱり先生たちの笑顔からつながっていくと思っておりますので、どうか早急な取り組みよろしく願いいたします。

では、2問目の質問に移ります。九州新幹線の全線開業を機に、九州横軸観光について。

1、天草御所浦と阿蘇のジオパークの連携について議論がなされています。大津の地域興しや活性化にどうつながるか。

2番、伝統の祭りが今年中止になりました。元気大津はどこへ行きましたでしょうか。子どもたちに夢や希望は語れるのでしょうか。

来年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業により、関西から熊本を訪れる観光客は年間で最大45万5千人増えると福岡大の都市空間情報行動研究所、斎藤参郎所長が予測結果を明らかにされました。9月12日付けの熊日に載っていました。現在の熊本への年間観光客数は269万人と推定されています。全線開業後は314万5千人に増えるということでした。しかし、これらの予測結果は熊本が発揮できる潜在能力や可能性を示したもので、実現するには事業者や行政の相当の努力と工夫が必要と指摘されています。地球活動の遺産を主な見所とするジオパーク、台地の公園は、世界遺産の地質版とも呼ばれています。県内では、2009年島原半島が認定され1周年を迎えています。今、県内で阿蘇と天草御所浦が世界に向けた取り組みをなされています。島原半島ジオパークの最大の特徴は、普賢岳災害の爪痕や溶岩噴出でできた平成新山など、活火山の活動のすさまじさをその目で確かめられる点です。九州新幹線の全線開業を機に、九州の横軸観光をさらに強める必要があると観光庁九州観光まちづくりのアドバイザー会議の片岡座長が問題提起をされています。大津町、今年地蔵まつりができませんでした。口蹄疫の問題でわかります、それはわかるんですが、子どもたちは多分夏休み最後、これから新しい学期が始まる、学校に行かにかいかんというところで地蔵まつりを楽しみにしている子どもたちがたくさんいるということで思っています。宇土地蔵まつりを見物ということで、熊日子どもタイムスに載っていた新聞記事ですが、肥後三大夏祭りの一つ、宇土地蔵まつりを見物した。360年前、子どもたちの間で流行っていた病気を抑えるため、宇土藩主がお地蔵様を祭ったのが始まりだそうだ。祭壇にはお地蔵様が飾られ、地域の子子どもたちが鐘を鳴らして人々に参

拝を呼びかけていた。地区の住民などがつくったつくり物は、竹箒や空き缶が材料になっていてすごいと思った。中には、1年掛けてつくられたものもあった。最優秀賞は、口蹄疫よ、さようならという会でできたサイのつくり物だった。来年も行きたいという坂本こうたろうさんという託麻原小学校5年生の記事が載っていました。室は、正月過ぎて1月に綱引きがあっていました。もうこれも本当に長年、昔から語り伝えられて、子どもたちの風邪を引かない、綱を引いてですね、綱を持ち帰ったら1年間風邪を引かないよということが語り伝えられて綱引きがあっていましたが、なくなりました。大津町は、ではこの町内でできる行事をですね、どういうふうに考えていかれるのかなというふうに思っているところです。そして、また私たちがワークショップがこの間、中心市街地分科会というのがまちづくり協議会の中の1つとしてありますが、ワークショップを開催しました。その中でですね、この大津町がですね、何もないと、この町の中で歩ける場所がないということが言われていました。活性化できるのかなと、活性化委員会じゃないんですが、大津町を活性化しようということで私たちも取り組んでいるところなんです、祭りがなくなると元気もなくなるよねという意見がありました。私たちが、議員さんの中にもですね、祭りがなくなってどうしたらいいのかという、過去にも一般質問の中にありましたが、それに代わるものですよ。例えば止めたならそれに代わるものができるか。それと、また簡単に止めるといったときにですね、それを担う人ですね、担う人を見つける、そういう努力もですね、必要ではなかったのかなというふうに思ったところです。綱引きがですね、消防団の方に託されていました。本当に室の祭りなのに消防団だけで担わせたことがよかったのかどうかという部分では、地域でもという話があったときにですね、なかなかお手伝いが募れなかったという部分もあったんですが、町の行事だ、町の祭りだという考え方もですね、していかななくてはならないのではないかとこのように思いますし、本当に子どもたちも勉強だけではなく、祭りに行っただけですね、元気をもらってくるというのがたくさんありますし、大人もそうだというふうに思っています。祭りに対して、それと活性化ですね、に対してどういうふうな思いを町ではお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） まちおこしについてのご質問でございますけれども、まず第1点目の新幹線に伴いますところの大津町のまちおこし計画等についてはいかがなものかというようなお話でございますけれども、議員ご心配のとおり、九州新幹線鹿児島ルートの特産品関連等の特産品を掘り起こされておるようでございます。大津町にも、それぞれの宝物がたくさんあるわけですが、これをどう活かしていくかというのが一番課題であります。もちろん、県の方でも天草、阿蘇を中心とした横の軸で行かれると、大津町は通過の町になってしまうというような状況になりはしないかという心配もしておるところであります。もちろん、そのようにならないようにどうするかと。やはり新幹線と熊本阿蘇空港との要衝と、交通の要衝としてどのような観光ルートをしっかりとお願いをしていかなくちやならないんじゃないかなと。その方法といたしましては、やっぱり今、県は阿蘇の空港の大津町を玄関口というようなことで考えておられます。もちろん、知事の話聞きま

すと、空港は田園もあり、公園もあり、そしてその中に大津駅もあるという広大な考えの中での阿蘇熊本空港というようにお考えのようでございます。そういう意味におきまして、大津からの交通の利便を今しっかりと、この10月からまた試行的に11便が大津、あるいは合志、菊池というようなところを回らして計画をされておられますけれども、心配するところによりますと、それが本当に大津町の客がどう活用できるかというような心配をしておるところでもあります。そういう意味におきまして、今、大津駅周辺の開発を進めさせていただいております。これは、熊本空港の玄関口としての整備とともに、大津町の顔として今、整備をやらせていただいております。そして今、JRの唐池社長、あるいは古賀支社長とも面会をし、ご相談し、いろいろと話し合いをしております。南阿蘇鉄道の藤本高森町長ともご相談をしながら、南阿蘇鉄道のトロッコ列車を大津の駅まで乗り入れていただけるようなお話を今やっております。JRの方も豊肥線と高森線のつなぎをどうするかというようなことを今検討されておるというような状況でございますので、ぜひそのようなものが実現すれば、この大津町からトロッコ列車に乗って発信できればなという思いをしております。もちろん、大津町で降りて大津で買い物をするとか、大津で何かをやらうためには、やはり飛行場から降りた客、あるいはJRで降りた客の人たちが、例えば本田技研の車を利用して町内の観光地、あるいは近隣を回っていただくというようなことで、大津町には2、3年前は24万人の方がお泊まりになったという実績もあります。そのうちの2、3割は阿蘇観光であったという実績が出ておりますので、その辺をうまく利用しながら、大津町にどう住んでいただくか。そのためには、何が必要であるかという、今、大津町の中心街におきましては、上井手を、あるいは街中の中心部の宿場町としての活用をどう生かしていこうかということでまちづくり協議会、あるいは関係者の皆様とご相談をしながら、大津町の街中の開発に知恵を出していただきたいというふうにも思っております。北部につきましては、陽の原キャンプ場をはじめとする広葉樹の森を、今、植栽、企業や熊本市にお願いしながら植えさせていただいておりますので、それが10年後には素晴らしい紅葉の地帯になって、そして野外活動、野外学習にも十分活用できるんじゃないかなと思います。南部につきましては、もちろん白川が流れており、岩戸の里もありますし、あるいは重要文化財の江藤屋敷や、そして岡本屋敷もございますので、その白川を利用した川魚や、そういうものの郷土料理を共にしたところの活性も図っていく、そういうような組織、そういう形の中で大津町の将来をしっかりと担うためには、そのような人づくりがまず必要であると。いろいろご相談しておりますけれども、その辺については乗ってこないというか、なかなか厳しい状況であるのは確かでございます。そういう事情をしっかりと話していかなくちやならないんじゃないかなと思っております。

2点目におきます地蔵まつりとかいう件につきましては、もう議員ご承知のとおり、宮崎で発生した口蹄疫の関係で中止になっておりますけれども、それよりもやはり1月の室の十五夜の綱引き、それから3月の大津の飴市、そしてまた地蔵まつりというものがございますけれども、それぞれの地域の伝統行事関係が後継者の絡みでなくなってきているのは確かでございますし、それが先ほどの梅の造花についてもしかりでございます。やはり何らかの形で町の支援が必要というか、そのお手伝いを町はやっていかなくちやならないんじゃないかなという思いをしております。そういう意味におき

まして、町を活性化するためには、それぞれのイベントが街中に必要になってくるのは確かでございます。まして、それをどう生かしていくかというのは、我々としては昨年地域支援活動事業をお願いしながら、子どもたちと高齢者に皆さんと一緒に1年でも、あるいは掛けながら、つくり物をしながら大津の地蔵まつりや、あるいは唐芋フェスティバルにおいて展示できる、その共同でつくったものが展示されてることによって子どもにも夢、あるいはその地域の皆さんの力になってくるんじゃないかなという思いをしておりますけれども、そのやり方についてまだまだ我々も方法をしっかり検討していかなくちゃならない。将来的には、この2つのものについてどうやっていくかと、今関係のそれなりの方々にご相談を申し上げているのは、明日観や商工会、それとともに各企業、そしてまた観光協会みたいなものをつくりながら、それぞれの役割分担をしっかりと分けながら事業推進というか、そういうまちおこしのイベントにしっかりと取り組んでいただけるようなものを考えていかれたらいいんじゃないかなというような思いをしておりますので、今後については十分そのような人材、あるいはそういう育成をしっかりとやっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 町長の構想はですね、とても楽しみなところがありますが、私たち人が来たときにですね、連れて回るところがないんです、大津町でですね。ぜひとも今言われた構想をですね、何らかの形で早急に取り組んでいただければ町の活性化につながっていくと思います。

これで終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、一般質問は終わりました。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時43分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 諸 般 の 報 告

- 平成 22 年第 2 回定例会会議録

# 平成22年第3回大津町議会定例会会議録

平成22年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成22年9月21日(火曜日)

出席議員	1番 金田俊二      2番 府内隆博      3番 吉永弘則 4番 源川貞夫      5番 鈴木ムツヨ      6番 大塚龍一郎 7番 新開則明      8番 月尾純一朗      9番 坂本典光 10番 石原大成      11番 手嶋靖隆      12番 永田和彦 13番 松永幸久      14番 宇野光廣      15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典      企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則      総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠      企画部企画課財政係長兼ねて白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正      地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾 昭徳      教育長 那須 雪子 土木部長 中山 誠也      教育部長 松永 高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 服部 次子 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 松永 高春

## 平成22年第3回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成22年 8月13日 陳 情 第 3 号	大津町へ土地購入のお願いに関する陳情	継 続 審 議	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 3月5日 請 願 第 2 号	請願書 現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める請願	採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第 5号	現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書の提出について
--------	---------------------------------------

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 2 年 9 月 2 1 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 発議第 5 号 現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 選挙第 1 号 大津町選挙管理委員会委員の選挙について 議決

日程第 7 選挙第 2 号 大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について 議決

日程第 8 同意第 3 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 同意第 4 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 2 年第 2 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の結果並びに経過について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 4 6 号、議案第 4 7 号関連、議案第 5 0 号、議案第 5 1 号、議案第 5 3 号、認定第 1 号関連、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 7 号及び第 9 号、陳情第 3 号の 1 1 件です。

当委員会は、審議に先立って、9月10日の午前中と13日に関係する26ヵ所の現地調査を行い、14日、15日にかけて、委員会B室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第46号は、大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についてであります。委員より、本事業の事務費はどれくらいの負担になるのかとの質疑に対し、執行部より、全体事業費が約3千万円で国が50%、県が20%負担し、残りの30%を関係5市町で負担しております。大津町の負担額は57万9千円となっているとの答弁がありました。採決の結果、議案第46号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号関連は、平成22年度大津町一般会計補正予算(第2号)についてであります。農業委員会関係では、委員より、農地法の改正に伴い農地基本台帳の整備が必要となったとのことだが、どのような改正項目があるのかとの質疑に対し、執行部より、農地法が大きく改正され農業委員会の業務も大幅に増加した。この改正に伴い、一般法人の農業参入に係る条件付貸借権、相続の届出義務化、仮登記の状況、耕作放棄地の把握、新農業者年金の管理等が現在の農地基本台帳ではできないので台帳の整備を行うものだと答弁がありました。

経済部農政課関係では、委員より、畜産業費の口蹄疫支援金は1頭当たり1万円とのことだが、一月当たりの金額なのかとの質疑に対し、執行部より、いいえ、1頭当たり1万円の定額の支援金で考えている。国の支援策が1日当たり400円を助成するようになっている。1ヵ月間控除されており、その補てんを基本に考えている。なお、菊池郡市、阿蘇郡市の支援策も調査して同様の支援額となるよう検討したところだと答弁がありました。

次に、商業観光課関係では、委員より、委託料337万5千円について、町としてはどのような構想を持っているのか。調査は町全域か。限られた一人だけを雇ってするのはどうか。調査のための調査のように感じるとの質疑に対し、執行部より、委託料については、大津町まちづくり協議会に委託することを考えている。平成24年4月の交流センター開館に併せて運営を行うのに、町としては協議会が運営するのではなく新たな組織を考えている。NPO、観光協会などとの答弁がありました。

委員より、2つとも商工会に委託化かとの質疑に対し、執行部より、商工会と大津町まちづくり推進協議会に委託すると答弁がありました。

委員より、何も決まっていない状態で運営組織か曖昧なまま設計を発注し、成果は年度内に出るのかとの質疑に対して、執行部より、貸し館、展示だけでは意味がない。情報交換、収集、発信のスペースとして考えている。団体活動の制作発表の場とも考えている。オークスとの差別化も検討している。ネット発信、まちづくり団体等の交流の場、団体の作品展示・成果の発表の場。建物は簡素なものを持っているとの答弁がありました。

他の委員より、推進協議会は最後まで責任をとることができるのか。協議会は提言を出すことだけで責任は取らないということになりはしないかとの質疑に対して、執行部より、緊急雇用対策事業なので1年間の雇用しかできない。町として効率的な運営が必要と考えている。組織をつくるまでの準備段階と考えてほしいとの答弁がありました。

委員より、失業状態にある人をそんな重要な仕事に就けて大丈夫か。交流センターの目的が曖昧なまま運営していいのか。設計予算が通っているが凍結し、改めてゼロから白紙に戻せないかとの質疑に対して、執行部より、平成21年度の提案では、機能・運営・利用ルール等についてが出されている。住民と一緒に考えること、求心力としての団体に委託を考えている。今年度中に何度か検討のための基本設計をして、議会をはじめ関係部門に見てもらい、幅広く意見を聞いてから23年度の当初予算に実施設計を計上するとの答弁がありました。

採決の結果、議案第47号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号は、平成22年度大津町町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、熊本県水源林造林協議会とはどんな団体か。また、負担金は何に使われているのか。執行部より、市町村、森林組合、林業関係事業所等で構成されており、水上村村長が会長である。負担金は、水源林造林推進活動や広報活動、事務局運営費などに使われているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第50号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号は、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、債務負担行為の契約は一般競争入札で実施するのかとの質疑に対し、執行部より、浄化センター等包括的民間委託は、前回技術提案型の一般競争入札で実施しており、今回も同様に考えている。マンホールポンプ管理包括的民間委託は前回随意契約で実施しており、地域性、緊急時の対応を考慮して検討しているとの答弁がありました。

委員より、前回の浄化センターの委託先はどこかとの質疑に対して、執行部より、日本管財環境サービスと日野環境の共同企業体だとの答弁がありました。

委員より、前回の条件付入札は何社で入札したかとの質疑に対して、執行部より、説明会時は6社前後だったが、入札は1社であったとの答弁がありました。

委員より、マンホールポンプの管理は委託しないとできないのかとの質疑に対して、執行部より、ポンプ故障時は30分以内に現場に到着し対応が必要となる。バキュームカー等が必要で、20カ所のマンホールポンプがあるため管理は委託しているとの答弁がありました。

委員より、随意契約はよくない。入札か随契の決定権者は誰かとの質疑に対して、執行部より、一般競争入札でも条件付となる。決定権者は町長であるとの答弁がありました。

委員より、近隣の市町のマンホールポンプの管理委託の契約状況はどうかとの質疑に対して、執行部より、熊本市、合志市、菊陽町は合特法により随意契約、菊池市は1社随意契約、阿蘇市は技術提案型一般競争入札で2社参加で入札し、包括的民間委託である。今後の民間委託は基本的には一般競争入札としたいが、実績や緊急性、合特法などを踏まえて入札方法を検討するとの答弁がありました。

採決の結果、議案第51号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号は、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算についてであります。

委員より、農集の管理は委託しているのかとの質疑に対し、執行部より、供用開始後1年間は機能

調整業務で委託し、その後は維持管理を日野環境に随意契約で委託していると答弁がありました。

採決の結果、議案第53号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、平成21年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定については、農業委員会関係では、委員より、一方では行政改革で常勤職員数を減らし、一方では嘱託職員が増えている。常勤職員数が減りすぎではないかという懸念もある。嘱託職員で業務対応がうまくできているのかとの質疑に対して、執行部より、以前は局長含め3名の職員体制であった。農地法改正に伴う農地情報入力事務なども増えており、3名職員が必要かと思われるとの答弁がありました。

次に、経済部農政課関係では、委員より、農業振興費の水田地域営農体制整備支援事業補助金については国の補助金が50%と別途10%の交付金がついたということだが、町の一般財源持ち出しはなかったということかとの質疑に対して、執行部より、今回は国が緊急経済対策として行っており、一般財源は充当していないとの答弁がありました。

委員より、21年度は、どこを工事したのか。また、地元の要望は満たされているのか。執行部より、21年度は、7箇所を行っています。毎年、地元からの要望を出してもらい整理して予算を計上しているが、水路延長が長い箇所については、何年かに分けて継続して整備しており、地元の要望分は満たしているとの答弁がありました。

委員より、迫井手地区圃場整備事業については、22年度は予算確保ができたが23年度以降は不透明ということが見通しはどうかとの質疑にいたし、執行部より、全体事業計画は平成22年度から25年度までだが、事業自体が中止になることはないと思われる。ただし期間延長は考えられる。通常は6年間完了が基本であるが8から10年になることもありえるので、農家の実情を踏まえ県に要望して25年度完成を目指したいとの答弁がありました。

次に、商業観光課関係では、委員より、町有林立木売払収入が1千100万円余りあるが、このために使った間伐の費用はどのくらいかとの質疑に対して、執行部より、2千540万円ほどだ。ただ、財源として森林環境保全整備事業補助840万円、くまもと水源の森づくり助成金210万円などがある。また、前年度の間伐費用には、大津小学校分離新設校用の木材伐採費700万円も含まれているとの答弁がありました。

次に、土木部環境保全課関係では、一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法は、下水道の整備に伴って、し尿処理業者の仕事が減るので、行政が目配りをしなさいということだと思うが、し尿運搬補助金はこの法律に基づいて支出しているものかとの質疑に対し、執行部より、この法律に基づくものではない。一般家庭の負担が軽くなるように10トン車でまとめて運搬しており、菊陽町から菊池市に処理場が移ったため距離係数を乗じて補助を行っているとの答弁がありました。

委員より、収集運搬業務は町民の見えないところで随意契約で行われている。どこかではじめをつける必要があるとの意見がありました。

次に、道路整備課関係では、委員より、灰塚陣内線が専決処分で工事がなされた。これ自体が問題であるが、金額も大きいので工事場所とかを所管委員会へ報告があってもよかったのではないかとの意見に対し、執行部より、以後気を付けるとの答弁がありました。

委員より、現在事業を行っている道路新設について年次計画で進められているが、順番とか町全体の計画はつくっているのかとの質疑に対して、執行部より、現在の実施箇所は、平成19年から23年までの計画を実施中なので、24年以降5ヵ年計画を新たにつくって取り組む予定であるとの答弁がありました。

委員より、町道の認定基準の取り組みは進んでいるのかとの質疑に対して、執行部より、要項を策定する予定だとの答弁がありました。

次に、都市計画課関係では、委員より、23年度でまち交は完結するが、事業を急ごうとしているように思える。駅舎、交流センターの観光部分など同じような施設がある。効果はどうかなと思うがとの質疑に対して、執行部より、まち交は5ヵ年で完結する。事業修正、事業縮小できるものは随時検討し事業を行っていきたいと考えている。駅前楽前線は26年度完成を目指しているので、24年度からは社会資本整備交付金を国に申請しに申請して、残りの事業を完成させたいと思っているとの答弁がありました。

委員より、まち交事業の修正は可能かとの質疑に対して、執行部より、事業の中止はできないが、変更は可能だとの答弁がありました。

委員より、駅前楽善線に伴う県道の拡幅は町で行うのかとの質疑に対して、執行部より、町で行う。その後、所有は町名義で、そのまま県道として県が管理するとの答弁がありました。

採決の結果、認定第1号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号は、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。質疑意見なく、採決の結果、認定策4号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号は、平成21年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。委員より、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業者の合理化に関する特別措置法の趣旨は、し尿処理業者の支援が目的だが、それだけでは町民に説明がつかないのではないのかとの質疑に対し、執行部より、一般廃棄物業者の下水道の整備による著しい経営環境の変化を緩和し、併せて近代経営化と規模の適正化を図るため昭和50年に定められた法律で、町は適正な事業内容と実施時期を定めた合理化事業計画を定め、県知事の承認を得て当該業者に対し事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置や職業訓練の実施、就職のあっせん、その他の措置を講ずるよう努めるものになっている。現在は、事業計画は策定していない。県内で、合理化事業計画を策定した市町村はないとの答弁がありました。

委員より、平成6年に厚労省で合理化事業計画の策定要領が出され、今後の3年間も随意契約の可能性が高いのではないか。長野市はバキュームカーの補償金を2千650万出している。日野環境にはバキュームカーは何台あるのかとの質疑に対し、執行部より、10台程度と思うとの答弁がありました。

委員より、今後3年以内に補償金を含めた事業計画を立てられないのかとの質疑に対し、執行部より、事業の転換は資金面、従事者数などの検討などで、3年以内とは何とも言えない。また、計画策

定には費用がかかるので、費用対効果の検討も必要だとの答弁がありました。

委員より、町民に説明するため、随意契約のルール of 改善が必要ではないかとの質疑に対し、執行部より、随意契約については改善をしていき、なくしていく方向で検討する。検討のために1年を要する。結果は報告するとの答弁がありました。

採決の結果、認定第5号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号は、平成21年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、使用料の100%徴収はすばらしい。分担金については収納が少ないが、特別な理由があるのかとの質疑に対し、執行部より、分担金は収納率が落ちている。一世帯につき18万円を3年にわけ1回6万円をお願いしているが、経済面その他諸般の理由で1回で支払うことができない人は分納をしてもらっている。また、夜間徴収、休日徴収も実施しているとの答弁がありました。

採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号は、平成21年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑、意見はありませんでした。

採決の結果、認定第9号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、陳情第3号、大津町へ土地購入のお願いに関する陳情書は、審議の結果、全員賛成で継続審議となりました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただ今から文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第45号、議案第47号関連、議案第48号、議案第49号、議案第52号、議案第54号、認定第1号関連、認定第2号及び認定第3号、認定第6号、認定第8号の11件及び継続審議となっていました請願第2号の1件であります。

当委員会は、審議に先立ち、9月10日午前10時より15カ所の現地調査を行い、13日、14日、15日、午前10時より委員会C室において、執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。

以下、議案の審議の主な経過と結果についてご報告します。

議案第45号大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措条例の一部を改正する条例について報告します。

教育部学校教育課。

委員より、第2子の補助限度額が2万6千円から3万5千円と変更幅が大きいのは、国が手厚くしなさいということだろうが、大津町での該当者は何人いるのですかと質疑があり、執行部より、この

改正による本年度の該当者は2人を予定していますと答弁がありました。

委員より、私立幼稚園についてはどうなっていますかと質疑があり、執行部より、私立幼稚園については教育委員会要綱で定めてあり、別に改正いたします。対象区分は住民税が年額18万3千円以下の世帯が該当になりますので、対象世帯は多くなります。補助金については、3月に支払っていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第45号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号関連、平成22年度大津町一般会計補正予算（第2号）について報告します。

福祉部保健医療課。

委員より、相談体制に社会福祉士が2名もいるのですかと質疑があり、執行部より、社会福祉士は在宅福祉サービスの調査に時間がとられ、外出が多い状況です。また、相談も月50件を超えており、高齢者虐待の相談では非常に多くの時間が必要となります。現在、独居高齢者の把握は民生児童委員さんが要となり包括支援センターのサービスや相談につながっていますが、包括支援センターも本来実態把握をその業務の一つとしております。この強化のため緊急雇用を活用するものと答弁がありました。

委員より、現在のすぎなみ園は取り壊すのですか質疑があり、執行部より、検討委員会でどうするか検討していますと答弁がありました。

委員より、太寿園は社会福祉法人ですか。そこが一緒に養護老人ホームを運営することはできないのですかと質疑があり、執行部より、太寿園は株式会社です。養護老人ホームの運営は、社会福祉法の定めがあり、社会福祉法人などでないと運営ができませんと答弁がありました。

福祉部健康福祉課。

委員より、予防費の新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金返納金について、補助金の申請額と確定額に差が相当あるが、その理由は何ですかと質疑があり、執行部より、補助金の申請段階では、県内全体の接種率と市町村の人口に占める低所得者の割合で積算しましたが、年度末に国の補助要綱が改正され、住民税非課税世帯の実接種者数により積算することになり、大幅な減額となりましたと答弁がありました。

教育部子育て支援課。

委員より、児童福祉総務費の補正について、町としては、子育て健康広場を今後どのように利用していくのですか。遊具等の備品を購入して設置したら、いろいろと利用できなくなるのではないのでしょうか。本当に必要なのでしょうか。子育て健康広場整備の前段と考えていいのでしょうかと質疑があり、執行部より、(仮称)子育て健康広場は子育てと防災の目的を兼ねることとしています。今回はベンチ・テント等で、幼稚園・保育園等に貸し出しができるような移動可能な遊具を予定しており、県からの10分の10補助を活用した備品購入となっていますと答弁がありました。

教育部大津保育園。

委員より、大津保育園費の工事請負費について、梅雨のとき雨漏りということですが、この夏、雨があまり降らなかったからよかったですが、どう対処するつもりでしたかと質疑があり、執行部より、

屋根は陸屋根で北側に傾斜しているため、長雨のときだけ防水シートが浮いている北側のところから溜まった水がゆっくり浸みている状態です。防水シートの張替えを全部したら300万円ぐらいかかります。今回は北側のみを予定していますと答弁がありました。

教育部学校教育課。

委員より、教育振興費の理科教育備品購入費について、今まで学校になかったものを購入するのですか、それとも更新するのですかと質疑があり、執行部より、主に古くなった備品の更新になりますと答弁がありました。

委員より、学校建設費の建設現場仮囲い設置借上料について、町が負担すべきなのでしょうかと質疑があり、執行部より、造成工事や建築工事について、仮囲い設置費は経費に含まれますが、造成工事後から建築工事までしばらく空く期間があります。また、たくさん子どもたちがいる団地内での工事ですので工事が完了するまでを通して安全対策を行うために、工事に含めずに別に設置するものと答弁がありました。

委員より、事務局費の報酬の教育指導補助員について、何をやる人ですか。教職員の指導をする人ですか。勤務条件やどういう仕事を望んでいるのかを教えてくださいと質疑があり、執行部より、基礎学力向上のため教職員の指導を行ってもらう人で、学校長経験者を予定しています。勤務は週3日、18時間ですと答弁がありました。

採決の結果、議案第47号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について報告します。

福祉部保険医療課。

委員より、一般被保険者国民健康保険税の減額については、制度改正によるものですか。今年確定申告は、当初予算には反映してないのですかと質疑があり、執行部より、被保険者の課税所得の減少によるものです。当初予算編成時には、今年確定申告は反映しておりませんと答弁がありました。

委員より、退職被保険者等高額療養費の増額の理由は何ですかと質疑があり、執行部より、退職者医療制度は65歳未満の厚生年金を受けられている人などが対象で被保険者数は約500人です。4月から5月診療分で、脳血管障害や心臓病などのために高額な医療費がかかったケースが数件ありましたので増額となりましたと答弁がありました。

採決の結果、議案48号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成22年度大津町老人介護保健特別会計正予算（第1号）について報告します。

福祉部保険医療課。

執行部より、平成22年度大津町老人保健特別会計補正予算（1号）について説明を受け、質疑はなく、採決の結果、議案第49号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（2号）について報告します。

福祉部保険医療課。

委員より、今回繰越金の計上に合わせて基金繰入金を取りやめる意味はなぜですか。また、給付費が増加している状況で、このタイミングは適正ですかと質疑があり、執行部より、この基金は介護保

陰の一般財源である保険料の余剰分の意味があり、平成22年度の当初予算時には保険料が不足するため取り崩す計画でしたが、今回の繰越金で国や県などの精算による返還金を計上した後、一般財源としての手当てができたため基金繰入金を減額するものと答弁がありました。

採決の結果、議案第52号、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について報告します。

福祉部保健医療課。

執行部より、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を受け、質疑はなく、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号関連、平成21年度大津町一般会計歳入決算の認定について報告します。

福祉部保険医療課。

委員より、高齢看いきがセンターの生きがづくり活動の実績の内容はどのようなものですかと質疑があり、執行部より、高齢者の生きがづくり活動を支援する施設で、シルバー人材センターに年12万円で指定管理しているものです。施設管理のほか、水鉄砲づくりとして子ども工作教室、ミニ門松づくり教室、書道教室、栗の勢定や生垣暫定教室を行っていますと答弁がありました。

福祉部保険医療課老人ホーム。

委員より、入院日用品費の件ですが、入院者は月何人ぐらいですかと質疑があり、執行部より、月平均で2ないし3人で、平成21年度は延べ38人の入院がありましたと答弁がありました。

委員より、説明の中で入院が3ヵ月以上になるような場合は退所になるとの説明がありましたが、説明をして下さいと質疑があり、執行部より、3ヵ月以上の入院治療が必要な場合は措置を廃止するようになっており、次の対応を身元引受人と措置市町村と打ち合わせを行い実施することになりますと答弁がありました。

福祉部健康福祉課。

委員より、若草学園を指定管理委託しているが、運営の状況について報告を受けていますかと質疑があり、執行部より、県の指導監査時に立ち会っています。施設面は問題ありませんが、管理運営面で改善を行っています。一番良くなっているのは、職員が増え、入所者へのサービスが良くなったことですと答弁がありました。

委員より、主要な施策の成果で、老人福祉センター運営事業の今後の方針の中、「環境にやさしい施設の計画的な改修が必要である」とあるが、どういう意味ですかと質疑があり、執行部より、老朽化しており、特に屋根・空調等で今後修繕料が増えてくると心配しています。管理運営面でも費用がかからないように施設整備も検討していますと答弁がありました。

教育部子育て支援課、大津保育園。

委員より、延長保育を受けている子供の状況はどうか。朝早くから夜遅くまで預けられている子どもにはいろんな支障が出るのではありませんか。延長保育手数料におやつ代は含まれているのですか。夜遅くまで保育を受けている子どもは寂しい思いをしているので、保育士の子どもの対応は慎

重にお願いしたいと思います。長い時間保育園に預けている家庭については、虐待等の疑いも考えられるので、十分な情報を得る必要があると思いますと質疑があり、執行部より、年々延長保育の利用者は増えてきています。毎年平均して10名ぐらいです。延長料金は午後6時から7時まで200円で、6時から8時までは500円です。おやつ代も含まれています。延長時間の6時になったらおやつを出しています。延長保育時の子どもへの対応は、子どもは敏感なので、慎重に対応しています。また、家庭等の情報収集は、連絡帳や家庭訪問・保育参観などを実施し、連絡を密にしていきたいと思っておりますと答弁がありました。

教育部学校教育課。

委員より、教育支援センターには生徒サポート指導員という職もありますが、どんなことをする人ですか。執行部より、問題行動がある生徒に対して、学校と連携して本人などへの指導にあたり、学校に出向いて情報収集を行ったりしていますと答弁がありました。

教育部学校教育課幼稚園関係。

委員より、歳出10の4の1の11需用費不用額について、光熱水費等の不用であるが、今年のような猛暑だとプールの使用で水をたくさん使用したのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、不足が発生した場合は補正でお願いしたいと思います。今年は猛暑だったので、プールの回数を多くしました。現在もシャワーで暑さ対策を行っていますが、節水、節約も心がけていますと答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係。

委員より、経費の中に県費で栄養職員が2名配置されているが、何が基準になっているのかと質疑があり、執行部より、栄養職員については「公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員定数の標準に関する法律」があり、大津町給食センターでは3千700食の給食を提供していますので、1601人から6千人以下は2名を配置することになっていますと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。

委員より、歴史資料館整備後の活用はどのように行われたのかと質疑があり、執行部より、平成21年度は、小学生の見学がありました。平成22年度は、教職員による現地学習が行われましたと答弁がありました。

教育部図書館関係。

委員より、図書館資料のDVDなど、返却後写りの確認はしていますかと質疑があり、執行部より、利用者から写りや不具合についてたずねていますが、写りの確認はしていません。利用後は磨きや研磨を行って貸出をしていますが、古くなると写りが悪くなったり、機器の故障も増えていますと答弁がありました。

委員より、館内でのマナー違反への対応はどうしていますかと質疑があり、執行部より、注意事項を新たに掲示し、居眠りなどすべての館内における違反行為について、お知らせを強化いたしましたと答弁がありました。

委員より、駐車場には図書館利用者以外の駐車があるのかと質疑があり、執行部より、毎日

はありませんが時々あります。見つけ次第警告の紙を貼っています。水、土、日曜日は常に満車の状態となり、西側通路に多くの駐車があります。全体的に駐車スペースが不足しています。日常的に違反駐車をされる車両もありますので、警察へ届ける旨の警告もしていますと答弁がありました。

採決の結果、認定第1号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定2号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計歳入出決算の認定について報告します。  
福祉部保険医療課。

委員より、療養給付費等負担金の精算で償還金が発生したのは何故ですかと質疑があり、執行部より、療養給付費等負担金は医療費の34%を国が補助するものですが、2月の変更申請時点では前年11月分まで医療費から予想される額で申請し交付されました。しかし、その後、本年6月に前年度の実績報告を行い、2月分までの医療費の精算額が確定し、補助金額が減額となったため償還金が生じたものと答弁がありました。

委員より、特定健康診査等事業費で目標値に対し達成値が届かなかったということですが、実績値はどれくらいですかと質疑があり、執行部より、特定健診が目標値2千157人に対し1934人、人間ドックが目標値650人に対し599人でした。各地域を回って説明会等を行い、普及に努めてまいりますと答弁がありました。

採決の結果、認定第2号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成21年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。  
福祉部保険医療課。

執行部より、平成21年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受け、質疑はなく、採決の結果、認定第3号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成21年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。  
福祉部保険医療課関係。

委員より、介護従事者が不足していることはありませんかと質疑があり、執行部より、都市部では不足しているとの報道を聞きますが、地方では雇用の場として役に立っており、求人もあっていると答弁がありました。

委員より、主治医意見書は何のためのものですかと質疑があり、執行部より、要介護認定を受ける際には、その方を良く知っている主治医から主治医意見書を出していただき、調査員により認定調査を行い、この2つの資料により審査会に掛けることになると答弁がありました。

委員より、介護サービス等諸費の「施設サービス給付費」と「特定入所者サービス費」とはどんなものですかと質疑があり、執行部より「施設サービス給付費」は町内で言えばつつじ山荘のような特別養護老人ホーム、おおつかの郷のような老人保健施設、勝久病院の中の介護療養型医療施設の3種類のことです。「特定入所者サービス費」は、例えば有料老人ホームが特定施設入居者介護事業所の指定を受けると、その事業所が入居者に介護サービスを提供できるようになります。そのサービス給付のことですと答弁がありました。

委員より、老人ホーム入所者は権利擁護を使っているのですかと質疑があり、執行部より、すぎな

み園で入所のときに本人と身元引受人に説明し、身辺のお金の管理は施設に任せてもらっていますと答弁がありました。

採決の結果、認定第6号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。  
福祉部保健医療課関係。

委員より、平成24年度に後期高齢者医療制度が廃止された後は、滞納は保険料はどうなるのでしょうかと質疑があり、執行部より、平成22年度は老人保健制度が廃止されたときと同じように、しばらくの間は後期高齢者医療特別会計として残ると思いますと答弁がありました。

採決の結果、認定第8号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、継続審議となっていました請願第2号、現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について、国への意見書提出を求める請願について報告します。提出者、菊池郡私立保育園連盟会長の請願内容の趣旨説明を受け、委員より、デメリットを言われたがメリットはないのですか。国からするならば、地方分権、自己責任、経費削減ですと意見があり、また委員より、一般財源化直接方式になると問題も出てくるのではないですかなどの意見があり、採決の結果、請願第2号は多数賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長（手嶋靖隆君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員会報告を行います。

総務常任委員会に付託されました案件について、委員会の審査の経過並びに結果をご報告いたします。

本定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第47号関連、認定第1号関連、認定第10号の3件であります。本委員会は、9月10日、審議に先立って議案に関する11ヵ所について、9月10日現地確認を行いました。13、14日に委員会A室にて執行部により説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過の内容と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第47号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第2号）について、総務部総務課関係。

委員より、菊池広域連合消防本部負担金の増額で子ども手当分とは今年から始まった厚生労働省の子ども手当と同じですかと質疑があり、執行部より、同じです。当初予算時に給付方法等が不確定であったのと、今回の補正でお願いするものです。中学校を卒業するまでお子さんを養育されている職員に子ども1人につき月額1万3千円を給付します。対象となる職員数は69人です。対象となる子どもの数は115人ですとの答弁がありました。

企画部企画課関係では、委員より、今回の国勢調査の調査員報酬や職員手当など増額補正の理由は、人口や所帯数の増加に伴う調査区域の増加原因との説明があったが、これは当初の予算を計上するときに予測されたことではないか。また、当初の積算が甘かったのではないかと質疑がありました。執行部より、ご指摘のとおり当初予算を計上する時点で調査方法が不透明な部分もありましたが、

所帯数が増加している地域の調査区の分割が不十分だったことが主な理由です。今後の調査区の設定などを十分精査して行いたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、電子計算費の委託料の減額について、新システムに関して自庁式と外部委託方式と比較した場合、システム管理経費は年間どれぐらい差があのかとの質疑に対して、執行部より、自庁式では年間約5千700万円、クラウド型と呼ばれる外部委託方式の場合が約4千400万円で、クラウド型の方が約1千万円安くなります。また、新システムに移行した場合、7割ぐらい基本的に現在の各機能が使えまして、残りの3割が新しい機能となりますとの答弁がありました。

総務部税務課関係では、委員より、普通税の交付額について大津町は多い方ですかとの質疑に対して、執行部より、普通交付税は基準財政需要額と基準財政収入額との差であり、多かれ少なかれ毎年の算定によって決定します。基準財政需要額は、地方自治体の、主に人口や面積が基準となり、基準財政収入額は法人、町民税等の税収が基準となりますとの答弁でした。

委員より、起債の利率は5%以内とあるが、現在の貸付利率はどのぐらいかとの質疑があり、執行部より、以前は2%程度でありましたが、最近では1%台に下がっていますとの答弁でした。

採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成21年度の一般会計歳入歳出決算の認定について。議会関係では、委員より、議長交際費についてどのような会議のときに支出しているのかとの質疑に対して、執行部より、行政区の嘱託員会議、消防団との庁議、民生委員、自衛隊等、年に13回ほど支出してしますとの答弁でした。

総務部総務課関係では、委員より、パトロールセンターを設置したことにより、駅前周辺の状況や効果はありますかという質疑があり、執行部より、大津警察署の警察官や錦野駐在所職員の立ち寄りどころ及び防犯交通指導員、町内の防犯パトロール、ボランティアの皆さんが活用されており、駅前の治安がよくなった点や駐輪所の自転車などもきれいになり、防犯面ではよくなったという意見を聞くようになりましたとの答弁でした。

委員より、区運営費補助金とあるが、水銀灯は町のものではないのですかとの質疑があり、執行部より、大津東の水銀灯は設置されたときから受益所有で管理されています。その電気代は年間に170万円ほどかかりますが、その一部を補助しています。最近、老朽化した地域から整備要望が検討されていますが、町では水銀灯の設置ではなく蛍光灯による防犯灯整備を進めており、地域と協議しているところです。

委員より、消防の筒先やホースなどを備品購入費でかなり安い価格で納入されているが、業者が努力しただけではなく、商品のチェックや設計を厳密にやるべきではないか。設計はどこでしているのか。また設計額が妥当かなどの検討をしてほしいとの質疑があり、執行部より、備品購入の設計は標準価格や見積もり等を参考に総務課でしています。今回の備品関係の入札では、最低制限価格を設定はしておらず、設計価格の71万4千円で、入札した結果、業者が努力されたのか、79万8千円で落札されました。低価格の入札だったとは考えますが、積算設計関係についても、さらなる検討をさせていただきますとの答弁でした。

委員より、公用車の車検がどのようにして業者は決めていますかとの質疑に対して、執行部より町内の自動車整備組合と協定を結び、車検の料金は車種によって定め、業者間で料金の違いがないようにしています。また、特定業者に偏らないように確認はしていますとの答弁でした。

委員より、AED管理はどうしていますか。また、管理上の購入ではなく、リースに切り替えているところが多いが、検討されたでしょうかとの質疑がありました。執行部より、各担当課で管理はしています。リースも検討しましたが、今回、経済対策の補助対象事業の購入となっており、今後は検討したいと思いますとの答弁がありました。

委員より、財産の売り払い収入の場合、どこですか。また、不動産鑑定や売り払う場合は公募をしましたかとの質疑があり、執行部より、金額が大きいものはアルコール工場跡地、南側や区画整理地です。これらは、都市計画事業代替地のため、担当課で評価を行っています。今回は代替地なので、用地交渉によるものであり、公募ではありませんとの答弁でした。

委員より、選挙管理委員会の委員は、選挙当日に投票から開票時まで従事されるが、投票立会人の報酬の方が高いと思うがどうなっていますかとの質疑がありました。執行部より、選挙管理委員会の報酬は日額報酬となっており、1回当たり委員報酬4千円と費用2千200円となっていますとの答弁でした。

総務部税務課関係で、委員より、法人税還付の今後の見込みはとの質疑があり、執行部より、予定申告で納入いただいていた分を確定申告で還付するもので、大手企業について予定納税があまり多くないので、平成21年度のような大きな額はないと思うが、今後100万円単位で出てくる可能性はありますとの答弁でした。

委員より、固定資産の減免措置がどの程度かとの質疑に対して、執行部より、農工法、減免等の21件であり、約4億9千万円実施している。農工法減免は23年度まで継続予定でありますとの答弁でした。

委員より、農地転用後の固定資産、課税状況はとの質疑があり、執行部より、農業委員会から通知により、現地調査を行ない現地を確認して現況課税を行っているとの答弁でした。

委員より、全体的に収納率は昨年比べてどうなっていますかとの質疑があり、執行部より、町税全体では21年度が93.82%、20年度が95.74%、1.9%下がっていますとの答弁でした。

総務部住民課関係では、委員より、長期滞納者にはそれぞれの理由があるものの保証人もいるので、いつまでも保証人に連絡しないのは、町は不親切だと思います。長期に滞納することはよくない。何らかの処置を執るべきではないかとの質疑があり、執行部より、即決和解等も考えていますが、滞納者においては誓約書を取り、滞納者増えないように徴収していますとの答弁がありました。

委員より、町民には入居したい方も多くおられると思うので、滞納者に退去してもらい、払える人から家賃を収納すべきだと思うとの質疑があり、執行部より、滞納所帯で退去に至り、誓約書を取って残りの家賃を支払いをしてもらっている方も毎年数件おられます。また、徴収におきましては、昨年より住民課全体へ滞納者への支払いを催告を行っており、徴収率も少しずつ上がっていると思います。今後は、滞納世帯の生活分もありますが、訴訟など該当するものは法的な手段を執っていきたくと思

いますとの答弁でした。

委員より、住基カードの導入にあたり、普及や利用度が悪いと言われていますが、何か方法を検討していますかとの質疑に対して、執行部より、住基カードの利便性を向上し、普及させるために、今後現状を把握した上でコンビニエンスストア等による各種証明書の発行などを検討していきますとの答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、団体活動助成金、交付団体の活動内容についてとの質疑がありまして、部落解放同盟大津支部は部落差別から完全に解放を目指して、町における反差別人権運動の中心的存在として活動されています。また南杉水人権のまちづくり協議会などと連携、南杉水人権ふれあいフェスティバルなどとの地域交流事業にも取り組まれています。今後は、研修中心の活動から脱却した人権のまちづくりなど、新たな事業への取り組みを検討していくとの答弁でありました。

企画部企画課関係で、委員より、ふるさと寄附金として730万円の寄附があっているが、その内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、21年度は栃木県、千葉県、愛知県などにお住まいの大津町出身者の方のから寄附がありまして、県を經由して寄附があったものが4件で42万円、町に直接寄附があったものが3件で31万円でしたとの答弁がありました。

委員より、市町村振興協会交付金配付方法はどうかとの質疑があり、執行部より、オータムジャンボ宝くじの収益金が県を通じて市町村に数に対して人口及び販売実績の割合で協会に交付される。その後、各市町村に配付されますとの答弁がありました。

企画部企画誘致課関係で、委員より、工場立地の補助金の支払いはどのようにするのかとの質疑があり、執行部より、前回の件もあり県などと相談していますが、補助金であるということで制約に難しい部分があります。今後の支払いのために検討してまいりますとの答弁でありました。

会計課関係では、委員より、ある銀行が破綻し、ペイオフが発動されたが、町の預金先金融機関はどうかとの質疑がありました。執行部より、町では9月2日公金管理検討委員会を開催し、金融機関経営状況等調査検討しています。調査の結果、預金先の金融機関は良好と判断できるものでした。貸し倒れ引当金や担保等の保全率も同様に良好でしたとの答弁がありました。

採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり認定するものと決しました。

認定第10号、熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度の歳入歳出決算認定について。

企画部企画課関係では、委員より、協議会事業の中で宿泊体験学習が行われていますが、大津町からの参加はどうなっていますかとの質疑に対して、執行部より、宿泊体験学習は圏域内の子どもの交流促進などを目的に実施されたもので、19年度の熊本市で、20年度は美里町で行われ、いずれも大津町の子どもたちも参加しております。昨年度は合志市で開催され募集もしましたが、子ども会の行事と重なり、大津町からは参加はありませんでしたとの答弁がありました。

採決の結果、認定第10号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げて、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。

午前11時05分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成21年度の各会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、認定第1号、21年度一般会計であります。そもそも地方自治体の仕事は、住民の福祉の向上にあると自治法でも定めておりますが、常に実際行政は町民の暮らしがどうなっているのか、その把握に努めて、その実態を把握することによって町民のための政治を行うことができると考えます。しかしながら、決算の中身を見ますと、この町民の暮らしの実態がそもそも報告がなされておられません。町民の暮らしの実態を明らかにした上で行政の、これは21年度ですね、行政評価を行うべきだとまず考えるものであります。具体的には主な点を申し上げますが、例えば保育行政であります。大津町の保育料が高い、このことを常々指摘をしまいましたが、依然熊本市よりも、とりわけ所得の低い方々にとっては保育料が高くなっているということでもあります。これは、福祉の理念に反することだと思えます。また、子ども人数が、乳幼児の人数が増えて大変喜ばしいことではありますが、一方でその親御さんの暮らしは楽ではない。そういう中、保育所を希望される家庭が増加する中、常に定員オーバーという状況が続いております。まさに詰め込み保育が心配されます。本来、子どもの保育、良好な環境を守るためには、定員内でゆとりを持った保育環境を整えるのが行政の仕事だと思えますが、これに反している状況だと考えます。また、これまで人権教育、同和教育、こういうことが長い間続けられてまいりましたが、しかし、既に同和対策に対する特別立法は期限切れを迎えて相当経っておりますが、未だに同和という名称を関した事業が続けられております。国や県の財源もなくなる中で、町単独でこうした事業をいつまでも続けることは町民の理解は得られない。また、とりわけ同和問題解決に逆行することだと思っております。特に人権教育交流支援事業、これは特定の地域、特定の子どもたちを対象にして、そこに大変多忙な教師が動員をされる。このことは、子どもたちの教育上も、また教師が夜間こうやって時間を拘束されることもほかの子どもたちの教育に影響が出かねないと思うわけです。また、学校人権教育研究会が補助金が出されております。質疑の中で、教職員は、県の職員だと言いましたが、実際は県費負担の市町村の地方自治体の職員というふうに規定がなされているようでもあります。つまり、町の職員だということでもありますならば、教師が本来備えていなければならない人権感覚、これはまさに教職員の職責であります。その基本的な

職責を身につけるのに、なぜ町が補助金で対応しなければならないのか。例えば、町の一般職の職員の研修を受けるのに町が補助金を出すようなことはあり得ないわけですね。当然、町の事業として、財源として出すわけです。こういう点からしても、大変多忙な教職員がこうした研究会、全員が、町内在住の全員の教師が加入されているということではありますが、半ば強制的な加入ではなろうかと疑われるわけです。また、教職員が一番大切な子どもたちと向き合う時間がそれだけ削られてします。本来の子どもたちが教育を受ける権利、これに逆行する事業であり、またこの補助金はもはや必要のない支出だと考えるものであります。こうした人権を守る、また同和問題を一刻も早く根本的に解決をするためにも、こうした特別扱いはそろそろやめるのが妥当であると考えられるわけであります。

次に、認定第2号、大津町国民健康保険特別会計の決算認定であります。国保税の滞納が問題視されておりますが、悪質な滞納者は論外であります。払いたくても払いきれないと、そういうことが明らかな人たちがいるはずであります。命と健康を守る、このことはまさに基本的人権に反することであります。国保税の滞納を理由に健康保険証を取り上げることは、まさに命に関わる許されない事態だと思っております。また、国保44条による医療費の減額免除制度がせつかくつくられました。21年度は実績はゼロであります。せつかく要項を整備したにもかかわらず、町民に知らしめる努力がなされてこなかったと言わざるを得ないと思っております。まさに、町民のことをもっと真剣に考えていただきたい、そういう意味から、この国保の決算認定に反対をいたします。

次に、認定第6号の介護保険特別会計決算の認定であります。そもそもこの介護保険制度が1ヵ月、年金額が1万5千円にも満たない人たちからも保険料を取り立てる。そして、いざサービスを利用しますと、非常に低所得者にとっては思い負担となっております。そういう意味で、この介護保険制度自体が欠陥を抱えた私は制度だと訴えてまいりました。老後の尊厳を守る、そういうためにも、もっと所得の低い人たちも安心できる介護、そういう制度に改善が求められていると思っております。

最後に、認定第8号、後期高齢者医療保険の特別会計の決算であります。ご承知のとおり75歳になった途端、あなたは後期高齢者だというレッテルをはられることとなります。年寄り早く死ぬと言わんばかりの高齢者を差別する現代の乳母捨て山制度であり、このような制度は一刻も早く廃止をするべきだと思います。私も含め、誰もがいつかは必ず高齢者になるわけですから、そういう人たちが長生きや本当にみんな喜んで、そういう制度につくりかえなくてはならないと考えております。

以上で、4本の決算認定について、反対の討論といたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私は、認定第1号について、賛成の立場で討論を行いたいと思っております。ただいま反対の理由として、とりわけ同和教育、地域で行われている学習会について、特定の人に対して行われているような言い方がなされました。私が関わってきた限り、学習会では多数の同和地区以外の子どもたちが参加していました。しかも、送迎についてはお父さんやお母さんがされておまして、そこは単に学習塾といったものではありません。言うまでもなく、同和地区以外にも貧困や病気、仕事など、最近特に厳しい家庭が増えています。学習会には、それらの悩みや思いを語り、子どもたち自身が自尊心や学習意欲を再生させる営みがありました。だから、魅力があるというふうに思っ

います。学校の先生は、かつて、今日も学校に来ていない子どもがいた、何で来ないんだと思い、たまに来た子どもを叱りつけてきた歴史がございました。これは同和教育が始まる以前のことかと思えます。しかし、家庭訪問をしたら、その子が一生懸命家の仕事を手伝っている姿を見た。そういう先生が、同和教育の中で差別や暮らし、仕事の現実に出会って変わってきた歴史があります。子どもたちの実態をその生活の背景まで含めてつかんだ上で教育を進めていくというのは、同和教育が培ってきた方法論だと思います。これは、教育が本来あるべき姿であると思えます。それは、那須教育長が不登校などに対する対応として、1日休んだらまず電話、2日目には家庭訪問というふうに言われたように、実践の中で現れていると思えます。同和教育の理念を教育の普遍として発展させてきた大津町は大変素晴らしいと思えますし、今後も一人一人の子どもたちを大事にする先生たちの仕事を積極的に支える意味でも、学習会の継続のために支援していくべきだと考えます。とぎすまされた人権意識は、たゆまない学習と実践でしか育たないということを申し上げて、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 決算の認定第1号に対して賛成の立場を、認定第2、第6、第8に対して賛成の立場を申し述べたいと思えます。証明いたします。それと、請願第2号、現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について、国への意見書提出を求める請願について、反対の立場を表明したいと思えます。

理由といたしまして、決算の認定第1号、福祉の向上、先ほど反対討論をお聞きしまして、全くそのとおりだと感心しておりましたが、例えば保育料の問題、それとまた保育園の定員オーバーの問題ということを言われました。実際、こういった問題を解決するためには、どういった方法があるのかということで、今回、これにリンクしますところの請願第2号というものが出ております。現行制度のままでは無理がある。大津町でも待機児が23名と聞き及んでおります。ですから、請願第2号のところ、この点につきましては少々詳しくこの認定第1号については賛成であると。そして、請願第2号については反対であるということをお申し述べたいと思えます。

認定第2号、国民健康保険についてであります。払いたくても払えない、確かにこの不景気のあおりを受けまして所得がものすごく減少したという例を委員会でもお聞きしました。課税方法が前年度所得に対するものでありますから、前年度は収入が多かったけれども、22年度、21年度はあった、22年度は激減したというような方々がおられます。そういった方々に対しましては、きちんと窓口で対応しているということをお聞き及んでおります。我々は、そういった方々に対して冷たくあしらって、その保険証を発行しないというような自治体はつくっていないと認識しておりますので、役場としてもきちんと対応をしますし、議会としましてもそういうことがあるならば町民の方々はどんどん役場の窓口でいろんな相談をしていただいて、最前の方法を探していただきたいということで、賛成の立場を表明するものであります。

そしてまた、6号の介護保険であります。この制度もその反対討論で出ましたとおり、内容がいろいろ変わっております。国も試行錯誤しながら、どういった方法がいいのかということを探しなが

ら変更、更新をしておりますけれども、なかなかベストな方法というのが見つからない。しかしながら、あらゆる試みはやっていかなければならない。まだまだ現在進行形の制度であるとは感じますが、いろんな取り組みはやるべきではないでしょうか。そして、よりよき制度として築き上げるように努力しなければならないということで、この介護保険の認定についても、賛成の立場を表明いたします。

そして、認定第8号、後期高齢者の問題であります。私も、こういった呼び名を付けること自体人権に関わるものだと思います。先人たちの恩恵をたくさん受けまして、今、私もここにおりますし、町民の方々もいろんな恩恵を受けているわけでありますから、名称については非常に危惧はしております。しかしながら、制度の改革は確実に行われているということで、賛成すべきものだと私は考えます。

ですから、認定第1号、2号、6号、8号については、賛成の立場を表明するものであります。

そして、請願の第2号について反対の表明であります。私はこういった請願を審議するとき、やはり基本に立ち返って議員必携を見直します。その中で、やはり請願権は国民の権利であると。まずもってそこから始まっておりまして、委員会の審査はどうあるべきか、判断の基準というものがあります。そこで、請願の願いが妥当であるか、実現の可能性があるか、そして町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかということが述べられております。そういった願いが妥当性を欠き、実現の可能性がないものは、あるいは町村行政なり議会の権限に属さない事項に関わるものは不採択とするほかないと述べられております。そしてまた、権限外の事項の意見書の取り扱いといたしまして、やはり慎重な配慮が必要であると考えています。特に、国の権限であります外交問題あたりが出てきたならば、やはり採択するというには及ばないだろうということも書いてあります。取り扱いの留意点といたしまして、安易に紹介議員になることがないか。そしてまた、議会の自主的判断がなされているか。そして、総括的に採択していないか。ただの多数はとして賛成していないかということです。みんなが起立するならば私も起立ということでは、実勢が損なわれる議会ではないでしょうか。請願の採択にあたりましては、議員同士のメンツとか、義理といったものにとらわれず、実現まで相当の期間を要し、困難と認められるものについては、不採択と割り切り、総括的に採択することのないように慎重にあることが最終的には町民の信頼を得ることになるということを理解していただきたいと議員必携には述べられております。ということで、今回の請願について、その提出者の方に委員会に出席を願いお聞きしました。そしてまた、新たなるこの新制度が発足したならばということで、資料も提出されました。この中を見ますれば、新制度イコールデメリットだらけだよということが申し述べられております。私とその提出されたご本人、この方はこの菊池郡の私立保育園連盟の会長であられる方にデメリットばかり言われますが、メリットはないのですかという形で問いただしております。それについては、返す言葉がないような感じで黙っておられました。私はそこで、先ほど委員長が報告で述べられました本来、子どもの教育というものは親がするものであるということで、自己責任ということも考えられるし、また民間の参入による経費削減、そしてサービスの向上も考えられはしないか。そしてまた地方分権ということも考えられるのではないかと申し述べまし

た。まさに、今回の請願は、本当にデメリットばかり書いてありますけれども、私はこの数年来懸案になっております待機児童の問題、こういったものを解消するためには必要だと考えるからであります。実際、こういった請願が出て、この中には熊本県保育協会という方から出されて菊池郡市立保育園の連盟ですね。ということはですね、大津に多くの保育園がありまして、先ほど反対討論で述べられました定員オーバー、環境が非常に悪くなっているよと言われました。こういったものを解消するにはどうしたらいいと皆さんお考えでしょうか。私は、やはり今の制度では無理があるから、そういった人員には応えられないということでもありますので、私はこういった連盟とか、そういったものがあるならば、皆さん集まって現行制度の枠組みの中でそういう待機児童ゼロにしましょうという声上がるのならば私は賛成なんですけれども、そういった声は上がってないんですね。現行制度で過度の自己不信のために、こういった議論が国会でなされたら困ると言っているような感じがこの請願には受けてしまうんです。解決策を述べられているのではありません。ですから、現行のままで行きなさいということは、待機児童はそのままということです。ということが考えられるということですね。ですから、よりよき制度にするためには、いろんな取り組みというのが必要なのに、それを是正して、自分たちはいつも満員の児童たちを預かって、満額の収入を得るといふうに感じた次第であります。ですから、保育料が高いとかいう意見もありましたけれども、こういったものも競争をしなければ、本当にいいサービス、料金というものは生まれないと考えられます。ですから、そのことについて、私も重々いろいろ考えてみましたところ、町は今回、大津町の養護老人ホーム杉並園、これを民間に委譲するという形を取りますよという説明を我々は全員協議会でまた受けておりますけれども、これも一つの民間活用なんですね。このことによって、よりよきサービス、そして我々地方自治体が債務負担行為などを上げて借金をするのではなくて、民間の資金を活用しながらうまい具合やっていく。ですから、今回のこの請願は、そういったメリットの部分ですね、これは見受けられない。脅迫めいた、何か漫画で資料を出してありますけれども、デメリット資料であります。メリット資料というものをきちんと述べて、メリット、デメリットを比べた上で、そうした上で我々はきちんと判断を下して意見書なり何なりを提出するという手順を踏まないと、一方的なものを聞いただけで意見書まで提出する、それも議会の総意のように今回の意見書を、この後に出るような用意がしてありますけれども、私はそういった、まだ検証してない、そのままの文言をそのまま意見書に載せただけというようなこういった請願は賛成すべきではないと思います。もっと深く審議して、よりよき方法はあると思います。ですから、請願第2号に対しては、反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 請願第2号の現行保育制度の維持拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

最初に、議員必携が述べられておりましたが、地方自治体の中で解決すべきもの、できるもの、できないもの、対応するべきものは確におっしゃったとおりだと思いますが、地方自治体は国の下請け機関ではございませんから、現在では政府、国に対する意見書は全国どこの自治体もたくさん出し

ている、妥当な我々議会の権限である、このことは既に明らかだと思います。国が保育制度の解約ですね、悪い方向を打ち出しているときに、それに黙って地方自治体が従うべきではないと。住民を代表する議会が、その総意をもって意見書を提出するのは何ら問題はないと思うわけであります。また、請願書の中でデメリットだけだということではありますが、メリットがあればですね、何ら意見書を出す必要もないわけであります。この請願書の中にはですね、もう既に公立の保育所に対する財政措置がですね、一般財源化されてしまって、ある自治体では国からも補助金が来なくなったというふうによって保育財源を削減をする、そういう自治体も現れているそうであります。ですから、とりわけ私立保育園に対する財源措置が一般財源化されれば、まさに子どもたちへの保育の充実がその自治体の財政力次第ということでは格差が出てくる懸念は十分に考えられるわけであります。日本全国ナショナルミニマムとしてですね、子どもたちが定員以内で十分な保育が受けられるようにするのは、まさに国の全国的な責任であると考えます。これ以上、悪くならないように現行制度の維持、同時にこの請願にはこの制度の拡充と子育ての支援政策を求めているわけです。住民の代表する議会として、ごく当然な請願だと思います。そういう立場から、賛成をするものであります。以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

△

午後 1 時 00 分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、採決を行います。

まず、議案第 45 号、大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第 45 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第 46 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第47号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号及び議案第50号の2件を一括して採決します。この採決は、簡易評決によって行います。お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号及び議案第50号までの2件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号及び議案第54号の2件を一括して採決します。この採決は、簡易評決によって行います。お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の2件

は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成21年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成21年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成21年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成21年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成21年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号、熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

まず、請願第2号、現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国のへの意見書提出を求める請願の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立下さい。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、請願第2号は、採択することに決定しました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。  
委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。  
お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。  
各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。  
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

#### 日程第5 発議第5号 現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書の提出について

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、発議第5号、現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書の提出についてを議題とします。  
提出者の趣旨説明を求めます。  
発議第5号、提出者、鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。発議第5号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

現行保育制度の維持拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書（案）

少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、国の根幹をなす課題として注目されており、保育・子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

このような中、国における保育制度の改革についての議論は、直接契約方式や直接補助方式の導入、最低基準の見直しなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、さらには、一般財源化並びに幼保一体化がとりざたされている。

こうした改革が進めば、経済効率が優先されることによる地域の経済格差が保育の地域格差につながり、また、家庭の経済の状況により、子どもが受ける保育の質に格差が生じることとなる。子どもたちの育ちがこの国の未来であり、すべての子どもたちの健やかな育ちを保証し、国や自治体の責任で保育・子育て支援施策を大幅に拡充することが必要である。よって、大津町議会は、国に対し下記

の事項を強く求めるものである。

1 児童福祉法第24条の規定に基づく現行の保育制度を堅持・拡充し、直接契約方式・直接補助方式を導入しないこと。

2 私立保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、子どもの享受する保育の均衡を損ない、質の低下を招くことになり、断固反対する。

3 児童福祉法の理念が崩壊しないように、保育所最低基準は地方へ移譲することなく、国の責任で行い抜本的な改善をすること。

4 幼保一体化については、現行の幼稚園の直接契約が導入され、保育園でも保育料の支払い能力を確認し選別する必要が発生する。そのため、保育の必要度の高い困窮世帯が保育園に入れなくなるなどの懸念があり、断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

熊本県菊池郡大津町議会議長、大田黒英生。

提出先、衆議院議長、横路孝弘様、以下、記載のとおりです。議員各位にご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 発議第5号に対しまして、反対の立場を表明するものであります。

理由といたしましては、先ほど請願のことについて反対したのと一緒ではありますが、漏れた部分を何点か申し述べたいと思いますが、この児童福祉法というものの理念というものは、制度が変われども、その理念は永遠と続くというものであります。現行の保育制度を堅持しろということは、待機児の解消はされないということをあんに認めるということで、これは大問題でありまして、本来ならば、先ほどの請願のときに請願の審議の方法にもいろいろありまして、一部採択という方法もありまして、本来ならばよりよき意見書として、この意見書は少々いろんな形でよりよきものに持っていくための意見書とは思えず、全くその文言までも全く一緒の状況ということは、その団体に、一部の団体に加勢をして、この民主主義の日本国を後退させることにもなりかねないというこれは重要な問題でありまして、我々は高き意識を持って、理念を持ってこういったものには断固反対し、そしてよりよき制度を創り上げていく、これが必要と考えられます。過度な、まだ審議の最中で決まってもないことを採択だということは、これはあくまでも我が議会で採択する、こういった発議を発するものではないと私は思います。何のために国会議員がいて、県議会議員がいて、我々がいるのか。こういったものをきちんと役割分担とその様々な権限、そういったものを考えますときに、そういった各自の権限を侵すことなく、自分たちのこの町の制度、そういったものの中でよりよき町の制度を創り上げ

ていく、それが大切ではなかろうかなと思いますし、町ではいろんな施策をやって、格差が生じないようにやっております。この意見書の中でも、その各自治体によって、その児童に対して格差が生じるとか、いろんなことを書いてありますけれども、これは生じないんですね。そのために、各自治体の上には、きちんと国が制度として地方交付金交付税あたりで調整をきちんとしていくし、そういったものは各自治体の特色に任せるという形で民主主義を発展させていくものでありますから、格差というものを誤解してもらっては困ります。実際、過度のそういった児童福祉法を曲げた理解は困ったものですが、お金をかけたからといって、児童福祉法の理念が真っ当できるものではありません。ないならないなりに、それなりに工夫と知恵を絞ってできるものだと思います。問題は愛情ではないでしょうか。そういったものを抜きにした、あくまでも金銭でのこういった金銭関係の、我が、自分たちの商売、そういったことをやられている方々の過度の防衛みたいな、こういう先ほどの請願をまた応援するような意見書は絶対に私は通すべきではないと、そういうふうに思います。自由に、そしてこの国がもっともっと発展するようにするには改革は必要だと私はそういうふうに思います。

以上のようなことから、この意見書、発議に対して反対の立場を表明するものであります。議員各位の先ほどの請願よりも、今、考え方を変えられてもいいかと私は思いますので、どうか議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。宇野光廣君。

○14番（宇野光廣君） 皆さん、こんにちは。発議第5号に対しまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

先ほど荒木議員の方からも賛成の討論がございましたけれども、私なりに討論を行いたいと思います。発議第5号は、先ほど委員長報告にもありましたように、去る6月定例議会におきまして継続審議となっていた案件でございます。6月定例議会の全員協議会におきまして、請願者本人の説明ができる申し合わせによりまして、今回、初めてのケースとして文教厚生常任委員会の配慮により説明がなされました。請願提出者本人の説明がなされましたことにより、委員会でも十分な説明を聞かれたものと思います。大津町は、子育て支援の町と言われております。待機児童をより少なくしていくことを子育て支援の町としての責務でもあろうかとも思います。児童手当についてのアンケート調査を以前新聞で見ましたが、児童手当をもらうよりも保育園等の施設の充実を求める保護者が多かったことを記憶しているところでございます。また、発議第5号は、県下すべての保育園の要望であることを申し添えまして、賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第5号、現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 選挙第1号 大津町選挙管理委員会委員の選挙について

○議 長（大田黒英生君） 日程第6、選挙第1号、大津町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大津町選挙管理委員会委員に、中村和人君、紫藤利弘君、佐藤建二君、西岡友子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました中村和人君、紫藤利弘君、佐藤建二君、西岡友子さん、以上の方が大津町選挙管理委員会委員に当選されました。

#### 日程第7 選挙第2号 大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議 長（大田黒英生君） 日程第7、選挙第2号、大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題とします。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大津町選挙管理委員会委員補充員に、鶴田夏代さん、鈴木信次君、清水正一君、三東繁幸君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました鶴田夏代さん、鈴木信次君、清水正一君、三東繁幸君、以上の方が大津町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、大津町選挙管理委員会委員補充員の順位についてをお諮りします。大津町選挙管理委員会委員補充員の順位は、ただいま議長が指名しました順にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、大津町選挙管理委員会委員補充員の順位は、ただいま議長が指名しました順に決定しました。

日程第8 同意第3号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第9 同意第4号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大田黒英生君） 日程第8、同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて並びに日程第9、同意第4号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2件を議題とします。

お諮りします。同意第3号並びに同意第4号の2件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号並びに同意第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げましたすべての提案につきましては、ご議決、ご認定をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆様のご意見、謙虚に承らせていただきます。今後ご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

つきまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。同意3号大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、現委員の大田黒忠勝様が平成22年9月30日をもって任期満了とされますので、新たに菊池郡大津町大字中島62番地、合志文夫様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。合志文夫様は、大津中学校

P T A副会長や肥後大津ロータリークラブ会長を歴任されるなど、人格高潔で教育、学術及び文化に関して高い識見を持たれ、教育委員会の委員として適任と存じます。任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現委員の西岡幸吉様が平成22年9月24日をもって任期満了になられますので、新たに菊池郡大津町大字室247番地11、杉水英治様を大津町固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたいと思うものでございます。杉水英治様は、長年司法書士の業務に従事され、固定資産の評価について学識経験を持たれ、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成22年第3回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後1時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年9月21日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 大 塚 龍一郎

大津町議会議員 新 開 則 明